

## 本日の会議に付した事件

平成29年第3回山元町議会定例会（第2日目）

平成29年9月5日（火）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成29年第3回山元町議会定例会第2日目の会議を開きます。これから本日の会議を開きます。

説明員、震災復興整備課長三浦建彦君が親族葬儀による特別休暇のため、本日とあすの会議を欠席する旨の申し出があります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、9番遠藤龍之君、10番高橋建夫君を指名します。

---

議 長（阿部 均君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理し、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

---

議 長（阿部 均君）1番岩佐哲也君の質問を許します。岩佐哲也君、登壇願います。

1番（岩佐哲也君） はい、議長。おはようございます。

それでは、平成29年第3回山元町議会定例会におきまして、大綱3点、細目12件について第1回目の質問とさせていただきます。

まず、大綱第1。津波防災区域、いわゆる危険区域の見直しと追加支援策についてということでございます。

細目（1）、新防潮堤及び築堤あるいは防潮林と防災に関する設備、計画がいよいよ整いました。震災も復興も大分進んでいる。そこで、予算も3月に720万円決まっておりますが、新シミュレーション実施。一体いつやんのか。どういうあれでやんのかということをもまず1点。

それから2点目は区画区域見直しの判断基準及び方法、基本的考え方、どのような方法でどういうふうな判断で見直しをしようとするのかお伺いするものであります。

3点目。それは一体いつ実施すんのか。区域見直しの実施時期についてお尋ねするものであります。

4点目、1種、2種住民に対する支援策、救済策。前回3種以降の支援が出ました。6月、1種、2種の区域も自主再建した人にも再建すべきじゃないかということで、今回一部のあれが来ましたが、まだまだ不公平感がある。まだまだ不十分である。その再検討についてお伺いするものであります。

それから大綱2。過疎地域自立促進対策についてお伺いするものであります。

1点目は、過疎地域指定の根本的な問題であります財政資力指数が非常に悪くなったと。それから人口減少、他の市町村に比べて我が町は非常に著しいということで、その改善策と人口減少に対する重点施策についてお伺いするものである。

2点目。自立促進対策に関して今年度中に29年度中に実施しようとする優先課題は何なのかについてお伺いします。

3点目。第6次総合計画、現在は第5次総合計画ですが、今後を見据えて第6次総合計画との関連、あるいは2、3年前から盛んに国が指導方針出してます地方創生計画との関連はどうなのか。そして都市医療計画、あるいは企業誘致も含めて都市計画マスタープランとの関係はどうなってるのか。これはいずれも収入増を見越しての対策であります。最後の行革はこれは節約、経費の節減、こういったもので行政改革大綱、これは国の集中改革プランということで指示に基づいてこれはもう26年度で切れて、それは一体どうなってるのか。それと関連ですね。その関連と過疎地一斉促進法との我が町で検討してるものはどうなってるのかについてお伺いするものであります。

4点目。こういったことで過疎地指定になったということで町民挙げて協力得ながらやんなきゃなんないと思う。実施に移す。効果を上げるためにね。そのためには住民の説明や住民の意向調査をどのような方法で反映させようと考えているのかお伺いするものであります。

5点目。住民との協働による目標達成のためのスローガンと考えてんのか考えていないのか。私は考えて考えるべきではないかという立場からの質問であります。

それから大綱第3。職員定数及び予算の予算立案時の考え方についてということで、これは3月の予算編成のときに大きな問題として私は取り上げさせていただきましたが、(1)として適さな定数の考え方、職員定数ですね。震災という大きな問題もありましたが、もう間もなくこの峠も越してまして、その先を見ながら職員定数も考えなきゃならん。そのときに定数の考え方どうなのか。それから条例、定数条例、職員定数条例、あるいは副町長人事人員定数条例、これら改正についてお伺いするものであります。

2番目。人件費のいわゆる固定費といいますか義務的経費といいますか、そん中の大きなものが人件費、この予算立案のときにどういう方法でどういう基準でやってんのか。条例上との定数との関係について、何が何でも条例上の定数をもういっぱい組まなきゃなんないのかどうかというのが私の疑問点であります。お答えいただきたい。

(3)行政改革大綱集中改革プランですね。これは17年の行革から始まりまして22年に行革大綱行政財政改革大綱というものが集中プランが国のほうから指導があつてつくったと思います。その基本理念を一体どこまで日常業務、あるいは再編成に反映させているのか。

以上について第1回目の質問とさせていただきます。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。おはようございます。岩佐哲也議員のご質問にお答えいたします。

す。

大綱第1、津波防災区域、いわゆる危険区域の見直しと追加支援策についての1点目。新防潮堤及び築堤、防潮林建設、設定等による新シミュレーションの実施についてということでございますが、津波防災区域の見直しを検討するための津波シミュレーションにつきましては、防潮堤、防災公園、第二線堤の機能を持つ県道相馬亙理線のかさ上げ工事などの津波多重防御施設工事において設計が固まるなど、津波シミュレーションに必要なデータがそろそろ一定の状況に達した段階でシミュレーションを行い、その効果を検証した上で区域の見直しを検討していきたいと考えております。これまでに防潮堤、防災公園は完成し、県道相馬亙理線の計画につきましても築堤、防風林帯などの安全対策とあわせて笠野地区の住民との間で大筋で合意に至りましたことから、津波シミュレーションに必要なデータがそろそろものと考えております。

津波シミュレーションについてはこれらの動向を踏まえ、業務委託の発注手続を進めてまいりましたが、今般、契約を締結したことから今後契約に必要なデータの収集、入力を進め早急に津波シミュレーションを実施し、その結果を可能な限り早い段階でお示しできるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目。区域見直しの判断基準及び方法、その考え方ということについてですが、今後実施する津波シミュレーションの結果を踏まえ、津波多重防御施設の効果を検証した上で区域の見直しについて検討してまいりたいと考えております。平成23年11月に制定した山元町災害危険区域に関する条例は、その後山元町津波防災区域に関する条例に名称を改正しておりますが、制定の際の基本的な考え方として浸水深と被害程度に応じてきめ細やかに区分する。そして津波浸水シミュレーションの結果を考慮する。さらには防災施設の完成後、国での技術的な検証後には制限内容などを見直すことを検討する。この3点を掲げ、さらには議会での議論を踏まえまして第6条に災害防止上必要な施設の整備の状況に応じ、その結果について検討を加え、必要である場合は見直しを行うものとする見直しに関する明文の規定を加えております。区域の見直しに当たっても、これらを基本としてその必要性、必要があると判断された場合の実施時期についても検討してまいります。

次に3点目。区域見直しの実施時期についてですが、区域の見直しを検討する際にはさきに述べました条例制定時の考え方を基本としてその必要性、必要があると判断された場合の実施時期についても検討してまいりたいと考えております。なお、検討の結果、見直しの必要があると判断された場合でも津波防災区域の指定により第1種及び第2種津波防災区域は防災集団移転促進事業制度における移転促進区域として宅地買い取りの対象としており、また多重防御施設整備に係る各種復興交付金事業の根拠となっていることから、これらとの整合性を十分に図る必要があると認識しております。

次に4点目。1種、2種住民に対する支援策、救済策の再検討についてですが、第1種及び第2種津波防災区域は移転促進区域として本来住むことは推奨できず、町としては防災集団移転促進事業を活用して被災された方々のより安全な地域での再建をお願いしております。しかしながら、やむなく当該地域において震災時の住居を修繕してお住まいになる方もいらっしゃることを踏まえて、一昨年にこれらの方への支援を生活支援金の支給という形で実施いたしました。今年度の6月議会でご可決いただきました支援制度の拡充に係る補正予算では、第2種津波防災区域において震災時にお住まいであっ

た場所をかさ上げした上で住宅を建築する場合の補助を新たに設けましたが、第1種及び第2種津波防災区域に居住する住民に対する生活支援金のさらなる拡充を求める声も伺っております。このことを踏まえて、生活支援金の拡充について再度検討した結果、第1種及び第2種津波防災区域で現地再建された方への支援をさらに後押しすべきであると判断し、これに必要な額を生活支援金の拡充として増額する補正予算案を今議会でご提案させていただいたところでありますので、ご理解願いたいというふうに存じます。

次に大綱第2、過疎地域自立促進地域についての1点目。財政力指数改善策と人口減少対策に関する重点施策についてですが、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法における過疎地域の該当要件は大きく人口要件及び財政力要件の2点であり、本町は平成2年から27年の人口減少率が21パーセント以上であること及び平成25年度から27年度の3カ年度に係る財政力指数の平均が0.5以下であることに該当することから、過疎地域からの脱却のためにはこの要件の改善に取り組む必要があるとの観点からのご質問と受けとめております。

このことについてはこれまでも申し上げておりますが、震災復興計画等に掲げる諸施策を総合的かつ着実に進め、誰もが住みたくくなるような魅力的なまちづくりを進めるとともに、子育て支援、定住促進等の人口減少対策をより一層推進することが重要と考えているところであります。さらに、今後は一定程度復旧整備が進んだ公園等の施設や交通インフラを生かしながら、交流人口や定住人口の増加、産業やコミュニティーの創生に軸足を移しつつ、地域活性化を通じて町の自主財源の増加を図ることが肝要と考えております。そのため、これらの各種事業を展開するに当たり、必要となる過疎地域自立促進計画を速やかに策定し、過疎法に基づく国の財政支援を積極的に活用することで町の財政を極力軽減しつつ、地域の活性化に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目。今年度中に実施しようとする最優先課題についてですが、今年度の過疎計画に関しては財政支援措置を受けるための起債協議のスケジュールの都合から既存事業の過疎債への財源振り替えを主として取りまとめますが、優先的に取り組むべき事業については優先順位や熟度等を勘案の上、今年度当初予算に計上しております。その中でも過疎法の趣旨に沿う事業について積極的に過疎法に基づく財源を活用し、町の財政負担の低減に努めるとともに、新たに宮城病院地区への高齢者福祉施設の整備関係経費など、進展のあった事業等も盛り込んで計画を取りまとめたところであります。これらの事業を着実に実施しつつ、今後次年度に向けた事業を検討する中で過疎法に基づく財源等も念頭に置きながら事業計画をさらに精査検討してまいりたいと考えております。

次に3点目。総合計画等との関連性についてですが、過疎地域自立促進対策につきましては、基本的にはさきに申し上げましたが、震災復興計画等に掲げる諸施策を総合的かつ着実に進め、誰もが住みたくくなるような魅力的なまちづくりを実現することで人口減少の抑止を図るとともに、今後は一定程度復旧整備が進んだ公園等の施設や交通インフラを生かしながら交流人口や定住人口の増加、産業やコミュニティーの創生に重点的に取り組み地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。こうした基本的な町の目指している方向性は過疎地域自立促進対策に置きかえても同様であり、過疎法に基づく国からの財政支援を積極的に活用し施策の拡充、強化を図る必要があると考えております。なお、今回お示しした山元町過疎地域自立促進計画につきましても震災復興計画

等の各種既存計画や中期財政見通し、今年度予算との整合を図りながら過疎法の趣旨に沿った事業を掲載したものであり、また、県の過疎地域自立促進方針との整合を図るため協議を行い、同意を得ているところであります。

今後につきましては、次期総合計画等の各種計画を策定していく上で人口減少対策等の視点や人口が少なくても持続可能なまちづくりの視点をより一層重点的に取り入れていく必要があると考えており、そのような検討を進める中で過疎計画につきましても毎年度見直しを行い、新たな事業や取り組みを盛り込んでいく必要が生じた場合は計画に反映させてまいりたいと考えております。

次に4点目。住民意向の反映についてですが、今年度に関しては財政支援措置を受けるための事務手続の関係上、非常にタイトなスケジュールであったことなどから今年度当初予算に計上されている既存事業における過疎債への財源振り替えを主として計画に掲載し、議会全員協議会でご説明させていただいた上で計画を取りまとめ、作成しております。今後は現在実施中の町民懇談会等においても過疎地域となったことについて情報共有の上、住民の方々と意見交換を行っているところであり、また、各種分野の関連計画等を策定する際に収集した住民意見等に基づきながら各種施策を検討し、最終的には当初予算審議等において議員の皆様とも議論の上、計画に反映させてまいりたいと考えております。

次に5点目。住民協働による目標達成のためのスローガン等の検討についてですが、本町におけるまちづくりのスローガンとしては、その時々総合計画などにも掲げられておりますが、現在はキラリやまもと、みんなの希望と笑顔が輝くまち、子育てするなら山元町などが挙げられます。また、昭和53年に制定された町民憲章なども広い意味ではこれに当たると考えております。今後、人口減少、少子高齢化がますます進行する見通しの中で持続可能なまちづくりを進める上では、ご指摘の住民協働の視点はこれまで以上に重要になるものと認識しております。一方で、スローガンばかりが乱立しひとり歩きしても目標や理念、基本方針が散漫になる可能性もありますので、住民の意向や議会との議論、あるいは次期総合計画等を検討する中で住民協働の視点を重点に押し出していくなど、協働について明確にわかりやすく表現する方策の一つとして検討してまいりたいと考えております。

次に大綱第3、職員定数及び予算の立案時の考え方についての1点目。適正な定数の考え方と定数条例改正についてですが、本来適正な定数の考え方としては個々の事務の業務量を測定し、これらを積み上げて算定するものでありますが、震災後においてはそのいとまもなく、震災対応に必要となる職員の確保に努めざるを得ない状況にありました。一方、類似団体等の職員数と比較する手法で考えた場合、本町の震災以降の7年間における一般会計予算の平均はおよそ350億円であり、例えばその予算規模と同程度の県内自治体の職員数を見ると600名超であることから、本町においても同程度の職員数が必要であったものと考えております。しかしながら、復興事業が一定期間で終了することを考えますと、将来的に過度な財政負担を招くためその不足部分を職員採用で補うことができないことから、全国の自治体に対して協力要請し、必要人数の確保に努め、結果毎年確保できたマンパワーの中で何とかやりくりをしてきたというのが実態であります。

このことから、現在の職員定数条例上の定数は復興事業見合いの人数ではなく、あく

までも確保可能なマンパワーの実態を踏まえこれまで段階的に310名まで引き上げてきたものでありますことを、まず初めにご理解いただきたいと存じます。その上で、現在の職員定数はJR常磐線の運転再開や新市街地整備事業など復興関連事業量のピークに対応したのとなっておりませんが、昨年10月に町開きを迎えるなどそのピークを越え、また、震災から6年以上が経過し派遣職員の確保も厳しい現状を踏まえ、今後職員数は減少を続けるものと考えております。一方で、震災に伴う復興関連事業により整備した公共施設等の維持管理業務の増大、交流人口の拡大、子育て支援施策などの新たな行政需要への対応のほか、産業振興や保健福祉部門など膨大な業務を一手に抱えている課の管理職にかかる負担も過大となっており、組織の分割等も視野に入れながら定員管理に努めなければならないものと考えております。

これらのことを踏まえ、復興関連の業務が収束を迎えるまでの当分の間は各課・室等に対する事務執行体制ヒアリングを通じ事務事業量の推移と適正な職員数を把握した上で組織体制を整えていかなければならないものと考えており、また、定数条例におきましても改正する場面を十分に検討し対応してまいりたいと考えております。

次に2点目。人件費等の予算立案方法と条例上の定数との関係についてですが、東日本大震災以降、町の執行体制がプロパー職員と派遣職員による体制へと変わり、今年度の当初予算時におけるプロパー職員と派遣職員を合計した職員数は職員定数条例の310名を基準とした予算措置をしておりました。これに対して、本議会に提案しております人件費補正予算の考え方については、プロパー職員を4月1日の定期人事異動に伴う人件費の組み替えを行うとともに、自治法派遣職員の負担金については今後年度途中における他自治体からの派遣職員の増員は見込めないことから、現状の職員数を基準とし減額補正の予算措置としております。なお、来年度以降の当初予算における人件費の予算立案に当たっては職員定数によることなく、現状の職員数を基準としたものに改めてまいりたいと考えております。

次に3点目。行財政改革大綱、いわゆる集中改革プランの基本理念の実務への繁栄についてですが、本町では町財政を取り巻く環境が厳しさを増す中、高度化、多様化する業務や住民ニーズに的確かつ迅速に対応できる効率的な行政運営と健全財政の維持に向け、平成22年3月策定の山元町行政改革大綱並びに行政改革大綱実施計画書集中改革プランに基づき事務事業の見直しや職員定員管理の適正化、業務の民間委託等を積極的に推進してまいりました。そのさなかに発生しました東日本大震災により膨大な復旧復興関連業務を最優先に取り組みざるを得ない非常事態となりましたことから、行政改革大綱実施計画書集中改革プランに掲げる重点事項の計画的な推進は困難な状況にありましたが、この状況下においても常に行政改革大綱の基本理念を念頭にこれまで行政組織機構の見直しや保育所の統合、上下水道の包括的業務委託実施など効率的な行政運営や健全財政の維持に向けた取り組みを積極的に推進し、一定の成果を上げてきたところであります。

引き続きこれらの視点、観点を大切に職員一人一人がコスト意識の徹底と事務事業の見直し、改善による廃止縮小統合も含めた事業のスリム化に取り組むとともに、業務の民間委託の導入も視野に効率的かつ健全な行財政運営に努めてまいります。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、再質問をさせていただきます。

まず大綱第1、津波防災区域危険区域の見直しと追加支援策についてということでお尋ねいたします。

まず1点目。新防潮堤及び築堤でやった新シミュレーションの実施についてどうかということで、先ほど町長のほうから必要なデータがそろったら一定の状況を見てシミュレーションを行いますというような答弁が第1回目いただいたんですが、基本的には一線堤から二線堤、あるいは今回いろいろ作った築堤、あるいは防潮林というものはもう計画段階では決まったと思うんですね。確かに実施、実行、建設はまだですが、基本の条件が決まればシミュレーションはいつでもできるんじゃないの。3月に720万円の予算もついているわけで、720万円がちょっと高いんじゃないかという議論もありましたけども、こういう段階に来てます。それで、実際いつシミュレーションやんのか。先ほど締結をしたということなんだが、これいつできてくんのか。我々、あるいは町民にいつそれを公表できんのかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。お答え申し上げます。

今般契約を締結したというふうなことで、年度末までの成果品が得られる発注内容となっているところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。予算検討が去年の11月、12月から入ってると思う。3月議会で決定して、もう半年過ぎておりますが、締結そのものもちょっと遅かったかなという私は3カ月ぐらいで締結に入ってるのかなと思いましたが、これから検討してまた年度末ということ、丸々足かけ2年にかかるということなんですが、これはもうちょっと早くできないのかどうか。一番困っておられんのはやっぱり被災してその地区、あるいは指定された地区に住んでおられる方が一番困ってる。安全安心、建設しないと安全にはなりませんけども、いろんな意味で見直しすることによってシミュレーションすることによってこうですよと公表することによって安心感の1歩2歩前に進められるんじゃないかと思うんですが、もうちょっと早めて結果を出すということできないのかどうか。シミュレーション結果ですね。再度お尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。具体的な関係もございまして、担当課長のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。シミュレーションにつきましては、町長の答弁でもありましており、今般契約が済んだ状況になっております。今現在、データの情報等を収集しておりますので、シミュレーションの結果につきましては委託期間は年度末までとっておりますが、その経過の中で公表できるなり相談できるものがあればその都度議会の皆様等にも共有させていただきながら進めさせていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。大至急早めてシミュレーションの結果を得て公表するようにして。そこで、もう1点お伺いしますが、このシミュレーション関係。笠野地区の新築堤出し、当然あれを方向づけをする際には町ではありませんけど県でシミュレーションしてるはずなんですね。その結果というのは町としては聞いているんでしょうか。そして、それを地区住民には説明してんでしょうか。議会のほうには説明は今のとこなかったんで、その辺の県からの情報入手して公表するお考えはないのかどうか。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。県のほうでシミュレーションを実施しているという部分につきましては、県のほうとも情報を共有しながらそごのないように進めてまいり

たいというふうに考えております。その内容につきましては、ちょっと私どもの部分のデータでもないということがありますのでこの場ではちょっとどういった内容なのかというについては差し控えさせていただきたいと思っております。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。非常に重要なことですので、ぜひこれは町長にお伺いしたいんですが、県には、県は多分というかまずとっていると思うんですね。ですから、その公表情報を入手して公表する、もしくはそれらとあわせながら大至急全体のほかの分も含めたシミュレーションを入手して公表すると、いち早く公表するというお考えがないかどうか再度町長にお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、笠野地区の皆様との大筋で合意に至ったというようなこと、これは提案理由の際に申し上げましたけども、議長初め議会の皆様方大変なご理解、ご支援の賜物でございまして、改めて感謝を申し上げる次第でございまして、確かに住民の方々との話し合いを重ねるために必要な検討を県のほうでシミュレーションも含めて行っていただいたところではございますが、それについては議会のほうなり、あるいは住民の方々にその都度シミュレーションの内容まではお示しはしてこなかった経緯がございますので、これは必要なタイミングで必要な状況の説明、特に議会のほうにはこれまで話し合いを進めるというふうな趣旨での大変なバックアップ頂戴しておりましたけども、執行部からのその築堤、防風林帯等の設置の考え方については余り途中の状況を説明してこなかった経緯もございまして、そんなことも含めて改めて所管の常任委員会なり全協のほうでしかるべき対応をしなくちゃならないというふうには考えているところでございます。

なお、先ほど議員のほうからもう少しこのシミュレーションの時期を早める努力、工夫ができなかったのかという趣旨がございましたけども、一つの要因としては今回の笠野地区の皆様との話し合いが継続進行中であつたというふうなこともございましたので、そういうふうな観点なども考慮してこの必要なデータがそろそろタイミングというふうなものが今般に至つたというふうなこともあわせてご理解いただければありがたいというふうに住じます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。いろんな条件が整えばということなんですが、もう一つ、最近のあれでちょっと忘れされたんだないかと思う。第三線堤問題もあつたんですがあんまり出てこないんですが、これはまたの機会としてとにかくそれも入れて大至急シミュレーションをやって住民に公表してもらいたいということだけ申し上げて、いずれこの問題は追っかけ日常業務、日常議員活動の中で追いかけていきますのでその点だけ申し上げます。

そこで次の確認をしますが、いわゆるシミュレーションを踏まえてというか、あるいはその状況を見て危険区域の見直しをするというのはさっきも回答いただきました。これは間違いございませんね、見直しをするという。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。見直しをするというのは1回目の答弁でもお答え申し上げましたとおり、それはもう条例制定時からの一つの基本的な確認事項でもございますので、それはそういう方向でご理解をいただきたいというふうに思います。ただ、その見直しに際しても一定の方向、制約といいますか前提となるものがございまして、そういうものとの整合性が図れるような見直しのあり方というふうなものを十分に配慮していく必要があるんだろうというふうには考えているところでございます。



1 番（岩佐哲也君）はい、議長。一定の整合性というような話ありました。もともと危険区域 1 種、2 種、3 種。あれは建築基準法の 39 条の 2 に基づいて危険区域を設定して、その危険区域には新たな住宅は建てられませんよというそれで 1 種を例に挙げればそこを修繕して入る、これもできるだけよその地区に移動してほしいという要請でありますけども、絶対住んでだめだということがこれは憲法上でも当然どんな部分でも保障はされて住民が住んでるやつを裁判でも強制収用の決定が出ない限りは住んでもいいということになってるわけ。

ところで、2 番目の質問に入りますが、そういったことでこの見出しをすると 1 番、3 点目のちょっと実施時期が見直し区域の実施、これは先ほどの説明だとどうも町長は腰が引けてるような答弁、いわゆる買い取りの対象となっておりまして、いろんな整合性があるもんだからその辺は十分考えながら検討します、検討しますと言いながらちょっと腰が引けてるような感じを受けるんですが、これは住民の財産を守るという基本的な部分、憲法に基づいた基本的な住民の生活を保障するという意味からすれば一時的な危険区域 2 種、3 種なった設定したやつとの整合性ってのは優先順位からいったら憲法のほうが優先順位基本的人権のほうを守る、財産を守るっていうほうが優先すべきだと私は思うんですが、それらも考慮した見直しというものに至るのかどうか。いろいろ整合性を考えながらと盛んに整合性言われてますが、私はこの部分もちょっと引っかかりを感じるんですが、もうちょっと被災された住民の方々の立場に立った決定をなされてもいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。腰を引けてると言われるとちょっと私もいささか腑に落ちない部分があるわけでございますけども、以前にも申し上げましてるとおり、600 名を超す大変な犠牲を我々払ってるわけですよ。そこの中での安全安心対策を行政としてどういうふうに確保していくのか、担保していくのかというのが大きく問われてると私はこの思いはこの 6 年半、全然変わっておりません。これは一緒に苦労したであろうここにいる幹部職員もしかりだというふうに確信しております。そういう中で、この土地利用、防災対策、安全対策をいかに進めていくべきかとのことだろうというふうに考えてございます。これまでの議論の中でも次は 500 年、1000 年というふうなたぐいの話もこの場以外でもそんな声も耳にしていまいりました。しかし、まさにそれでは喉元過ぎればというふうなそういうたぐいになりかねないんじゃないかというふうに危惧しているところでございます。

建築基準法での土地利用の建築の制限、あるいは基本的な居住権の関係、いろいろございますが、今の考え方としては新たに建築ができないと。いわゆる今の家屋に住める間というふうな時限、暫定的な期間でございますので、もちろん町民のお一人としての安全対策を行政としてそれをしっかりとカバーしていくという基本スタンスは必要でございますけども、全体の、町全体の安心安全を守る上でどこにどういうふうな形で多重防御なり危険区域を設定すべきかというのは根幹にかかわる非常に大切な私は考えだろうというふうに思っておりますので、それとまたその国の制度を利用させていただいてのまちづくりをしてる関係で、その辺との整合性というのも十分配慮せざるを得ない、これは常識的な理解の仕方ではないのかなというふうに考えているところでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。町長の言われる住民の安心安全を守るというのに十分配慮したんだと、その結果だというのはこれは当然そういう考えは尊重すべきだし重要だと思う。

ただ、逆にそのことによって自分たちの財産が例えば2種とか何かだったら財産が非常に制約を受けてる、評価が下がる、土地の評価が下がるとかいろんな制約を受けてるわけ。岩沼、亘理もそうですが、よそは危険区域1種だけです。2種、3種まできめ細かにかというこれは安全だという裏返し、安全を確保するためだと住民のために思ってやったんだということはそれはそれで結構ですが、2種、3種についてここに書いてありますが制限となる建物なんていうのはもともと建っていた住居は1種でもそうですが、直して住み着くことができます。制限については1種は原則建築禁止だけでも2種はちょっとかさ上げだとか何かありますけども住めるということであれば当然これらのところは今度7.2メートルの防潮堤とか二線堤、三線堤もやったということで1000年に1度のL2クラスにはどうしても水かぶるかもしれないけども、逃げる避難道路つくったり何かということで、それなりの対応してるわけですから少なくとも1種については見直していてもなかなか厳しい部分はある。ただ、1種の一部もまだ見直し防潮堤なんか変わったわけですから、見直しにしてもいいと思いますが、2種とか3種という指定はもう解いてもいいのではないかと私は思うんです。そのもちろん裏づけのデータが出てから。ただ、そういうデータが出ないうちにどうも先ほどちょっと言葉強かったかもしれませんが、この説明の中にはいろんな部分を想定してほかとの今までの整合性を図りながら簡単には外せないみたいな話を見直しできないみたいな話がされたものですから申し上げた。最初からそういう方針じゃなくて、きちんとシミュレーションが出てこれは大丈夫だと、あるいはこの程度ならばということで、あとは自己責任を持ちながら持っていていただくことによって住むということも含めながら、そうでないと定住促進しようたってそんな危険な指定されてるところに誘致なんかできませんよ、これは。そういったことも総合的に考えて見直すべきじゃないかということ再度申し上げますが、町長のお考えをお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまのお尋ねの部分につきましては、私は1回目の質問の中で1種、2種区域については防集事業の移転促進区域だというふうな趣旨で先ほどお答えしたつもりでございまして、3種までを念頭にというつもりはございませんので、それぞれの区域での被害の度合い、津波の浸水深による度合い、そしてまた現地再建されてる方への極力有利なっていますかね、国の制度を使って内陸のほうに移転される、あるいは補修をしてお住まいになられる方については現地でも引き続きお住まいになれる、いわゆる選択制ですね、これは2種制度にあえて山元町ならではのきめ細やかな配慮をさせていただいたというふうなところでございまして、3種区域についてもやはり一定の被害が出たというふうな状況に鑑みて、一定の安全対策をしていただきたいというそういう思い、そしてまた一定のその区域設定をすることによって集団移転事業の対象にはなり得ない部分に対しての支援というふうなものについても対応しやすいようなそういう被災地の、被災者の方に寄り添った視点での対応をしてきたところでございまして、言うならば3種などはそうした対応がとっていただけることが確認できるのであればシミュレーションの中でのこの見直しというのはやぶさかでないのかなというふうなそんな考えも持ってるところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。今の回答ですと、3種は見直せるけども2種は見直ししない、1種は見直ししないとそういうふうにとってよろしいのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私は設定の考え方を申し上げたところでございまして、今の段

階で言えるのであればそういうところかなど。シミュレーションの結果を見ないで軽々に期待感を持たせるような発言はちょっとこの場では差し控えたほうがというふうな思いもございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。言葉のあれをやってるわけじゃありませんが、1種、2種、3種含めて総合的にもう一回見直すべきだということを申し上げておく。3種だけということではなくて、もちろん1種、2種。特に2種なんかは非常にそういった意味で広い土地、また住んでられる方もたくさんいます。1種でもおられますけども、そういった方にもうちょっといろいろ配慮をした見直しがあってもいいんじゃないかということをお願い申し上げます。いずれ、これもこの場だけで終わりませんのでずっと追っかけていきたいと。

それで4点目も1種、2種住民に対する支援策、救済策の再検討と。6月議会で1種、2種には生活支援金というか出したから今回の調整資金というかお貸しあれですが、前に手薄だったところに補填をするんだという考え方に基づいて判断するにしてみればちょっと手落ちがあったんじゃないかというようなことで6月で議会の総意として再度検討し直すべしということの結果、今回補正で21日に検討するわけですが、補正で1種、2種で自宅再建された自主再建された方も50万円補填しましょうという予算がある。これはこれで評価いたします。大変結構なことだと思う。ただ、我々としては、私としては同じく3種と同じく自宅再建されて自主再建された方も非常に新築と同じぐらい費用かかり、いろんなご苦労なされて決断して住んだわけで、そこは先ほども申し上げましたけど、絶対住んではならないという場所ではないわけで、できるだけ移転してほしいけどもどうしてもその場合はそれはそれです。いうことであれしたんですが、再度50万円でないということではなくて100万円まで出すとほかの3種とかの補助支援と一緒にするということの再検討をすべきと思いますが、町長のご意見をお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほども1回目のお答えで述べさせていただいたとおり、我々としては当初こういう制度がなかったものをいろいろ再検討する中で100万円という形、さらに今回他のエリアが拡充策をとった中で皆様のご意向も踏まえて一定の引き上げを、拡充をというようなことでございますので、皆様のお気持ちを相当程度加味した内容でこの制度の拡充に努めてきたというようなところがございます。これまでもご説明してきたように、いろいろとこの支援に当たっての対象になる項目なり、あるいは補助率の考え方なり県のほうにも確認をしながらここまで来たところでございますので、これ以上の引き上げについては考えていないというようなことでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。先月の29日、大河原で井口岩沼元市長の話を聞く機会がありました。中に感心する話をちょっとあったものですから私は31日岩沼市に行って市役所行っていろいろ現地を見ながらいろいろ教えていただきました。岩沼でも危険区域に新浜という地区ですが、14世帯移動してくださいということがいろんな事情があって残られた方、その方にもほかの地区と同じような助成支援をしたということの話だった。それは生活支援ですかったら生活支援じゃなくて現地の住宅再建の補助だと、その支援だと明確におっしゃっていました。これは当時総務部におられて担当した方だったそうです。ですから、直接私もうわさだけじゃなくて確認して、そういう市町村もあるわけです。現実には隣の隣でそういう私はやろうと思えばできたんじゃないかと思うし、2種、3種ということの制約ということにその整合性、整合性言われますけども、やは

り生活基盤を守ってあげる、基本的な生活を守るという観点からすればそういう方策もあってしかるべきで、決して矛盾したほかに迷惑かけるという問題でもない。問題は財源でしょうけども、財源もあるというわけですから、それを使ってやるということも私は何も前に決めたからそのとおりでないといかんということじゃないんだと思うんだ。そういうことも考え直して検討するというお考えはないかどうか改めてお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご紹介いただいたように、他の自治体での取り組み、今回の支援策に限らずさまざまな分野で先行事例に倣う、参考にするという姿勢、これは引き続き我々も継続していかなくちやない部分だなというふうに思いますが、この制度の構築に当たりましては我々も相当内部で議論もし、他の自治体の先行事例なども収集分析をしながら構築してきた考え方でございますので、我々としては一定の考え方のもとに全体のバランスをとる上ではこういう考え方が適当であろうというようにその考え方に基づいて精査検討してきた積み上げでございますので、先ほどお答えしたとおりでの内容で案を検討していただければありがたいなというふうに考えているところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。検討していただければと私検討するわけじゃないのでやりませんが、町長その辺はやっぱりを意を酌んでやるということも大事じゃないんでしょうかね。この前、ある会合でこんな話もされました。いわゆる情と理、政治をやるには情と理が大切じゃないかと。当然法的な部分の理屈も大事です。だけど今回は法的にもあそこに住んでいかんという法的な何もないんで、住まないでくださいというあれはあるけど憲法30基本条建築基準法の39条でなくたって新築はだめだというけども住んじやいけないということではない。法的にもクリアした。あとは情けですね、情。やっぱり苦労しているんですからそういった意味の情もかけてやってもいい。それが本当の生きた政治というもんじゃなかなと私は思う。これもたまたま住民からそういうことがありました。私も座右の銘にしているもんですから、誰の話かってのはすぐ本も持ってますし、これのコメントも書いたことありますんですぐあれしましたけども、私もそう思うんですね。情にばかり流されてはだめだ。しかし、裏づけの法的な裏づけも必要ですが法律だけで決まりがこうだからだけじゃだめだ。その辺の柔軟性も含めて苦労されて住民に立場に立って考えるべき、考えてもいい部分でもあるんじゃないかということでは強く再検討を要望していずれ今後もこれを追っかけてみる。

そこで、これに関して今回補正予算で3,100万円が出てまいりました。21日に検査、それで1種、2種で自宅再建した56件に50万円ずつ出すんだ。単純計算しますと2,800万円なわけです。3,800と2,800万円の300万円の差は町長何だとお考えですか。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。町長これはあの地区で2件が支援漏れがあったんじゃないでしょうか。100万円ずつの支援漏れ。そして今回50万円だから150万円、その2件が出せば300万円、2,800万円に3,300万円、3,100万円になる。そういったことで、これについてあれするといろいろ担当者のほうもご迷惑かかるとあれですから、そういうことで申請と該当者でもちょっと対応しなかったという対応できなかったという問題あるかもしれませんね。この場では別にそういう部分じゃあると思う。これは申し上げません。これ以上あれすると担当者とかいろんな部分で、ただ、そういう事実がある。もうちょっといろいろ町長も配慮してもらいたい必要があるんでないか。

それからもう一つ、2種、1種もそうですけど、被災したと、避難したと、そこから

戻ったと1種だから2種だから引越し費用も出しませんよというのが片手を越えるぐらいの私は直接聞いてんですが、町長はその辺は把握されてますでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今るるお話頂戴した中でそういう動きされてる方、あるいはその申請をされ手続をされてない方がおるといふうなことは担当部署から聞いてございます。

それから特に回答は求められたわけでもございませぬけども、先ほど政治をやる上での基本なお話も頂戴しましたので、私もあえて述べさせていただきたいというふうに思いますけども、私も基本的には情なり理との兼ね合い、折り合いというものが基本中の基本だというのはわきまえているつもりでございます。ですから、そういう中でそもそもこの生活支援金なるものを見直しの関係につきましては、私も一定の期間経過する中で常々問題意識を持って聞き、皆様方からも同様の問題提起も頂戴する中で再度検討した中で当初は100万円と。そして、さらなるというふうな声もお聞きした中で再度50万円アップの150万円とそういうふうな形で対応してきたつもりでございます。言うならば、この部分については担当の意識というよりは私としての問題意識も相当ございましたので、こういう制度を途中から再検討してきたというふうなこともあわせてこの機会にご理解賜ればありがたいというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。今回56件に50万円ずつ支援金をかさ上げするといひますかプラスするといひ。それでなぜ100万円にしなかつたんですか。つたらば予算があと2,800万円、いわゆる防災マップをつくる予算をとんなきゃなんないからだめなんだというお話。震災前に防災マップ、私も区の役員なんかやつてましたからわかつてます。各行政区でつくつて配布してました。もちろん一部補助あつたかどうかわかりませぬけども、私は震災復興の2,800万円をその防災に使うから補助できないんだつていうんじゃないで、それを使つてできるだけの予算あれを組んでそれで防災マップのほうは一般予算でも何でも町民は納得してくれんじゃないでしようかね。そういう方法とがつていひの考えなかつたのかどうか。私は今からでも遅くないんで、ぜひ再度再々再度つてなんのかな。3種区域なんかと同じぐらいの同じような状況で1種、2種で自宅再建された方にはトータルの100万円の当初出した100万円プラス100万円でしょ、の補助を検討すべきだと思ふんですが、再度町長のそういう検討のお考えないのかどうかお伺ひします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほども追加で私の思ひを披瀝させていただきましたように、この関係については私も相当温めてきて実現にこぎ着けた部分でもございませぬけども、やはり先行した諸制度との関係等々をトータルに考え、そしてまたもちろんそのトータルの中には町民の皆さんなり議員の皆様方からそれなりの感触、考えをあわせて参考にさせていただく中での最終的な50万円の拡充というふうなことで整理をさせてもらつておりますので、この件については私としてはこの金額、内容が全体としてバランスのとれたものであろうといひうに考えているところでございませぬ。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。私はバランスがとれたといひことにはちよつと問題があるんじゃないか。もともとやつぱりよそが1種だけの危険区域といひのを2種、3種で、この2種、3種もいろいろな意味で格差をつけたといひところに基本的にはちよつとやつぱ問題あんのかなど。ある意味では確かにきめ細かといひ表現もあるでしようけども、しかし逆に言ふとそれが制約条件になつてそれを盾にいろいろな格差を生じているといひところ

にやっぱ大きな問題がこれは制度上の問題でなくて町長の政策の問題ですから、町長が考え方を配慮すればこれはもうすぐにでも決断できることなんで、再度再検討すべきということを強く申し上げてこの問題については他の議員も取り上げておられるようなんのでこの辺にします。

そこで、時間の関係もありますので大綱第3、職員定数及び……。

---

議長（阿部 均君）この際、次の方に移るようでございますので、暫時休憩にしたいと思います。再開は11時20分といたします。

午前11時10分 休憩

---

午前11時20分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）1番岩佐哲也君の質問を許します。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは大綱第3、職員定数及び予算の立案時の考え方について再質問させていただきます。

先ほど説明いただきました。各課、各室等事務執行体制をヒアリングをして事務上の推移と適正な職員数など把握して新組織体制も含めて検討したということの説明はいただいているんですが、定数条例310名というのは平成24年の我が町の予算790億円という膨大な平日が平年ですと22年、震災前ですと50億ちょっとせいぜい52億円から55億円。非常に膨大。それを皆さん310名で790億円をこなしたという大変これは皆さんご苦労感謝申し上げる次第で、ところが平成29年今年度の3月の予算のときに150億円、恐らく追加あっても200億円ぐらいだろうと思われるんです、今年度予算がね。そのときに310名の体制で組んでるっていうのは一体どういうことなのか理解ができなかったんですが、それはどういうことなのかもう一度ご説明いただきたいと思う。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど私からの基本的なお答えさせていただきましたので、より詳細の部分については総務課長のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。町長にお尋ねしたんですが、結構です。基本的な話はいただいています。それで、お尋ねしたいのは310名で人件費を組みなさいといったのが総務課のほうから上がったのか町長の指示だったのかだけ確認したいと思う。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的にはこれまでの予算の組み方を踏襲をさせていただいたというふうなことでございまして、私のほうから積極的にというような部分ではなかったというふうに記憶しております。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。私は先ほども申し上げましたけど、790億円のとくと200もいかない、あるいは前後どうなるかわかりませんが、今年度200億円ぐらいのときは当然ボリュームも違うし町長常々7割、8割、復興は進んだと、町開きも行ったというのであればそれなりの体制引いてよかったと思う。3月の予算編成のときに私も質問しました。どういうふうに組みましたかといったら各課体制でいろいろヒアリングしてやったというような話。プロパー職員が175名だと、で見えますと。それで310

名ですからその差し引きを派遣職員で組むんです。派遣職員134名で組んでんですね。135名ですか。差し引きということは。これはどう見たってそれで派遣職員何名予定してんですかってったら、88名現場っていうか各課から合わせた要望は88名。当時3月の時点で確保したのは86名だ。88名とか多少2、3名プラスしたって90名ぐらいで見るとしたら妥当だと思うんですが、それが何と310名で組んだってことに大いに不信感ということは、1回予算組むと議会承認なったということでその予算を使うという傾向がある。人件費はどうか知りませんが、例を挙げると県庁でもほかの市役所でも何人か友達とか知り合いがいます。常々聞いてました。予算組むと3月になると予算消化しないと来年度翌年度予算つかないからこいつ使うんだという消耗品なんか備品とか典型的ですけど、使いこなすという風潮が役所にはある。我が町にはないと思いますけども、そういうことがある。ということは、議会通れば割合予算もルーズになんではないかという危惧を抱いているからこういう質問してる。町長その件について所感をお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的なところはこれも全協でもお話ししたわけでございますけども、町のいわゆるプロパー職員ですとこれは町の直接の自主財源でカバーする、手当ですというところでございますけども、派遣職員につきましては国のほうからのご支援よっての特別交付税の中で措置できるっていう部分でございますので、その予算が仮に余裕があるからといって自由に使えるものではないという、その辺の仕組みだけまず基本にご理解をいただきたいというのが一つでございます。

それから年度末に予算消化的な対応がという部分、これは議員が平常時のときにお聞きになったお話じゃなかろうかなというふうに思います。今大変な状況の中で相当の残業もこなしながらやってる中で、単にその予算の消化というふうな感覚で臨んでる職員は私は今の時点ではなかろうというふうに思っております。はい。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。何か論点をずらしておられるんで、私はそんなことを強調するため往々にしてそういう心のすきができるということを知りやすい例で申し上げた。決して我が町の職員がそういうつもりでやってるとは思いません。ただ、何で135名も88名でいい派遣職員の分を国から補填があるからいいんだと、補充しなければ返すんだとこれは当時の課長の説明、執行部の説明。そんなことの説明堂々とそういうことされるんですよ。ということはやっぱりそういうちょっと我々民間では考えられない発想を説明し、そこで申し上げたいのはこの町長の施政方針演説かな、当初。これにも補正予算についてと書いてこんどきに人件費については当初予算編成後の人事異動があるから調整するんだというたったこの一言だけなんです。3億何千万円、5,000万円からの金額補正するのに一言もない人事だから各課で各課の人事異動があつて給料高い人が行けば当初予定した費用が高い。課長クラスの人がよそへ行って若い人が行ったら人件費が安い人。同じ人でも1人でもそういう異動あんのは当然わかりますよ。そんな常識であると、常識的にそうじゃなくて大きな3億5,000万円の数字の説明一言もないし、ちょっとこれはまずかったということも説明あれば私もこんなにしつこく聞かないんで、全然今まで何のこともこれについての説明は一言もないというところに私は問題が根深い問題があんじゃないかと。こういうことについてはこうだから、こうだったと一言あれば私もこんな質問するつもりなかったんですが、今までずっと見てましたら1回もないんであれですが、町長その辺のお考えを再度これでいいと思っておられ

んのかどうかお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的にそういうやり方がいいというふうに思ってるわけではございません。ただ、先ほど申したように、町のその予算の組み方としてそういう形をこれまで続けてきたというふうなことでしたので、あえて私はそれを容認したというようなことをごさいますて、その行革マインドなり効率的なり合理的な行財政の運営、これをないがしろにするものではないというようなことをごさいます。結果として大きな数字の執行残ができたというふうなこと、これについてはご指摘もございましたけども、ここで改めてそういう対応に至ったというふうなことについてはおわびを申し上げさせていただきますいなというふうに思います。大変申しわけございませんです。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。ちょっとまずかったということでおわびというあれがありましたんで、この次についてはこれ以上のことは申し上げませんが、来年度予算についてはこういうことのないようにシビアにきちんとそれから各課のヒアリングをしてやる。あくまでもマクロでよそが600名やってんだから我が町をとというんじゃなくて、しっかりとした業務の見直しをする。例えば、指定管理、水道なんかよくやったと思うんで、頑張ってもら。ですから、指定管理出すとかあるいは町の職員がやなくてもいいような仕事を請け負ってやってるようなことがないのかどうか。そういうことも厳重に見直しをしてしっかりと職員体制を組んで人件費の予算に組むべきだということを申し上げる。

そこで次の質問に入りますが、今度の補正で一般プロパー職員が4,000万円人件費を保証したってということなんですよ。これも私4,000削減するのはいいんです。ところが175名プロパー、最初3月のときに説明した。今度のあれあれですけれども、23人ふえてんです。198名になってんです。人員23名プロパーふえて人件費が4,000万円少なく補正で落とすというのは一体どういうことなのか。数字の整合性が合わないんじゃないですか。どう説明されんのかね。説明していただきたい。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。議員おっしゃるとおり、当初予算の人件費から今回現在の9月補正の段階では4月1日時点の現員の職員数にあわせた形で各款項目の異動なんかも含めて今回精査を図った上で人件費を精査したところをごさいます。当初の中では当然ながら1月1日現有体制の予算で組んでるという部分をごさいますて、その当時の管理職等々の給与等も踏まえた形での人件費をごさいます。その退職とあと新規採用等関係からその人件費についてはやはりどうしても差が出てしまうという部分が莫産まして、結果として人数がふえた形にはなってごさいます。総体的な金額はちょっと減額という形で今回は補正させていただいたところをごさいます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。今の説明では納得いきませんが、説明きちんといわゆる23名増員プロパー職員が23名増で人件費が4,000万円落したということは、前の予算がいかにかこう言っちゃ悪いけどルーズだったか。根拠がはっきりしないということをお願いして、これは担当課長が今やったわけじゃないでしょうからこれ以上のことは申し上げませんが、そういうことのないようにだけでもしないと緊急財政支援の受けるような状態の我が町がそんな状態では困りますよということを声を大にして申し上げておる。ぜひこの予算については次の予算のときにはもう1点お尋ねしますが、この前の3月の議会で確認してますが、補正予算で人件費の多い分は予算をカットしましょう。今回3億9,000万円かな、3億5,000万円、4,000万円トータルでプラマイあり



ますけども、それは結構だと思う。

もう一つ、定数条例を変えますよと、でこれ当然、ところがよくよく調べてみますと24年、25年、26年、27年と枚数毎年職員定数、定数でないけど条例は変わってんですね。変えると思えば変えられるんですね。しかも、今議論してんのは29年度の予算について議論してた。予算編成のそのときに当然組織変更とか何かやって実際組織に加わりました。それも踏まえてやってるのだから、事業はもう決まっているはずだ。なぜその定員ですぐ即刻今回のほんとはあれで出てくると思ったが出てこない。定数条例改変できないのか、その理由をお尋ねします。町長です。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これも1回目の回答で申し上げましたとおり、いろいろと町に課せられた課題懸案がございますのでその辺の必要人員の積み上げなり見極めを考慮した中であるべき条例定数を整理をしていかなければならないなというふうに考えているところがございます。必ずしも毎年この定数条例を改正するというやり方がいいのかどうかということも含めまして、私としては少し状況を押さえながら精度の高いと言いますかそういう形での改正のありようということを今後検討させていただきたいなというふうに考えているというようなことを1回目でお答えをさせていただいたつもりでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。1回目の回答で納得しなかったから再質問取り上げてるわけですけども、これは来年度こうしますという話、当然来年度はそうしてほしいんですが、30年度の予算、あ29年度予算編成のときに当然課業務内容を見て事業配置計画したんだからそれについて定数条例を別に考えてもいいんじゃないか。何もその283名の283名でなくてもいいんですけども、例えばそれを290名、285名とかそうじゃなくて310名で組んだから問題だということを書いて、これについては決着先ほど申しわけなかったというか考え方をちょっとまずかったという話がありましたんですけどこれは議会に3月の定例会で議会に約束してんですよ。定数条例は変更して予算、補正予算修正しますとそれに対して先ほどの回答は今後組織変更を見て来年度に備えて検討します。全然話がかみ合っていないじゃないですか。これも申し上げないけど前のときの反省というかそんなときのあれっていうのは一切ノータッチで来年だ、こうしますという来年当然そうしてほしいんですが、当然定数条例最後にお聞きしますけど、今議会21日もあるわけですが、最終日に追加議案出されたらどうですか。現状を見てそれで来年変われば変わったでまた出せばいいだけの話で予算編成時ですね。私はそういう姿勢があればできると思う。そういう考え方を確認してんです。そういうことができるはずですから、町長いかがでしょう。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。技術的な観点から申し上げますと、それは可能だろうというふうには思いますが、先ほど申しましたように毎年そういう形で条例の改正までしてやったほうがいいのかという問題もございますので、それは一考を要するなというふうなことがございます。それから、3月のこの問題提起の中でこの半年の中ではなかなか具体的に検討もままならないというふうなところもございますので、極力新年度のご指摘のように予算編成なりの中で何とか積み上げ、精査をする中で一定の体制整備について整理をしていきたいなというふうには思います。

それから29年度のこの予算編成というのが、例えばことし振りかえってみたときに1月、2月ごろに大筋のものが、骨格が決まってくるわけでございますけども、人の間

題につきましては、特に派遣の関係につきましてはどうしてもいつも申し上げておおり、小さな自治体になればなるほど2月、3月ごろ、要するに議会が始まる直前まで先方さんからの確たるその意思表示を確認するタイミングになってしまう、そうならざるを得ないというようなところもございますので、1月の段階ですばっと数を捉える、整理するというのも担当課としては大変苦勞しているというふうな状況がございます。いずれ、状況がいろんな意味で落ち着いてくれば予算編成なりこの条例の関係も議員ご指摘のようにできるだけ実態と乖離しないような対応をしなくちゃいけないという問題意識は私も3月にご指摘いただいた以来、ずっと持ち続けている部分でもございますので他の事務事業の予算の要求、執行残の関係等々全体としてもっともっと現実と実態が乖離の少ないものに努力してまいりたいというふうに考えてございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。現在283名、派遣も含めてこれを来年もっとふやそうというお気持ちがあつての今の答弁なんでしょうか。私は予算そのまま減るし最大でも現在ことと同じぐらいである十分やれるような方針で進むべきだろうと最大でも減ってもふえることはなかろうとそういう政策はとるべきでないと思うんですが、その辺の基本的な考えについて町長お考えをお尋ねします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。職員全体としての捉え方については、ご指摘のように特に派遣職員については今年度は前年度と比較すると約2割減でございますが、さらに減るだろうと。2割減以上の減が想定されるところでございます。一方で、プロパーにつきましては先ほどご紹介申し上げたような現状の体制での諸問題もございまして、新たな行政課題にも対応せざるを得ない状況がある差し迫ってる部分もございまして、そういう部分もどのタイミングで整理していくかということもございまして、プロパー職員についてはいわゆる震災当時の170名体制では無理があるというふうに認識してるところでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。今の回答ですと派遣職員は減らす方向だと。ただ、プロパーは何ともあれだな、ふやす、ふえる可能性もあるというの。1人採用すれば40年、約ね。38年か42年ぐらいは保証するというか首は切れないわけです。そうするとその他1人2億円以上の人件費を約束することになるんですね。生涯ですけどね。それだけ言葉はよくないけれども、町としては保証しなきゃない。負債とは言いませんけども、それが175名のプロパー職員のときに200何名ですかね。またふえっかもしらんという考え方はそれこそ集中改革プランから見たらその基本理念が一体どこに行ってるのかということで先ほど再三行革大綱とか集中改革プランってことで申し上げてるわけで、そういう考え方が町長みずからがちょっとこう薄いようだと困るんで、再度町長確認します。そういうお考えはないのかどうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的に行政改革マインドというのは、これは私のみならず職員も当然持ち合わせてる部分でございますが、しからば自立のまちづくり以降の210名から170名の関係をどういうふうに総括するのか、検証するのかということも大きく問われるべきだろうというふうな思いで私は1回目のお答えをさせていただいたところでございます。これも100年に1度、1000年に1度の話とこの問題を結びつけるのはちょっとという部分もございまして、少なくとも体制的にはまさにボトムが一番少ない体制の中で大変な未曾有の災害に遭遇して、てんやわんやの形でここまで来てるわけでございますが、そういう部分は多少置いとくにしても、一定の行政サービスを

維持する、あるいは当面する諸課題に対応する体制がどうあるべきなのか。先ほど具体の産業振興課、保健福祉、出しましたけども、本当にあれでよろしいのでしょうか。一方で子育て支援、交流人口、いろんな問題に的確に対応していかなくちゃならない。その中で一定の職員に負担を強いるというこの体制を継続することが、これが常識的、あるいは賢明な対応なのかというようなことと言えば私はノーだと思います。行政改革のマインドはマインドとして大切にしながらも、要は……。

議長（阿部 均君）町長、少し論点が少しずれ始まっています。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いやいや、そんなことございませんので。ちゃんと最後まで聞いてください。

要は、ふやすことばっかじゃなくて、議員ご指摘のようにスリム化ですよ。委託とか効率化とか、そういう部分あわせてトータルとしてこの行革マインドをしっかりと継続するということが大事だろうというふうな思いでお話ししてるところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。町長は少し論点をずらしてる。私は人を減らして職員に負担をかけるとこんなことは毛頭思ってません。実態にあった後世に負担のかかからないような方法をもっともっと検討すべきだ。例えば震災前に少年の森を指定管理者に出しましよと募集したことがあります。伝承館もありました。スポーツセンターだって何だっていろいろやろうともあるでしょ。確かにああいったところで臨時職員として101名ほど今現在採用していろいろやってる。先ほどもちょっと話しましたが、私は水道事業部は努力して外部委託して人員も減らして回収率も上げてという努力してると、そういうものがここしばらく見えてない。もちろん震災があつてご苦労があつたということは十分承知してはいますが、そういったのが見えない。そういったところをもうちょっとこうしました、こうしますよというどンドン出でてきてなかつ人員がどうだというのが出てくれるべきだろうと思う。170名とか175名にこだわってるわけじゃありません。たまたま175にこだわったのは3月にそういう話をされてるからそれをベースに話をしてるだけであつて、175が全てだというようなことなんか全然何も思ってません。調整弁みたいに派遣職員を調整してるみたいなことでは私は困る問題じゃないかということをお引きしておきます。

それで最後になりますがせっかく質問してはいますから大綱第2の過疎についてちょっと最後に1番、2番、3番は先ほど説明いただきましたので、これについては内容も非常にボリューム大きいし、今後産建常任委員会なり各常任委員会で総務なりで追っかけ、あるいは全協で追っかけていきますのでこれについては余り1回目の回答で2回目は質問で4番、5番まとめてちょっと質問させて。

先ほど来何かスローガンはいろいろあるんだと。スローガンっていうかキャッチフレーズあるんだとキャッチフレーズとスローガンとちょっと違う。スローガンは目標設定してできれば数字であらわしながらやるという形で町民を動かすというそれでこういう6年前12月の定例会で私が質問しました。そのときの資料です。そのときの課長さんはここに2人、町長入れて2人ぐらいしかいないんで齋藤、ちょっと。いわゆる大正9年から国勢調査が始まる。5年に1度で20回、いわゆる100回、100年たって1回とも前回の人口を割ったことのない市町村、町村ってか町ですね。福島県にありますよ。もちろんこれは多賀城とかみたいに仙台のベッドタウンでなく、自助努力によって人口を維持してきている町がありますよということで紹介した。こういったことを見習

ったらどうですか。この町は農業の町です。国道4号線と東北本線が走ってる、真ん中は阿武隈川が走ってる、郡山と白河の間にある田舎町です。ここでとった政策はとにかく農業あの町ですから農民所得を福島県一にしましょうというスローガンを上げて町民を盛り上げた。出てブランド品でイワセキウイというブランドをつくったり、牛乳やったリンゴ、イチゴやって我が町と似たような状況。ちょっとした高原丘陵地帯ですから企業誘致もそうさることながら、御用牧場、国の施設を持ってきた。岩瀬牧場というそこで働く場所、働く雇用の確保したりして若者が定着してきて結果としてほんとに正直に言って毎回調査するたびに、さすがに最近では4人とか5人しか人口ふえてませんけどずっと1回調査するたびにずっとこう今現在2万、1万2,845人の人口です。ちょうど我が町ぐらいの規模のですからそういう努力をしてる。これはスローガン、とにかく福島県内一の農業所得の町にしましょうってんで平成17年達成してんです。やっぱ見事だというんです、立派だったんですね。いわゆる人口もふえてますから財政基盤も確立されているし、言えばこの住みやすい町をつくってますから若者も来るしということでそういう町をつくってる。これは6年前の震災のばたばたしたときですからですけど、そのときに私が取り上げたその2回目、3回目です、実は。もう中間でもう1回取り上げた。これは福島県の鏡石町という農業所得220万円、福島県内一。さすがに平成27年のときには人口減ってんですね。こういうことを参考にしたらどうですかということをお願いして最後に申し上げて私の質問を終わります。

議長（阿部 均君）1番岩佐哲也君の質問を終わります。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

午前11時50分 休憩

---

午後 1時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）7番菊地康彦君の質問を許します。菊地康彦君、登壇願います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。7番菊地康彦です。

平成29年度第3回山元町議会定例会におきまして、大綱2、細目5件の一般質問を行います。

我が町は平成23年3月11日、東日本大震災による未曾有の災害から6年6カ月を迎えました。日数にしてきょうで私の数え間違いがなければ2,370日というはるかかなたの数字を日にちを本日まで歩んできたわけでございます。これまで早期の復旧復興夢見て幾多の不安を抱き、また将来への希望を持ち忍耐の日々を過ごしてきました。しかし、町職員や県内はもとより全国からの応援職員の方々の尽力により一つ一つの課題を乗り越え、ようやく町が再生、そして創生という時期となってまいりました。生活基盤と生産基盤の復旧、教育施設の復旧、鉄道の復旧等を優先にどれほど苦労があったかは町内町民皆さんが御存じだと思います。震災の教訓を伝え今後の災害対策の拠点とも言えます防災拠点地域交流センターが坂元地区に完成し、来月には山下地区にも完成する日を迎えます。しかし、それでもまだ県道の復旧や避難道路の整備といった安全対策の大きな事業が残されています。そして今最も大事なものはもとの町を取り戻すだけでは

なく、以前よりもすばらしい山元町をつくるために町民が安全で安心して住める町にしなければなりません。

まず初めに、その基本に立った観点から大綱1、思いやりのあるまちづくりについての序曲といたしまして細目2件を質問いたします。

放射能は震災が引き起こした人災とも言えますが、被災元の福島県のみならず福島原発より約60キロメートル離れた我が地にも影響を残しました。現在は大きな心配もなくなっただと思われそうですが、生活の中で見えない不安は心のどっかに残っているものです。そこで安全の再確認の意味で細目1は、放射能測定の現状と今後の課題をどのように捉えているかを質問します。

次に、被災した山下第二小学校も昨年復旧し、新たな歴史を歩み始めています。しかし、少子化による学校再編もちらつき始めた今日ですが、現在子供たちの学びやは少子化であったも教職を含め子供たちが不自由なく安全に過ごせているのか。活用に問題はないのか。細目2は子供たちの学びやへの思いやりについて、以上を質問いたします。

次に、我が町は農業を基幹産業として位置づけ復興の礎として今日まで国、県、町と行政のご支援と多くのボランティアの方々のおかげにより東日本大震災から見事に復興しました。特にイチゴの復旧、さらには東部農地の復旧復興をたった6年数カ月の歳月でここまで来るとは誰も想像をしてなかったと思います。そこには支援や国の決断もさることながら、町の関係部署を初めとする職員の方々の並々ならぬ尽力があったからこそと思います。この場をかりまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、農業に関しましては今後東部の農地が復旧されます。今回はその農業の中で大きな面積と役割を担う新水田農業について質問をいたします。我が町はイチゴの生産量、販売高に注目されがちですが、日本の主食米の生産も盛んな地区です。ことしは前半の好天に恵まれまして、秋の大きな収穫を期待しておりましたが、8月の長雨による日照不足で一抔の不安を残しております。先日、農業関係紙でことしの作柄はやや良とのことですが、今のところ不明です。これからの太陽の恵みでどの程度回復するか、大きな期待をするところです。そのような水田農業の将来に対して大綱2、これからの水田農業について細目3件を質問いたします。

我が町の水田農業は大規模化を余儀なくされています。しかし、大きくなればなるほどことしのような天候に大きく作用されます。そういった意味も含めまして、細目1は耕作放棄地の現状と中山間部の農地の役割をどのように考えているか。次に、細目2は耕作放棄地を減らすため課題とされていた用排水施設等の改善はどのような状況か。最後に細目3は東部の水田復旧により安定した経営を行うための課題はあるか。

以上、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。菊地康彦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、思いやりのあるまちづくりについての1点目。放射能測定の現状と今後の課題をどのように捉えているかについてですが、町では毎月1回町内27カ所の施設等において空間線量を測定しております。1カ所当たりの測定高は50センチメートルと100センチメートルとなっており、平成28年度までに実施した除染の措置以降、いずれの箇所においても0.23マイクロシーベルトを超える数値は検出されていない状況となっております。なお、今後の課題につきましては小中学校等に現場保管している

除去土壌の処分であると認識しております。国では処分基準を検討すべく、昨年12月に除去土壌の処分基準検討チームを立ちあげ、これまで2回会議が開催されておりますが、その後詳細な部分までの検討には至っていない状況にあると確認したところであります。このため、町といたしましては国が示す処分基準に従って処分を実施する必要がありますので、処分基準が示されるまでの間、現場保管を継続せざるを得ない状況にありますことをご理解願います。

次に大綱第2、これからの水田農業についての1点目。耕作放棄地の現状と中山間部農地の役割についてですが、本町における耕作放棄地は昨年の荒廃農地調査の数字によりますと、全農地面積2,308ヘクタールのうち東街道沿いを中心に水田が118.9ヘクタール、畑が247.3ヘクタールであり、全体の約16パーセントとなっております。耕作放棄地となる主な原因といたしましては、高齢化による離農、後継者・担い手不足、用排水の不便により耕作条件が悪いことなどが挙げられます。こうした状況を踏まえ、農業委員会では耕作放棄地の対象対策として毎年7月から9月までの間、利用状況調査、いわゆる農地パトロールを実施しており、この結果をもとに耕作されておらずかつ引き続き耕作しないと見込まれる土地の所有者に対して今後の農地利用についての意向調査を行い、農地利用の最適化へ結びつける取り組みを実施しております。

次に中山間部農地の役割についてですが、一般的に国土及び環境の保全、水資源の涵養、景観の保持、住民の居住空間の提供など私たちの生活に欠かせない多様な機能を果たすとともに、農家にとりましても貴重な生産資源としての役割があるものと認識しております。

次に2点目、耕作放棄地を減らすための課題とされていた用排水施設等の改善についてですが、耕作放棄地となっている農地が多い地区は久保間、中山地区など農地が山間部にある地区となっております。これらの地区では用排水路の水利施設整備が進んでいないことに加え、1筆ごとの面積が小さいなど耕作条件が悪い状況にあります。これまでこれらの地区への水利施設への取り組みは費用対効果の観点から総合的な事業の実施は困難なことから、単発的なため池の老朽対策事業や用排水路の装工などの維持管理軽減対策事業が主なものとなっております。これらの地区の営農環境は引き続き厳しい状況が想定されることから、今後も維持管理を軽減するための既存水利施設の改修に取り組むとともに、さらに地域住民が参加し農地を保全する活動や施設を農家みずから維持補修する活動を支援する多面的機能交付金事業の拡大を図ることで耕作放棄地の抑制に努めてまいりたいと考えております。この事業について町では平成27年度から取り組んでおり、現在中山地区など5地区の組織が事業を実施しております。このうち、中山地区においては約30ヘクタールの水田を対象に水路の点検、泥上げ、草刈りなどの維持活動を実施しております。また、久保間地区ほか1地区においては来年度からの事業実施に向け活動計画の検討などを始めており、町といたしましては耕作放棄地対策の一つとして今後その効果を見守り、支援を続けてまいりたいと考えております。

次に3点目、東部の水田における安定経営のための課題についてですが、本農地整備事業は農地を大区画し、面的に集約することにより経営の大規模化や高付加価値化を図り、収益性の高い農業経営の実現を目指すものであります。東部地区における水田に関しましては、153.2ヘクタールが整備される計画であり、順次完成した圃場から経営体への引き渡しが行われており、うちこの春から戸花工区の25.8ヘクタールで水

稲や大豆の作付が再開されたところであります。今年度の営農再開に際しましては耕作する方々との協議を重ね、個々の経営規模に応じ圃場の張りつけから耕作支援に努めてまいりましたが、新たに農地となる元地には宅地や雑種地も含まれていることから、浸透性が高く水もちが悪い水田や細かい石礫等が、いわゆる小さな石ころでございますが、これが混入する水田もあるなど課題も見受けられたことから、事業主体である県はもとより亘理土地改良区や耕作者と連携しいわゆる耕盤形成のための代かきやきめ細やかな石礫除去を実施するなどの対策を講じてまいりました。また、新たな山土等を搬入した圃場にあっては肥料となる成分を含んでいないことから、亘理農業改良普及センターの指導のもと地力増進のための堆肥を施肥するなど土づくりの面でも改良を加えてきたところであります。

今後も引き続き工事が進められ、今年度末には全ての面工事が完了し、来春には残る127.4ヘクタールでも営農が再開されますことから、今年度の課題や懸案を教訓としこれまで以上に関係機関との連携を密にし、工程管理や技術管理の徹底を図るとともに耕作する方々にとってよりよい環境で営農が再開できるよう、鋭意努力してまいります。私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）思いやりのまちづくりの子供の学びや等について、教育長菊池卓郎君登壇願います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。菊地康彦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、思いやりのあるまちづくりについての2点目。子供たちの学びやへの思いやりのうち各学校施設の整備状況と課題をどのように捉えているかについてですが、小学校では昨年8月に落成した山下第二小学校を除く3校は昭和50年代に建築した校舎であります。このうち山下小学校については耐震診断の結果、耐震補強工事が必要だったことから平成22年度に耐震補強工事にあわせ屋上等の改修工事を実施しており、一定の改修が完了しておりますが、残る坂元小学校と山下第一小学校については耐震補強工事の必要ないものの、建築から30年以上経過しており老朽化が進んでいる現状にあります。この2校については大規模な改修が見込まれることから改修費用も高額となりますので、国の補助事業である学校環境改善交付金事業を活用するなど、今後申請に係る事務を進めてまいりたいと考えております。

また、中学校2校については坂元中学校は平成7年に、山下中学校は平成15年に建築され比較的新しい校舎ではありますが、修繕が必要な箇所もあることから公共施設等総合管理計画に基づく統一計画を策定する中で長寿命化対策を図るなど、学校施設等の整備に努めてまいります。

次に施設の活用は適正に使われているかについてですが、各学校のグラウンドや体育館等の教育施設については、学校で教育活動に使用する以外に山元町立学校施設使用規則の規定に基づき学校教育上支障がない範囲で地域や各団体の方々へ開放、貸し出しを行っております。学校教育以外の活用については、使用後には清掃の実施や備品等の片付けの徹底など、今後も教育施設を学校教育のみではなく地域の施設として有効に活用できるよう適正な貸し出しに努めてまいります。

次に学校周辺を含めた子供たちへの安全管理は万全かについてですが、校地内や敷地周辺などの施設管理についても学校と情報を共有し安全管理に努めており、通学路の安全対策についても国、県、警察、学校教職員等で組織する山元町通学路安全対策推進会

議を設置し、通学路の安全点検の実施や各機関が連携して子供たちの安全確保に努めていくことを確認しているところです。また、地域と各学校が連携して通学時間帯に見守り活動を行うなど、ソフト面からの対策にも積極的に取り組んでいただいております。今後も関係部署と連携して通学路の改良工事を順次施工するなど、学校周辺を含めた安全対策に努めてまいります。以上でございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。それでは再質問させていただきたいと思います。

まず初めに大綱1、思いやりのあるまちづくりについてということで、あえてこの言葉を使ったのは創生期ということもありますが、よりよい町ってのはやはり一つ一つ小さいなことでも相手を思いやった行政の接し方だったりそういったものがとても大切ですし、我々も同じような気持ちでやらなきゃならないのかなというふうな思いであります。まず初めに、細目1放射能関係でございますけれども、これはりんごラジオを当時開局の際には各地区の放射能のレベルだったり情報っていうのが提供されてたわけなんですけれども、それがなくなってからは多分大丈夫だろうということもあるんですけども、やはり月1回、このような観測測定をしてるのであればやはり毎月の広報誌じゃなくても何カ月か1回やっぱり町民に知らせて、福島でもいろいろ帰還をするに当たって空間線量だったり色もはかって安心を持って戻ってるということもあるんですが、そういったことは今後考えているのかどうかお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご指摘のように、やはり不安な部分なりがある関係についてはきめ細やかに対応をすべきだろうという菊地議員のご指摘、そのとおりでございます。一方で、この放射能測定の関係につきましては1回目の答弁でもお答えしましたとおり、必要な措置を施してきた中で自然に放射能が減衰するというようなことも含めまして、相当程度数値については低減、安定しているとの状況にあるというふうに捉えております。排水関係などでたまたま濃度の高い部分が出たりというふうなそういう部分はあるかというふうに思いますけれども、町全体の状況を考えたときには今はそういう部分もそう大きな心配はなくなってきているのだなというふうに考えてございます。そういう全体の状況、流れの中でこの測定の対応、あるいはその土壌の管理処分というふうな対応をしてきているというふうなことでございます。町としてはこれまでも初めての経験ではございましたけども、この手のやつについては正しい知識、情報を得ながら正しくこの問題に対応をしていかなくならないなとそういうことを基本に取り組んできたところでございます。そういう状況の中での落ち着いた状況があるわけでございますが、議員おっしゃるように、頻度の問題は別にしてとき折々安心していただくための情報の提供というふうなものについては今後も我々も十分ご意見ご指摘を踏まえさせていただきたいなというふうに考えるところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。私みたいな臆病者っていうのは本当に常にそういう意識ばかりでだめなんでしょうけども、やはり小さい子供とかやっぱりどうしても弱者の立場に立ってしまうとそういう情報があればなということでお尋ねをしておりました。

それで、先ほど回答の中にもありましたが、小中学校に除染土壌として保管されているということなんですが、今現在当初の処分場と変わらない数なのか、場所なのか。その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。汚染土壌の現場保管の場所でございますけれども、除染の措置、実施のごとにその学校なりの敷地の一角をお借りして現場保管させていただいてと



ころでございまして、今町内には施設、道路除染で行ったところ2カ所合わせまして全部で21カ所の現場保管を今現在担っているという状況でございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。回答にもあったように、その対応が21カ所あるということなんですが、処分基準検討チームということで2回の会議が開催されて、まだその詳細な部分の対応に対してのが決定されてない。新聞とか各県外の情報からもなかなか最終処分場が決まらない県もあって進まないということなんですが、その会議の中でのやはりその論議といったものはどんな内容で今あるのか。全然皆目先が見えない状態なのか、その辺をちょっとわかればお聞かせ願いたいんですが。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。大変申しわけございません。またこの国の検討チームの会議の中身、詳細までについてはちょっと私のほうでもちょっと把握してない状況でございます。先ほどの回答の中でその現場保管の数21カ所につきましては、その都度ふえていったという状況で、21カ所になった段階からは現場保管の数は変化にないということで改めて回答いたしたいと思えます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。最終的に21カ所の現場保管ということなんですが、今後も子供たちへの安全のためにさらなる現場管理、そういったのを徹底していただいていたきたいということを希望しまして次の細目2番目の子供たちの学びやへの思いやりということで移らせていただきます。

今教育長の回答の中で各学校施設の整備と課題はということでお答えいただいたわけなんですが、各小学校は山下第二小学校以外は本当に老朽化があるということなんですが、その中で公共施設等の総合管理計画とかっていうことでなってるんですが、私も自分で調べたりもするんですがちょっと理解しにくいとか中身がちょっとわかりにくいってということなんですが、手っ取り早いところ、具体的にどういう内容なのか教えていただきたいと思えます。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今のご質問につきましては、山元町の公共施設等総合管理計画の概要ということでよろしいでしょうか、はい。こちらは企画財政課のほうが主管となりまして行っているわけなんですけども、町が保有する保有管理する公共施設の調査分析などを行いまして、中長期的なメンテナンスサイクルの構築とか今後のトータルコストの縮減などの予算の平準化を図るために計画的にその修繕などを行っていくような、総合的な町全体の単発で修繕等行うのではなく計画的にというふうなことで1年当たりの財政負担を大きくしないような形で計画をつくっていくというふうなことで、今後町の大きな部分の計画は策定してるわけなんですけども、今後各単体の公共施設の計画をつくっていくというふうな中で、その学校の管理についてもそのサイクルの中で調整を図っていききたいというふうに考えております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そういったことで、今回坂元中学校、山下中学校の新しくても修繕が必要な場合は個別計画を組むと。この計画はまだ必要ない状態でしょうか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。こちらにつきましては、まだ町全体の各計画には着手してないということで、今後その計画の個々の計画に着手していくというふうなことになります。

7番（菊地康彦君）はい、議長。学校の施設とは言いますが、両中学校ともグラウンドの水はけが非常に悪く、以前会議があったその報告の中でも坂元中学校なんか特に水はけ悪くて、きのう、おととい通ったときもソフトボールの授業なんですけど、体育の。グラウンド

野球場使わんねくて校舎の前でガラス壊しそうな授業やってたんですね。そういう要望等も出てるようです。山下中学校のサッカーにしても野球にしても雨降ったらほんとにしばらく使えないような、使うときはほんとに全員で水はけするとりをするような状態にあるんですが、この辺の改善ってのはまだ計画にないんでしょうか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。こちら確かに坂元中学校、それから山下中学校のグラウンド等こちらについての水はけが悪いというふうなことは学務課のほうでも承知しているところでございます。今後、先ほど小学校の校舎の関係もございまして、まず小学校の校舎のほう、坂元小学校とか山下第一小学校が屋上の雨漏りとかもございまして、まずそちらを優先的に国の交付金を活用して進めていきたいと。その後中学校のほうのグラウンドの改修なども順番を持って進めていきたいというふうに考えております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。小学校優先してまず今のところ計画もということなんですけども、大きな部分もとてもやはり大切ですが、ことしの夏を振り返ってみますと夏と何か梅雨が逆転したような気候でして、夏休みに入って全然子供たち夏休みの中で家庭で過ごしたちゅうのが涼しくて授業中のほうが暑かった。私も多少なり見ていると先生たちの激務に加えてことしの7月のその授業、大変ハードだったと聞いております。やはり、ただ全館エアコンとはいかないとは思いますが、そういった部分にもやはり思いやりっていいですか心遣いが必要なんじゃないかな。特に今回仮設なんかの解体したエアコンなんか出てきたものもあるかと思うんですが、これをほんと優先して休憩できるような処遇だったり待遇だとか、それを活用するという必要かなと思ったんですが、この辺はいかがな状況なんでしょうか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今仮設等でのエアコンの部分の話あったわけなんですけども、全体的な中でその仮設のエアコンというふうなものも残というふうな形ではございましたが、役場全体での確認、そしてあと各行政区とかそういうところの希望なんかの確認をしたところ、ちょっと学校のほうには回ってこなかったのが現状でございます。このエアコンにつきましてもほかに大和議員のほうからもご質問等いただいたわけなんですけども、今後学校のその老朽化対策の中で国の交付金を活用する中でトイレとかエアコンとかのその補助メニューもございまして、大規模改修交付金の事業と一緒にそちらのほうもあわせて進めていければというふうに考えております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。ぜひそういった部分を手当てしていただいて、環境を先生方の環境も十分考えていただければなというふうに思います。

それでは次に施設の活用は適正に使われているかということで、これも回答の中で規定だったりに基づいて貸し出しを行ってるといことでありますが、去年山下第二小学校が子育ての拠点の中に、そして駅前で中心的な場所につくられたわけですけども、松島もスポ少で使ってる関係もあるんですけども、施設といえどもグラウンドを駐車場というのがかなり多いです。これは小学校の行事のみならず町のイベント、それはやむを得ない。保育所の運動会、いろんな催しの中でどうしても第二小学校のグラウンドが駐車場というふうなことで、子供たちにとっては山二の子供たちにとっては待ちに待った自由に使える学校のグラウンドがなぜそういう使われ方をされるのか。それが私のみならずやはり学校周辺の方だったり父兄からもお話が来るわけなんですけども、その辺の対応は今どういう状況なんでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。学校のグラウンドを駐車場として使わざるを得ない場合がある。

例えば授業参観をする場合に保護者の方々が車でいらしたときに、その児童生徒の数に見合うくらいの車が来る場合がありますので、そうしますと学校周辺といいますか学校にそれだけの駐車場を最初から設けてるわけではないので、グラウンドを使わざるを得ない。そういうことがあって、各学校ではこれまでやむを得ず駐車場として使用することがあったということをご理解いただけるかと思います。そういう中でも山下第二小学校の場合、先ほどお話にあったように昨年度あたりはイベントが多かったということ、それから保育所との関係ということもあって、そこはほかの学校とはちょっと違うかなとは思いますが、学校としても校庭というのは基本的に子供たちが使う場所ということなので、なるべく駐車場にしてグラウンドが使いにくくなったりしたくはないんですけども、そういうふうにならざるを得ないところがある。そのところをほかとの関係できちんと制限するというのもちょっと難しいところがあると思うんですが、ケース・バイ・ケースで申し出があったときに学校でも判断してお貸しするというふうな状況になっているかということです。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そうですね。先日も消防の操法大会とかありまして山元グラウンドが復旧しなかったりそういうやむを得ない事情は当然ありますし、その後も団員各位の方々がグラウンドを整備していただいて返していただいたということもあるんですが、やはり駐車となるとやはり実情グラウンド固くないグラウンドだということですね。それを固くなって下から石が出てきたりとか、やはり車の跡が残ってるんです。雨降った後でも入っていただきましたから、グラウンドにね。その後ならしてもらおうのかと思ったから直していただけなかったということで学校のほうでも先生が一生懸命ならしたということで、ほんとに当初やはりこの学校での行事で先ほど教育長がお答えいただいたのは当然だと思いますね、学校行事で。でも、一生懸命学校側も道路の脇とか借りたり個人のお宅、農地の脇の道路を借りたり折衝してなるべく学校の中に入れられないような工夫してるんですけど、なぜ学校以外の使われる方がそのグラウンドに入れて片付けておかしいですけどね、きれいにできないのかなと思うんですが、先ほどあったように保育所、子育てセンターでの活用の中にも駐車場が不足でここに来ることなんですか、当初からこの小学校のグラウンドありきでこの施設というのはつくっているわけなんですか。

議長（阿部 均君）どっちかな。教育長でよろしいんですか、答弁は。町長。学務課長、誰が答弁すんの。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。当初からの設計の中にその山下第二小学校の校庭もというふうなことで考えて整備していたのかというふうなご質問かと思うんですけども、各学校におきましても各種行事のときには学校のグラウンドを一時的にその駐車場にPTA行事なんかで使うというふうなことであれば、山下第二小学校につきましても同じ、改めて駐車場を設けてるわけではないもんですから、そのような使い方が通常の使い方。あと、あそこの山下第二小学校については子育てセンター、それから保育所と一体的な子育てゾーンというふうな一体的整備の中でののおの施設のなりますんで、そういうふうな中ではそういう何か行事等があれば一時的にその駐車場というふうな考えの中で整備されているものというふうに使われます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。ちょっとよく理解できなかつたんですが、学校のネットをご覧になるとわかると思うんですが、子育てするなら山元町という立派な文言あって、駅か

らも見えて、中に誰いっかと思うと車があるという光景はとても見苦しい。これは当然、でもさっき言ったとおりにやむを得ない事情もあろうかと思うんですが、これは私の考えで大変申しわけないんですけども、やはり町駐車場がすぐ駅東にあるわけなんですよね。ここはこの間聞くと無料パスのチケットがあるということなんですよね。学校の行事ならず町のそういった行事、保育所だってそうですよね。これからいろいろ行事あると思うんですが、その駐車場はかなり空いてます、南側。前の北側は何台か入ってますけれども、やはり日曜日となればなおさら少なくなると思うんですよね、駐車場。そういった活用っていうのはできないんでしょうか。どなたかわかる方。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。確かに山下駅の南側の有料駐車場ですね、あそこにつきましては町の例えば今度完成します交流センター、こちらの行事とかの際には無料パスというふうなことで使用できるような形でなっているわけなんですけども、各学校とか保育所の行事につきましては無料パスではなくというふうなことでそのような扱いは行わないようなことで当初の計画で進めていたところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。私の土地でもグラウンドでもないのに余りどうのこうのって言うのもあれなんですけども、やはり大人、私は子供たちに丁寧に使いなさいよ、きれいに使いなさいね、ちゃんと戻せよって教えてるんですけど、そういう子供たちが大人の方が使ってならしもしないで片付けもしない、そういう場面を見たときにどう思うかってことなんです。それが子育て拠点の中にあるわけです。そこは私もちょっと残念だなと思ってるわけです。使うな、使わないでほしいっていうのは本音です。学校もやはりできればって思ってますが、やはりやむを得ないこの事情は。ただ、学校でさえ運動会だいろんな行事があった際には外、外といろんなところ探してなるべく授業参観もそうですけど入れないような工夫してる中で、そういう使われ方は今後やっぱり改善していただかないと、もしくはちゃんと戻して子供たちに見本見せるくらいのことをやっていただきたいというふうに思います。

なかなか立地条件っていうのもあって、ほんとに便利なんです。第二小学校はね。でも、やはり今まで被災をしてようやく学校として自分たちが設けて先生たちからもきれいに使いなさいねって言わるところなので、ぜひそのような配慮を希望します。

次ですが、学校周辺を含めた子供たちへの安全管理はということで、回答の中にも通学路の安全だったり、ほんとにいろんな面で子供たちのサポート、一般の方も含め見守り隊とかですね、そういった方々が子供たちを見守っていただけてほんとにありがたく思っております。ただ、多少気になる点がありまして再質問なんですけども、その安全管理の中でも山下小学校の校舎についてなんですけども、これは以前にもちょっとお話ししてるんですが、校舎西側にちょうど西側入口がありまして、その敷地の中に用排水路が入ってるんです。これは町の管理のものだと思いますが、ことしの運動会の際にその用排水路に幼児ですけど入ってしまったということで、区長さんを初めみんな慌てまして、安全対策をとということだったんですが、その西側の一部は確かに安全対策とっていただいたんですが、根本的に遊具から全てそういう用水路に面してまして残念ながら完全な対策になってないんですが、この辺の対策はどのように考えているんでしょうか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。ただいまのご指摘の部分なんですけども、山下小学校の運動会の際に子供さんがというふうなことで、役場の学務課のほうに地元区長さんのほう

から早急に連絡がありまして、学務課のほうでも現場のほう確認しまして、一応この中学校と小学校の通路の部分の排水路分のほうには白い柵が設置はしてあるんですけども、残念ながら学校側のほうからの分には柵がないというふうな現状で、学校のほうと現場確認をしましてトラロープとかそういうふうのを今現在仮で設置しているところがございます。こちらについては山下中学校とかからの給食室とか体育館の雨水とかそういうふうなものが流れてきているというふうなことで、現場のほう確認しておりますので、今後早急に来年度当初予算等で側溝にふたをするなりそういうふうな形で対処をしたいというふうに考えております。以上でございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。来年度っていうのもちょっと怖い点なんですけど、最悪でも内側からもトラロープなり何なりやっていただいて、子供たちにも学校では注意喚起をするそうです、行くなよと。でも、一番怖いのは幼児です。学校にやはり遊びに来てますし、実際見てます。遊んでてやっぱり用水路ほうに来てお母さんに怒らって戻ってるとかかっていうのも見てるので、特に学校の時間外なってくるとなのおさら怖いということもあるんで、後でわかってこれ何もしなかったのかということ町への対処っていう大きな問題にもならないとも限りませんので、ぜひ早急に行っていただきたいと思います。

それからもう1点、山小関係なんですけど、山小のその前、道路、作田山までの直線道路、今工事一部終わっておりますが、これが最終的には作田山の大堤ですか、あそこね。住宅まで道路が拡張されるということなんですけど、通学路としてここも結構な子供たちの人数通ってます。ちょっと両脇田んぼだったり農地があって、そこも用水路、これはかなり深いです。水の流れる量も強いんですけど、先日学校の校長先生にはちょっと言ってきましたけど、田んぼの中に入っていくんだね。入ってって畔歩いていくんです。ずっと、すぐ坂だからころころっていくんで、私ちょっと怒ってしまったんですね。この冷静でか弱い私が起こったくらいだから子供たちびっくりしたんですけど、何ておっかねおんちゃんだと思わせておいたんですけど、それでも歩くんですよ。ここも早急に何か、これからの工事もあると思うんですけど歩道がない。交通量が役場職員も私も通ってます、あの道路。そうずっと道路端のほうによっていたりずっと堀に行くっつうこともあるんで、この辺も十分気をつけていただきたいんですが、その辺はいかがでしょうか。これはまちづくりのほうですか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。私のほうからで、もし補足するところあればお願いしたいと思います。

今お話しありました作田山への道路の関係なんですけども、一部整備が行われておりますけども、今議員さんがおっしゃったようなことがあったというふうなこと、ちょっと学務課のほうでも認識しておりませんでしたので、学校等と確認しながら子供には注意をする、そしてあとまちづくり担当課のほうと確認しながらその整備のほうを進めていければというふうに考えております。

7番（菊地康彦君）はい、議長。何事にも万全っつうのはほんとに難しいし、これはアンテナを高く持っている方々と十分見ていただいて、特にパトロール、防犯パトロールも方々いるんですよ、町内ぐるぐるっと回ってる。ああいう方にも注意喚起していただいて、お願いしたいと思います。

ここの中でここで最後になるんですけど、あとはもう1点、小学校、山中と小学校の間のバスプールありまして、ここは子供さんたちがぐるりん号を待ってたり、あとやっ

ば中学校ですから浜から通ってるお子さんなんか、お母さんが来るまでの待合場になってるんですけど、ただ、こういう日はいいんですけど、こういう日でもちょっと真夏は暑いんですけど、雨んときに逃げる場所ないんですよ。朝降ってなくても帰りには雨降ってきて桜の木の葉っぱの陰で休んでる。でも、頭っから頭濡れてますけども、あと多分お母さんに怒られっと思うんですけど、あそこにもやはり思いやりということで仮設なんかで今回いろいろ解体してる駐輪場だったりそういったものもあるかと思うんですが、やはりそういったものを設置してあげんのも一つの思いやりじゃないのかなと思うんですが、無理なんではなかね、これは。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今ご指摘がありましたバスプールといいますかぐるりん号の停留所なんですけども、確かに雨の日というふうなことを考えると確かに思いやりというふうな部分が欠けているのかなというふうに思われますんで、この辺につきましては企画財政課のほうとちょっと確認をしながら、仮設の例えば駐輪場とかというふうなご提案ありましたので、そういうふうなのを含めまして検討させていただくということでご理解をいただければというふうに思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。十分お願いしたいのと、それでお願いしてそういうことで、この大綱1については終わりにしたいと思うんですが、総評しましてこの今までのお話を聞いた中で町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、先ほど校庭の利用の関係でるるお話がございましたので、その関係、私全体的な立場からちょっとお答えをさせていただきたいというふうに思います。まず、第二小学校に限らず各学校ともどういうふうな状態で駐車スペースを確保してるかということ振り返ったときに、基本的には車社会に対応した対応ということにはなっていないのかなと。職員の方の駐車スペースプラス何かのときの来賓の方の利用スペースぐらいのそういう体制で各学校とも今日まで来ているという状況がございます。運動会なり各種のイベント対応時の駐車スペースの確保というふうな点ではいろいろ検討の余地があるのかなというふうに伺ってございました。そういう中で、議員ほどの場面を想定しての問題指摘なのかなというふうな部分もあるんですけども、少なくとも誰が使っても後片付けをしっかりと、次の方、学校の子供たちはもとよりでございますけども次の方々が利用に違和感を感じないようなそういうバトンタッチが必要なんだろうというふうに思っておりましたので、それは教育委員会ともども徹底してもらえるように対応していかなくちゃいけないというふうに思っております。

それから子育て支援エリアの全体の整備の考え方として、改めてお話を申し上げますと、あそこは学校は文科省でございますね。真ん中の子育て支援エリアについては厚生労働省、そして一番西は国土交通省と、いわゆる縦割りといいますかその整備財源の出どころはそういう関係でございます。本来であれば公園と子育て支援施設、そして子育て支援施設と学校はフェンスとかそういうもので分離されるというのが一般的でございます。しかし、一定の復旧スペース、あるいは一定の建設スペースがある中でそれはお互いに融通し合えるような仕組みをというふうなことで担当部署では行動に出なくても基本的に子育て支援エリアを往来できるこういう基本的な整備思想で持って対応させていただいたということがございます。保育所については当然いろんな関係がございますので前段申し上げた基本はあるにしても子供たちが無用に外に出られないようなそういう管理形態をとってございますけども、基本的にそういうことでお互いに何かイベント

等で臨時的に多数の車両を乗り入れするときにはお互いに融通し合いましょうという関係でやってきているというのがございます。

それから、そういう臨時駐車スペースについては学校、保育所、同センター、そして11月にはふれあい産業祭などもこれからの庁舎建設を考えた場合に一定の駐車スペースが必要でございますので、その辺につきましては防災調整池が西端にございます。あれはよほどのことが、雨量でないとそう防災調整池としての機能を失うことない状況がございますので、一定の部分については臨時的な駐車スペースにしてもよろしいんじゃないかなという考え持っておりますので、その辺の工夫なり対応も今後していきたいと。さらには最後には町民グラウンドがあのような応急仮設住宅がまだこれから撤去という段階でございますので、残る世帯の方についても早く確認をして来春にはグラウンドが使えるというようなことになれば今みたいな部分は多少は緩和されるのかなというふうに思っておりますのでご理解を賜りたいというふうに思いますし、交通関係、あるいは線路の関係についても状況に応じて極力速やかな対処対応をしていかなくちゃいなというふうに受けとめさせていただいたところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。今町長の言葉に融通し合う、これはほんとのほんとだと思えます。その意味でもお互いが気持ちよく使うように最低限のルールを守ってやっていただきたいと思えます。これは言わないかとは思ったんですが、うちの小学校の子供が子育て支援センターに行ったら泥汚さったというふうになんか学務課のほうに報告が行ったり、それからグラウンドを私たち使えないんで牛橋グラウンドを使うとお金がかかるわけなんです。譲って町の施設をお金払って少年野球が使ってる状況なんですよ。これはこの間生涯学習課とも話し合っただけで今後ちょっと改善しようかということもあるので、やはりどうしても我慢してた部分があってもなかなかその譲り合うという気持ちが私のほうでできなかったというのもちょっと器の小さい人間だと思うんですけども、そういったものも多少考慮していただければなと思えます。

それでは次、大綱2。これからの水田農業についてということで再質問をさせていただきます。耕作放棄地というのはどうしても条件が悪いところということで、当然山間部だったりが多いわけなんですけども、回答の中にもあるように大型だけじゃなくて中山間部の農地も農業にとっては大切だというふうにここで解釈してるんですが、そのように捉えてよろしいんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それぞれ地区エリアによって果たすべき役割がございますけども、基本的には双方大事なこの地域生産資源だというふうなことで認識してるというふうなことでご理解いただければというふうに思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。この耕作放棄地につきましては、農業委員会の方々、本当にみずから耕作放棄地を草刈りをしたり本当にご苦労が絶えないかと思えます。本当に感謝を申し上げたいところです。ただ、ここの中に回答の中で今後その土地の所有者に対する意向調査ということで、どのように最適化に結びつける取り組みを行うかというような課題になってるようですが、具体的にはどんなことを資するのかお知らせください。

農業委員会事務局長（齋藤三郎君）はい、議長。意向調査後の話かと思えます。意向調査を行いまして、それぞれ回答をいただきます。それで、みずから耕作をするから誰かに貸したいというふうな方向性を把握いたします。その後、これらについて次年度、このようなことが実際耕作されてるかというふうなことも確認いたします。今後、新たに農業委員

会制度が変わりまして来年1月から新しい農業委員会制度がスタートします。新たに農地利用最適化推進委員という制度ができますので、これらの方々委嘱されましたら、これらの方々に今後個別訪問、個別対面をしてこれらの対応について対処していきたいというふうに考えているところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。耕作放棄につきましては全国レベルですと非農用地化するということで、課税の強化だったりそういった動きも多くはなっているわけですが、その中で我が町ではなるべく耕作する方向というような考えのように理解してるんですが、そこで必要ならばということで耕作しやすい環境づくりというのがとても重要になってくると思うんですが、そこで水利問題ということで次の耕作放棄地の課題ということに移らせていただきます。

現在回答の中では坂元の久保間だったり中山のほうが耕作放棄地が多いということなんですが、私が見る限りでは何かいっぱい一生懸命つくってるように私は見えたんですが、逆に山下のほうが東街道近辺の耕作されてない水田が見受けられんですが、その辺は私の勘違いなんでしょうか。

農業委員会事務局長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えします。耕作放棄地の地区別の面積、どの辺に集中してるのかというふうなことかというふうに思いますけども、面積的には一様に散らばってございます。しかしながら、特に久保間、中山地区等下郷地区、真庭地区等々に多く耕作放棄地が見られるというのが現実でございます。以上でございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。その地域を見てもみますと、ほんとにお話も聞いてみると問題は水利と。鑿泉（さくせん）とかそういうの掘ってんのかなと思ったら、これはほとんど山水だと。ことしの場合、雨量もあったので十分賄えたんだけど、春先の田植えだったりその時期に雨降らないともうどうしようもないんだというような状況にあるようです。施設の中にはため池もあります、鑿泉、そういったのもあるんですが、それすらない地域ではほんとに綱渡り的な稲作が行われているようなんですが、今後そういった地区に対しての改善策といったものは計画されているのかどうかお伺いします。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。耕作条件の不利地の水源のお話かと思えますけれども、基本的に今までですと一番なのはため池なんだと思うんですね。鑿泉は実際に地下水だととれるんでしょうけども、維持管理費が膨大でとてもでないけれども米つくるのにはあわないという状況にありますので、今まではため池に頼るところだと思えます。水田農業のこの生産性を維持するという観点から水源の確保というようなことでは、我々施設管理の分としてはやはり新たな取り組みっていうのはなくて、維持管理的にこのため池、天水に頼るというようなところを継続せざるを得ないのかなというようなところは実態としてあるというふうに思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。先ほど耕作放棄地が多いその対策として水なんだよということなんですが、ため池等を中心、土地改良かかってっところは余り心配しなくていいんでしょうけども、そういった部分が今度その何も手をこまねいているとまだまだ耕作放棄地がふえるんでないか。まして今つくってる人たちも苦勞してつくって、そのほかにイノシシとも対決してつくってるわけですから、その辺の手当てつつうのが十分必要なんじゃないかなと思うんですが、その辺の考えは町長いかがなんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。耕作放棄地という点ではいろいろと問題がありというふうな気がするんですけども、これまでの我が町の農業を基幹産業としてというふうな取り組み



の中で今日に来ておりますので、ここで急に大きく進路を変えるというのはなかなか厳しいんじゃないかなというふうに思います。山元町の歴史の中でそのことは十分わかりながら水田経営なりその水利の確保というふうなことに取り組んできたわけでございまして、整備に値するところはパイロットとかいろんな形で整備をしてみてきた。先ほどたまたま施設管理室長からも、要するに費用対効果の面で鑿泉などは割にあわない取り組みだというような話も出ましたけども、農地そのものの果たす役割は先ほど確認された部分も含めてのそういう認識はございますけども、実際面で考えると非常に悩ましい問題でございます。小さな面積の中、あるいはその離農が進む中でどこまでそこに投資を町として判断すべきなのかという部分、私もかつて農政を担当する立場にもありました。中間の立場で見ればBバイCという費用対効果の一定のバランスが確認できるところは検討してもというそういう視点で取り組んで経緯がございます。今立場が逆になった中で、そのBバイCが確保できないところに皆様方からお預かりしたものを積極的にどこまで対応すべきかという部分は非常に悩むところでございます。少なくとも議員ご懸念のこの用排水、水利ですね、これについては長年の間ため池が少しずつ浅くなってきてる、狭くなってきてるっていうか、そういう要素もあるんだろうというふうに思いますので、そういう部分なり可能なところは多少拡張するなり、そういう方向性は十分模索できるというふうには思いますけども、抜本的にどうするかというとなかなかちゅうちょする部分もあるなというのが偽らざる気持ちでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。この問題につきましては根底の部分もあるんですが、つくれないところはつくれなくなると思うんです。さっき課長言ったように水利だ何だという大変な部分もありますし、ですから、その耕作放棄地は重要なんだけどどうするんですかということになるんです。ですから、つくれないところは先進地なんか見るとどんどん振興作物なんかの植え付けに変わってきてるわけですよ。特にこれから産直施設ができ上がる計画あって、何度かお話ししたけども我が町にない花、花の生産というのがないわけ。そうずっとそういった段々畑に近い今田んぼが山間地にあったりするわけです。ですから、そういう計画も今後必要なんじゃないかっていうのも一つの提言なんです。そういった意味でちょっと確認をさせていただいたということでございます。

その点につきましては今後十分検討ということになるかと思うので、現在さっき町管理の鑿泉が何カ所か、4カ所、5カ所あるんですけども、この中でかなり老朽化も目立って、すぐそこにもあるんですけど、今後の維持管理といったものも利用者は心配しております。高瀬のほうでもいろいろ揚水機場があるんでしょけども、その辺の今後古くなったそういったところの対応するのは町で計画的なものはあるんでしょうか。更新なり。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。年間いろいろ時期に応じて通常の日常点検、それから年間点検、あるいは期間を置いた点検、5年とかそういう点検を当然実施してって、長期的に長寿命化の対策はとらなければならないというふうには思います。で鑿泉についても、要はため池をなくしてしまう代替として鑿泉を町が代替施設としてつくったというのが何カ所かあるわけです。この辺でも大堤ため池とか、あともう一つは国営で最初から用水を見込まなかったところで追加的に水源として圃場整備してほしいという箇所を追加で国営で設置したような水源、鑿泉があるんですけども、そういったところについては本来は水利組合なり土地改良区といったところが管理すべきなんですけども、一応

町が一旦管理をして、あとその費用についてはそれぞれ受益者負担にさせていただくというようなことで条例でも制定しているところありますけれども、最終的にはそういうふうに点検をして必要なところについてはまず町が管理するものについては町が修理更新をする。100パーセント町がそういう代替として持ってたものについては町が費用負担をする、あるいは補助事業を使って町の持ち出しを少なくするというような対応、あるいはどうしても国県、そして町で対応しても受益者負担をしてもらうのが妥当だということについてはそういうような費用をお示しをして負担させていただくというようなことで、ある程度今後は今のところは通常の点検しかしておりませんが、長期的にはそういう長寿命化を見据えてそういう一定のサイクルをつくって対応していく必要があるんだろうなというふうに思っております。以上です。

7番（菊地康彦君）はい、議長。この回答の中にも維持するための多面的機能交付金の活用ということで出てるわけなんですけど、その中にはこういった機場とかそういったものは該当しないわけでありまして、その機場のほかに側溝も結構、土側溝でなくコンクリートのU字溝入ってるところもあるんですけど、こういった改修もやはり今の機場と鑿泉と同じような考えでよろしいのでしょうか。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。排水路と水利施設については排水路と用水路とありますけども、基本的に排水路は町がほとんど管理する、あるいは国道からしたの圃場整備でやっているところについては改良区が管理しておりますので改良区が管理をして、そこで受益者負担が重いところについては町が助成をするというようなことで、管理と費用負担の関係では対応しているという状況にあります。用水については我々のほうで今管理してるものはどれだけあるかっていうのは全くわからない。台帳もない状況ですので、とりあえずその現場に行って補修が必要だということとその都度補修を必要であれば町のほうで用水については補修をしてるという状況ですので、用水路についての鑿泉と同じような費用負担を求めるかとなると、なかなか受益者が特定できるのであればそこの方々とお話をして大規模に改修するのであればそれなりの受益者負担というのは出るんですけど、基本的には今までの対応をしてる状況からすると町がそういう点検をするなり、あるいはここが壊れているということを受業者なり地元の区長さんとかからお話しいただいて、その都度修理、改修といたしますか、対応している。

あと、大々的に大きさが足らなくてあふれてしまうとか機能が全然違う、要は道路側溝でなくてほんとの排水だとか用水だとかということにいろんな水が入ってきて汚れるというようなときには完全に改良といたしますか、改修とそうなればまちづくりのほうで対応して別な改善策を立てる。それも基本的には町が対応するようになるんだろうなというふうに考えております。以上です。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そのお話を聞いて安心をいたしました。維持管理、土地改良入ってないところの管理についてはほんとに重要な部分のありまして、震災後で壊れているようなところもあって、なかなか近くが全然耕作者がいなくて誰も見ないようなところも結構あったんですね。そういった点では受益者の方々不安をかなり抱いている方もおりますので、今後ともご指導のほうを農家に対してお願いしたいと思います。

では、最後になります。細目3、東部の水田復旧についての経営の安定ということなんですけど、前回の同様の質問の中で大規模経営体が10経営体あるということで、大体経営体の経営計画が大体100パーセントに近いくらい集積が図られてるということで

した。今回、お話の中にも152ヘクタールほどの水田が整備されて、各経営体のほうに割り当てが行くというふうに解釈してるんですが、そのようなことでよろしいんでしょうか。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。それではお答え申し上げます。

昨年の9月でしたかね、同様な回答させていただいております。この10経営体につきましては、詳細でお話しさせていただきますと個人・法人合わせて合計で20名になります。この10経営体で現在集積をしている面積については約400ヘクタールに達しました。昨年より、1年経過したというふうなことでふえております。この数字につきましては当初の計画というふうなもの、380ヘクタールほどだったんですけども、既に20ヘクタールほど上回ってるというふうなことがございます。しからば、町長の回答にもございました残りの120ヘクタールは誰がするのかというふうなご懸念、ご心配されるかと思っておりますけども、実はこの10経営体の個々の耕作面積というふうなものを積み上げていきますと、まだその目標に達してない経営体が約半分ございます。今後、来春には全面積が耕作可能となりますけども、残りの120ヘクタールに関しましては目標に達してない5経営体が中心となって120ヘクタールをおおむねカバーするだろうというふうなことで私どものほうとしては見込んでございます。以上です。

7番（菊地康彦君）はい、議長。400となると総体で520、大体平均値だと1経営体50ヘクタールぐらいなのかなというふうなことなんで、危惧するのは今課長も言ったとおり、それをその10経営体で平等にほんとは分ければいいんだけど、なかなか受けとってもらえないところもあるというところもあって、今後その5経営体のほうに経営を促すということなんですけど、そういう方向も一つだと思ってるんですが、またけさのちょっと河北新報にも載ってちょっとおっと思ってコピーとってきたんですが、これはたまたま仙台市農協の例なんですけど、支援隊結成ということで担い手として農協の職員だったりOBを再雇用して農作業の助っ人隊みたいなことで賄うようなこともありまして、10経営体に限らずもっと若い力、やる気のある人たちを担い手を生かして次の水田農業の継続ができるような体制もどうなのかなという点も考えられるんですが、その辺はどうなんでしょうか。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

私もけさほど河北新報のほう確認しまして、非常に心強い取り組みだなというふうな拝見したところでございます。やはり菊地議員ご指摘のとおり、私どもとしましても今経営を担ってる10経営体の方々が今後15年後、20年後、経営を継続するかというふうなものについては、今の段階から心配してる一つの要因でもございます。そこで昨年、一昨年からですかね、新たな取り組みとしまして国県の補助金を活用していわゆる新規就農者の支援というふうなものにも取り組んでおります。残念ながら、現在新規に就農されて営農展開されてる方々につきましては畑地を中心にやっておられる方というふうなことですけども、今後こういうふうな補助金交付金というふうなものを活用しながら、水田経営の担い手というふうなものも当然ながら東部に限らず発掘なり支援して必要があるのかなと。

一方では昨今叫ばれております減反政策の廃止というふうなものにつきましても今後の水田経営に関しまして大きく影響を与えるのかなというふうな手前どもでは考えてございます。これら、国の農業政策なんかも全体的に見ながら今後の水田経営というふう

うなものを積極的に担っていただける方、これらの発掘に関しましてもあわせて努めて対応してまいりたいというふうに考えます。以上です。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そういった考えを聞くとほんとに安心するわけですけども、最終的には理想どおり後継者が出てきて、この山元町の水田農業を継続していただくことが最大の目的なので、ほんとに十分な配慮をお願いしたいと思ひまして、最後に今の水田農業に関しまして最後に町長の今あったわけですけども、この経営についてどのようにお考えかお話を聞かせたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。特に東部のこれの農地整備については、かねがね町の大事業だと、町の命運をかけた大事業だというふうな位置づけで取り組んできたところでございます。県のほうで事業主体になっていただいとすることでここまで来たわけでございます。来春から一斉に水田、畑地も営農が可能になるというふうなところでございますので、当初目的としておりましたこの大区画、大規模化、そしてまた高付加価値化、あるいは収益性の高いとこういう農業がようやく震災丸7年にして実現できるのかなというふうに思ひてございまして、非常に感慨深いものがあるなというふうに思ひてございまして。

いずれ、当初の営農が先ほど1回目でお話し申し上げましたように土地が肥えてなければいい作物ができませんので、ハード・ソフト、そしてまた1年先の完成にはなりませんけども町の長年の課題でもございまして排水対策の改善改良も含めて東部一帯が見違えるような土地利用が実現することを大いに期待を持って今後とも見守っていききたいなというふうに考えているところでございまして。

7番（菊地康彦君）はい、議長。これで私の一般質問終わるわけですけども、まちづくりに関しては皆さん執行部、議会、力をあわせてやっていかなきゃなりません。その中でも強い口調になりまして聞き苦しいところもあったかと思ひますが、町を思ひて、子供たちのことを思ひての質問となりましたことをご了承願ひたいと思ひます。

では、私の質問をこれで終わります。

議長（阿部 均君）7番菊地康彦君の質問を終わります。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は2時40分といたします。

短い。45分。それでは訂正いたします。2時45分、再開といたします。

午後 2時33分 休憩

---

午後 2時45分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）5番伊藤貞悦君の質問を許します。伊藤貞悦君、登壇願ひます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。5番の伊藤貞悦です。議長に初めて岩佐でねく伊藤というふう呼んでいただきまして、光榮に存じております。

平成29年第3回山元町議会定例会において大綱1件、細目3件、9項目からなる一般質問をいたします。

町長は先日の山元町議会定例会町長説明要旨において一日も早い復興の完遂とさらなる発展に向け、そして町民の皆様のより一層の福祉向上のため一意専心、全力を挙げて

町政運営に取り組む所存でございますというふうなお話をされておりました。次に、町民の安全安心と災害に強いまちづくりを目指して整備を進めていると話されました。また、町長は折々の挨拶の中で復旧復興の中心の政策から軸足を再生発展のための施策への転換をとというふうなことも述べておられます。以上のような観点から、今回山元町にお住いの住民に関する住みやすい優しいまちづくりについて、以下のことについて町長や町執行部の考えを伺いたいというふうに思っております。

大綱1件、住民が住みやすい優しいまちづくりについて。細目1。住民がわかりやすい（安全な）まちづくりの具体的な施策について。

ア、各地域、各家庭から多くの町民が毎日生活のために利活用するJR駅、医療施設、商業施設、教育施設、公共機関等への道路のアクセス整備と拡充について。

イ、避難、防災、救命に必要な道路のアクセス整備について。

ウ、高齢者や交通弱者等への公共交通の配慮について。

細目2つ目。住民に優しいまちづくりの具体的な施策について。

ア、案内表示（地名、施設名、避難場所等）の整備と拡充について。

イ、地域力再生のため各種施策の支援について。これは広場や諸集会所の提供や支援、特に地域緑化運動とかレクリエーション、スポーツなどについての考えというふうなことでございます。

ウ、各種文化スポーツイベント開催の支援について。

細目3つ目。山元町の魅力の再確認と発信について。

ア、既存施設や施策の見直しと充実について。

イ、施設の統廃合（公民館、児童公園、勤労青少年ホーム、図書室、各種グラウンド）について。

ウ、町のイベントや行事、事業等の広報、PR活動についてをお伺いいたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。伊藤貞悦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、住民が住みやすい優しいまちづくりについての1点目。住民が住みやすい安全なまちづくりの具体的な施策についてのうち、多くの町民が毎日利用するJR駅等への道路のアクセス整備と拡充及び避難防災等に必要なアクセス整備についてですが、関連がありますので一括してご回答いたします。

本町の道路交通網は町の中央を南北に通る国道6号を挟み、東側に県道相馬渡線及び町道イチゴ街道線、西側に常磐自動車道及び町道東街道線が南北の軸を形成しており、これら南北の基幹道路を結ぶ形で、北は県道吉田浜山元線から南は町道上平磯線まで東西の主要な幹線道路が配置されております。現在、国道6号から東側の地域については東日本大震災の津波被害を踏まえ復興交付金などを活用し、南北に約1キロメートル間隔で津波避難道路の整備を実施しております。国道6号から西側の地域については、山元町地域防災計画に基づく緊急輸送路の指定されている路線を中心に町道久保間中山線の橋梁かけかえ事業や、一部区間ではありますが町道東街道線、町道山下浅生原線の車道拡幅と歩道設置事業を進めているとともに、山寺畑中線、鷲足中辻線などの生活道路についても側溝整備、狭隘部の拡幅も行っております。

これら事業の完成により碁盤の目のように配置された基幹道路網が形成されるとともに、地域に密着した生活道路も改善されることから、災害時の避難はもとより町民の安

全安心を支える病院や消防署、子育て文化施設やJR駅等の町の主要拠点施設、さらには各行政区間相互のアクセスが向上し今まで以上に安全で住みよいまちづくりに寄与するものと考えております。今後も優先順位をもって計画的に事業を進め、町民が住みやすい優しいまちづくりにつながる道路整備を進めてまいります。

次に交通弱者等への公共交通の配慮についてですが、幹線道路網の整備とあわせ新市街地や公共施設等と既存集落を接続する公共交通網の構築を図り、公共施設等へのアクセスの確保や新市街地の利便性を町全体で享受できるような環境整備を図ることは住民が住みやすいまちづくりを進める上で極めて大切な視点と認識しております。特に、高齢者や子供といったいわゆる交通弱者と言われる方々の交通手段を確保することは、震災以前から本町にとって重要な課題であり限られた規模、台数ではありましたが町民バスを運行し、これらの方々への日常の足の確保を図ってまいりました。また、今年4月からは本町が実施する公共交通サービスは東日本大震災以降の町を取り巻く環境の変化や少子高齢化のますますの進展に伴うニーズの変化等に対応するため、デマンド型乗り合いタクシーと町民バスの併用による新たな体系での運行を行っております。この新体系での運行開始から5カ月が経過し、町へのお問い合わせのほか運行事業者との業務打ち合わせや情報交換を行う中でさまざまなご意見ご要望が寄せられていることを確認しておりますが、デマンド型乗り合いタクシー導入や町民バス路線の再編、運賃有償化など多くの変更を伴う新たな運行体系へと移行したところであり、町民の皆様にご理解を深めていただけるよう丁寧な説明を心がけているところであります。

また、今後の運行改善、サービス拡充のあり方等については一定期間の状況を見守る必要があることから、寄せられるご意見ご要望や利用状況の推移を注視するとともに、全世帯を対象としたアンケート調査なども実施した上で運行を担う地元交通事業者の方々に対応可能な業務量との調整も図りながら、地域公共交通会議での合意を得て見直し、改善を図りたいと考えております。なお、交通弱者と言われるの方々への対応については、社会環境の変化やニーズの多様化によって行政だけで対応することは困難であり、民間事業者が提供する公共交通サービスとの役割分担を含めた多角的な検討が必要であると考えております。

次に2点目、住民に優しいまちづくりの具体的な施策についてのうち、案内表示の整備と拡充についてですが、現在町内には震災以前に主な町道交差点等に設置した道標やアップルラインを案内する看板、震災後に駅前広場に設置した案内板など、その時々々の要請に応じて設置された案内表示が各所に配置されております。これらのうち、既存の道標につきましては昨年度震災後の町内施設等の移動等にあわせ案内表示の修正や修繕を行ったところであります。震災後、新市街地の整備や新たな公共施設等の整備などにより町内の様相は大きく変化しており、また、今後交流人口の増加も見込まれることから町内外の皆様にはわかりやすい目的地まで迷わず到着できるような道案内の必要性を感じているところであり、町内で統一感のある案内表示の整備にできるだけ早期に取り組んでまいりたいと考えております。さらに、来町者に歓迎と感謝の意を伝える、いわゆる歓迎看板、ウェルカムサインについても設置手法を含め検討しているところであります。また、避難場所等の案内表示につきましては、昨年度策定いたしました津波避難誘導サイン基本計画をもとに避難路を中心とした津波避難誘導標識のほか、避難路から指定避難所までの誘導標識、そして指定避難所となる施設への標識等を整備する計画とし

ており、避難路及び二線堤となる県道相馬亙理線の工事の進捗にあわせて整備を行う予定としております。

次に、地域力再生のための各種施策の支援、広場や諸集会所の提供や支援についてですが、本町においてはこれまで行政区を地域づくりの基本単位としたまちづくりが進められており、多くの行政区の集会所について町が町有地に整備し区が管理運営する形態となっているほか、コミュニティー助成事業や被災地域交流拠点施設整備事業補助金など地域活性化や地域コミュニティー再生、集会所整備等への支援など地元行政区との協力を最大限行ってきたところであります。これに加え、従来から地域の草刈り、清掃等の環境美化、緑化活動やレクリエーション、健康づくり活動などについても行政区単位を中心に担っていただいております、これに対しても資金により支援だけでなく活動リーダーの育成や指導など、さまざまな形で支援協力を行ってまいりました。また、文化団体やスポーツ団体を初め住民団体による各種活動に対してもふるさと振興基金等を活用した支援に取り組んでいるところでありますが、住民有志による山元クリーンサポーターや桜の植樹、花いっぱい活動など行政区の枠にとらわれない地域づくり活動に対しても住民協働によるまちづくり、住民活動の活性化の観点からも今後ともさまざまな手法を用いて支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に3点目、山元町の魅力の再確認と発信についてのうち、既存施設や施策の見直しと充実について及び施設の統廃合についてですが、関連がありますので一括してご回答いたします。町が保有する公共施設全体の現状や課題に関する基本認識及び公共施設等の管理に関する基本的な方針につきましては、昨年度に策定した山元町公共施設等総合管理計画の中でお示ししておりますが、このうち建築系公共施設については個別施設ごとの具体的な取り扱いについて、今後個別計画を定める中で検討していくこととしております。個別計画の検討に当たっては、総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な方針を踏まえ、公共施設等の総合的な管理運営、安全で快適な利用環境を実現するため既存施設の有効活用、供給量の適正化の推進、効率的な管理運営の推進の3つの視点から地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等を検討していくこととしております。公共施設の管理運営が住民にとって過度な負担とならないよう対応していかなければならないと認識するとともに、一方では各施設が持つ役割や機能を踏まえ、既存施設を活用した各種事業展開や地域交流、地域活性化等の活動に大きな支障を来さない配慮も必要であると考えております。

また、今回提案しております山元町過疎地域自立促進計画において総合管理計画との整合が求められ、過度な施設整備が抑制される一方で過疎計画に事業を盛り込むことで過疎法に基づく支援措置を活用できることとなりますので、既存施設を活用した施策の見直しと充実についてはこれらの財政措置の活用も視野に町の負担を極力軽減するとともに、長期的な視点で取り組んでまいりたいと考えております。

次に町のイベントや行事、事業等の広報、PR活動についてですが、現在町が実施しているイベント等の周知広報手段といたしましては、おのおのイベントや行事の内容にもよりますが町広報誌やホームページ、キラリ山元メール配信サービス等によるお知らせのほか、町内各戸へのチラシ配布や町内外の施設等へのポスター掲示などが主な手段となっており、場合によってはマスコミへの投げ込みやテレビ・ラジオ等の自治体情報紹介コーナー等への情報提供、出演なども行っております。他方、先行自治体等の例を

見るとインターネットによるPR動画配信やSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを通じた情報発信、その他所要の経費は必要となりますがテレビでのCM放映などさまざまな方法がとられているものと認識しております。本町でも内外における認知度向上を図るため、山元ブランドの創出育成などさらなる地域資源の発掘創出や魅力の向上、発信に努めるとともに各種の情報発信手法を検討し適時的確な広報PR活動に取り組んでまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）各種文化スポーツイベント開催の支援について。教育長菊池卓郎君、登壇願います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。伊藤貞悦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、住民が住みやすい優しいまちづくりについての2点目。住民に優しいまちづくりの具体的な施策についてのうち、各種文化スポーツイベント開催の支援についてですが、現在文化団体等が主催するイベントとして町民文化祭や展示祭りなどがあり、スポーツイベントとしてはスポーツ少年団入団式やミニオリンピック大会があります。中でも毎年11月に中央公民館を会場に行われる町民文化祭では町内外合わせて2,000人ほどの来場者があり、作品展示やステージ発表が盛大に行われてきたところです。

これらのイベントに対する支援としては、主催者への会場貸し出し等の調整を初め、必要に応じ補助金を交付する金銭的な支援等も行っております。このうち、金銭的な支援については町民文化祭を主催している山元町文化協会に対しイベント開催の助成を行っているほか、運動会や盆踊りなどを通じて住民の健康増進や親睦融和を目的にした催しにかかわる行政区に対して地域スポーツレクリエーション事業補助制度に基づき補助金を交付しております。地域主体のイベント活動については当面の資金不足等も想定されることから、文化団体や競技団体等と情報交換を行いながら町としての支援策等を確保し、引き続き住民に優しいまちづくりの一助になるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。それでは再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、今回再質問の一番最初に道路について、特にアクセス道路というふうなことで私は今回質問をしておりますが、道路の一番の目的の一つは避難、防災、救命の用途が一番最初に来るものであって、2番目には使用頻度の高いものとか集中度の高いもの、いわゆる生活するために求められている、使われているそういうふうなことが2番目のかな。通勤通学、中には児童生徒のための送迎に使われていることもあると思えますが、それから一般的に買い物とか何かになると思えます。それと同様に、別の角度から見たときには農業とか産業用の道路なのかな。観点を変えて見ると、それは歩行者のための歩道も含めるものなのか、自動車が走るもの、または自転車が走るものなのかというふうないろんな観点から考えていったときに、道路というのは非常に多岐にわたる要素があるというふうに考えて町の一つの大きな課題として捉えていかなければならないものだろうなというふうに考えました。

山元町は御存じのように南北にちょっと長くて、長方形のようなそんなに大きな面積の町ではない。そこに震災後鉄路、鉄道常磐線が再開通して町民は3つの駅、正確には浜吉田駅は亘理町のものですが、浜吉田、山下、坂元という3つの駅を利用し、鉄路が再開通して使われております。それから常磐高速道路が整備され町内2カ所のインターとスマートインターがありますが、これも利用され始めました。それから6号国道も、



これも正確には東京のほうまで通じております。それに東街道、町道1号線、旧はアップラインというふうに言いましたか。それから県道亙理相馬線等々で南北に動いているものが鉄道、高速、それから国道、車道を含めたものが南北に整備されております。それに、現在東西に関しましては10本の避難道路が工事されております。ただ、この避難道路は旧6号までしか通じないものとか、それから6号までとかいろいろな見方をすると便利にはなりつつありますが、まだ問題はあつたのかな。こういうふうなことを考えていくと、町長が常々言うていくバランス面から言ったら6号線から上に住む住民にとってはほんとにこのバランス的にはいいのかというふうなことを考えていった場合に、やはり毎日毎日使わなければならない生活道路の面から見たらアクセス性はやっぱり今後考えていかなくちやならない問題なんだろうなというふうなことで、今回6号線から上の集落、コミュニティーを見てみました。

というふうな観点からいくと、結構厳しい状況下にある。例えば、八手庭からずっと各集落があるわけですが、八手庭は現在あそこの堤2つをいわゆる6号線から右折するレーンと左折するレーン、それから浜吉田駅に下がる道路を拡張しようと思って工事をしておりますが、そこから上の部分については多少狭くはないか。私が言いたいのは6号線から東街道までの面がどの集落を見ても非常に不便で使いにくいというふうなことを感じております。八手庭を例に挙げましたが、それから横山大平、小平、鷲足と来ますが、大平は旧6号と現在の6号国道は入り口出口でぶつかってますが、途中山一小平のところはアンダーパスしかありませんで、横山ですね。東街道には広い道路がぶつかって1本旧明通峠から来るところからぶつかっております。それから小平はインター……。

議長（阿部 均君）一問一答方式でありますので、論点を整理して簡明にお願いします。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。わかりました。というふうなことで、町長は6号と生活する道路の連結についてどのように考えているかお答えいただきたいと思つた。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私も1回目のお答えをし、改めて議員からも道路事情、つぶさにご紹介いただきましたが、確かに今の取り組みの状況は東から中央の国道6号に向かつての避難路整備がメインになっているというのは、これは事実でございますし、そしてまた南北の6本の高速道路を含む路線が中心になっているということで、そのはざまにある国道から西側の要所要所での関係、不都合、不具合の関係、ご指摘のとおりでございます。私はそれは相当状況把握はしてるつもりでございます。

議員も篤とご案内のとおり、まちづくりはなかなか一朝一夕に進まないわけございまして、先ほども車社会というふうな言葉使わせていただきましたけども、まさにそういう状況に対応したこの道路網整備がどこまで進んできたかといいますと、要所要所でのふぐあいは結構ございます。2年前になるのでしょうか、3年前になるのでしょうかね。私としては2回目になる各行政区の懇談会でもそういうことが相当程度取り上げられた背景もございまして。それからこれまでの6年半の大半が津波浸水区域に精力を割かなくちやない、そういう状況もあつた中でここ2年、3年は丘通りも意識した道路、あるいは側溝整備には取り組んできてございまして、これを整備箇所という形で図面にプロットいたしますと、相当な今事業を展開しているというようなことでございまして。しかし、それでも今議員ご指摘の具体例の部分についてはまだ手つかずのところもあるというのも、これも事実でございます。ですから、先ほど言ったように問題意識は持って今対処してるつもりでございますけども、これまでの積み重ねの中での問題でもございまして

で、これは一定の時間、今後確保しながら問題解決に当たっていかなくちゃいけないのかなとそんなふうを受けとめてるところでございます。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。回答にありました国道 6 号から西側の地域については、山元町地域防災計画に基づく緊急輸送路に指定されている路線を中心というふうなことで、私も山元町地域防災計画を読ませていただきましたが、この指定されている路線というのは見つかりませんでした。21 ページに、その防災計画の 21 ページに避難路を整備しますと、等を整備しますというふうな文言がありましたのでこれから整備するんだというふうに解釈してよろしいのかどうかお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。具体の関係でございますので、担当課長のほうからその辺の概要を紹介させていただきたいというふうに思います。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。今のご質問に対しご回答します。

地域防災計画の資料の 21 のところに図面が一応添付してありまして、そこに本町の緊急輸送路に指定されている路線というのが記載されている。西側のその道路につきましては、この路線をまず重点的に、まずは二車線化していくといったところが当面の事業方針なのかなというふうに考えてございます。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。21 ページについては避難対策 6（避難対策）と……。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。済みません、資料編のほうに記載しておりまして、資料のナンバー、資料 8 という形で緊急避難輸送路、こういった図面が添付されているかなと思うんですが。

議 長（阿部 均君）明確に何路線とかっていう答弁したほうが早いんでないですか。資料つつたってみんな全員持ってるわけでもないですし。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。路線の数につきましては、今ちょっと図面上はあるんですが数えるのに非常に数が多いものでして、何路線でしょう。かなりの数になりますので図面のほうでという形をお願いしたいと思います。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。わかりました。ただ、基本的にはこの防災計画については 6 号線から下の部分で、上の部分については載せてないわけですね。上の部分は載ってるんですか。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。緊急避難輸送路につきましては、6 号から西側の部分にも相当数の路線指定されておりまして、実際問題、緊急輸送路に指定されている路線の中でまだ 1 車線のままの道路っていうのが、例えば山下浅生原線とか今年度拡幅の工事実施する予定になっておりますけれども、そういった路線がございますのでこの緊急輸送路に指定されていてまだ 1 車線の道路のままだといったものを重点的に当面は改良していくといった形で考えてございます。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。その件につきましては、わかりました。

次の質問に移りますが、いわゆる一番難しいのは 6 号線に接する交差点の部分を広げるっていうふうなことが一番難しいというふうなことを聞いておりますが、生活をする上においてはそこのところが一番住民にとっては大事なところなのだろうと思うわけですが、各行政区に 1 カ所、1 本でも 6 号線に接するところは広げていくような考えはどうか。そのことについてお伺いします。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。まず 1 行政区のアクセスなんですけれども、まず状況のほうを確認させていただきまして、ほかとの整備の優先順位等慎重に見きわめる

必要がございますので、まずは現地を確認させていただいて対応させていただきたいというふうに考えてございます。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。現地を確認してというふうなことで、まだ確認はしていないというふうなことだと思っておりますが、先ほども話しましたように鷺足とか高瀬とか浅生原も直接は6号線に接していないわけですね。そういうふうなところがたくさんあるわけです。ですので、今までは海から避難をしていくというふうなことでしたが、私は逆に山から下に避難することも考えなくちゃならないだろうというふうに考えておりました、そのようなことを今話をしているわけですが、そのことについて下からだけでいいのか、上からのことを考えなくていいのかどうかをお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。考えなくていいのかというふうに言われると、それはそういうことはございませんので、やっぱり町全体としてこれは取り組まなくちゃいけない問題でございますので。ただ、問題は優先的な判断をどういう基準でもってしていくのかということに尽きるんだらうというふうに思います。少しでもスムーズなアクセスにつながるような、そういう体制を整えるというのはこれは議員ご指摘のとおり基本中の基本だというふうに思います。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。それでは別の観点から、今回山元町過疎地域自立促進計画の案というのが出されましたが、ここに道路新設改良事業というふうな事業が盛り込まれておりましたが、このことについてこの道路新設改良事業というふうなことの中に今私が話しておるようなことを盛り込むというふうなお考えはあるかどうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。過疎計画のほうで、今年度当初予算のほうで計上しております事業につきまして、今回過疎計画の事業計画の中に記載させていただいております。今議員ご指摘いただきました点につきましても、今後優先順位といたしますか必要度、そういったところ、あと今現在町民懇談会を各行政区のほうで行わせていただいております。そういったご意見を踏まえながら、今後そういった事業についても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。一括してお答えいただいた中に、避難防災救命に必要な道路のアクセス整備というふうなこともありましたので、その関連についてご質問いたしますが、避難するために避難場所、指定避難場所が指定されてますが、そこへ避難する場合も今や自動車で避難するというふうな徒歩ではなくて自動車というふうなのが主流になってきていると思いますが、公共施設、小学校、中学校、いろんな場所なわけですが、そのアクセスを第一に考えた場合、十分なのかどうなのか。そこのお考えはいかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。十分かと言われると、十分ではないと思います。先ほど来言っているように、車社会に対応したまちづくり、特に根幹となる道路整備を山元町のみならずという部分でございますけども、なかなか追いついてないのが実態だというふうに思いますので、そこは先ほど来からるご指摘の件も含めてどこからどういう手順を進めていけばよりスムーズな避難なり安全確保につながるのかというようなことで路線整備を考えていく必要があるんだらうというふうに思っております。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。町長から方向性が示されましたので、もう一つお伺いというかお考えをお聞かせいただいておりますが、今懸念されているものは土石流、大雨が降ったときの土石流、その降雨量の多いときに水はどこ流れるかという立派につくった舗

装道路の上を流れてしまうわけですね。そのような場合、両側にあります側溝だけでは飲み込まなくて、やっぱり泥流れてしまうと思うんです。そのような場合に地域の住民はどこを通過して避難所に行けばいいのかなと迷ってしまうと思われまので、今後そういうふうなガイドラインとかガイド的なことをぜひつくって、町民に配っていただいたりこのようなことが予想される時はこのようにというふうなことも含めていただきたいと思ひますし、それから北朝鮮のこともこの前Jアラートが鳴ってびっくりしましたけども、1回各戸配布されました。ところが地域住民から頑丈な建物でどこにあるんだや、どこに逃げればいいんだやというふうなことも具体的な質問があったりした場合がありますので、そういうふうなことも危機管理室等々で配慮していただいて、ある程度具体例なども挙げていただくと町民は優しい町なのかなというふうな感じを受けますので、ご配慮いただければと思ひますがいかがでしょうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。ただいまの土石流の関係でございますけれども、町内には59カ所の土砂災害危険箇所がございます、県のほうでの指定でございますが、そのうちの10カ所についてことしの3月に土砂災害警戒区域特別警戒区域という形で指定されました。特に山寺地区が多かったものでございます。今回どこの場所がそのように土砂災害が影響受けるのかというところでは、今回例えば山寺であれば生活センターのところも土砂が今回は流れ込むというエリアまで入ったということになりますので、一時避難場所と考えておった生活センターに逃げるということではなく、地区との話し合いの中では中央公民館に直接避難していただくというふうな話でこの前は話し合いがされたところでございます。大変遅くなって申しわけないんですけれども、今月の最初の文書配達の中で今回の土砂災害警戒区域がどこのエリアまで及んでいるのかという図面を改めて地区内のほうにお配りさせていただくと。その中でどこを通れば中央公民館のほうに行けるのかというのは、やはり各自自分の身は自分で守るところをそのチラシにも入れておりますので、各自各家庭でその辺を確認していただいた上で安全なルートを常日ごろから選んでいただくということを町民の皆様にもお願いしていきたくと思ひているところでございます。

また、北朝鮮の関係でございますけれども、これまた国のほうからの情報提供分として広報誌で1度取り上げたという形でございます。確かに強固な建物といってもこの前のようにまだ学校があいてないとか、公民館があいてないとかという町内の公共施設での鉄筋コンクリート建ての建物がまだ開館してない段階では、もう発射以降10分で到達してします状況ではもうどうしようもございません。これにつきましても議員が心配してるとおり、町民の皆様には同じような形で繰り返し啓発していくというのがまず一番の対策なのと思ひますので、まだこれも場面場面でその辺のところを町民の皆様にご周知啓蒙していければと思ひているところでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。次の再質問に移ります。高齢者や交通弱者等への公共交通の配慮についてというふうなことについて再質問させていただきます。

回答の中にことし4月から本町でデマンド型乗り合いタクシーと町民バスを新たな体系で運行を行ってきて5カ月。町民からいろいろ要望とか何かがあった。そのためにこれをしばらく今後の運行を改善すると書いてありますが、サービス拡充のあり方等について一定期間の状況を見守る必要があることからというふうなことがあるわけですが、あと半年ぐらいこの見守る期間を設けるのかどうか。どのぐらいの期間なのかちょっと

教えてください。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。こちら、一定期間の状況を見守るということで、今回こちら町長からも答弁させていただきましたが、全世帯を対象としたアンケート調査を実施する予定でございます。こちらにつきましては9月、8月、9月現在で約半年経過したということもございますので、そういったことを踏まえて全世帯を対象にということでございます。実際に利用していらっしゃる方に対してもアンケートを行うわけなんですけれども、それとは別にまた全世帯、使っていない方、そういった方々についても幅広くご意見をいただいて今後の運行改善、そういったものにつなげていければというように考えております。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。ただいまアンケート調査をするというふうなことでしたが、この実施時期についてはお考えはありますか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。実施につきましては、前回先月地域公共交通会議の専門部会を開催させていただきました。その中でもアンケートの中身等々についてご意見をいただいております、それをもとに調査をさせていただく予定でございます。実施時期につきましては、できれば今月中にでもお送りさせていただいてご回答いただければということで、今月に実際に全世帯のほうに配布させていただいてというような方向で考えてございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。その結果、改善されることを望みますが、その町民の希望の中に例えば隣接市町への相互乗り入れとか医療機関の玄関先までとかっていうふうな要望があったら、デマンドでそういうふうなことについても検討する余地はあるのか否か教えてください。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。現在、さまざまなご意見というかご要望はいただいております。実際その中に議員おっしゃったような玄関先までですとか隣町までというふうなご要望も確かに伺っているところでございます。まず玄関先ということにつきましては、まず今回のデマンドタクシーの運行形態といたしましてはご自宅の玄関から、あと一定の現在のぐるりん号のバス停の中での一部のバス停、利用の多いバス停までということで今回やらせていただいておりますので、その部分についてはちょっとなかなかご要望にお応えするのは難しいかなというように考えております。

それからもう1点目の隣町までということでございますが、こちらも現在デマンドタクシーにつきましては町内の運行ということで限定を今現在させていただいております、隣町までということになりますとまた別途協議が隣町、隣接町との協議が必要になってくるということもございますので、そのあたりにつきましては利用実態ですとかそういうところを踏まえながら検討していくということになるかと思っております。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。確かに現在は乗るときは自宅オーケーですが、降りるときは最寄りの停留所となっているわけですね。町民の声は具合悪いのにそこから歩いていかなくちやだめなんだ。それからすぐ目と鼻の先にあるんだけど隣町だから行けないんだというふうな要望があったもんで聞いております。そして、それから隣接市町というふうに表示しましたが、協定とか何かがあるものですからそういうふうなことになるんだろうと思いますが、隣町の議員さんに聞いたらそのような意向はって言ったら、向こうは向こうでそういうふうな要望があれば応えないわけではない、協議しないわけではないというふうなことも話されておるような点もありますので、もしそういうふうなことが

あったらはなから受けつけないのではなくてある程度余裕を持って検討していただければというふうに感じております。そのことについてどうでしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。確かにおっしゃるとおりそういった隣町との協議、議会の議決等々そういった手続も必要になってくるということもございますので、そのあたりにつきましては実際隣町、市との協議ですとかそれからあと実際の要望がどの程度そういった、例えば医療機関まで、すぐ近くの医療機関までというのがどの程度あるのかといったところもあるかと思っておりますので、そのあたりをいろいろと見きわめながら判断させていただければというように考えてございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。町民の意向を伺うというふうなことです、そのことを伺っていただきたいと思っております。

次の質問に入ります。住民に優しいまちづくりの具体的な施策の中で案内表示等々についてお話をしたいと思っております。道標、いわゆる道路の交差点等々にいろんな案内の表示をされるものが道標なわけですが、山元町のは交差点の角っばなに立ってたりして非常に危険であったり見にくかったり、町のカラーなのかどうかわかりませんがグリーンの色でなかなか周りに溶け込んでしまって見にくいっていうかというふうなこともあったりしますが、現在検討しておるといふふうなことのようですが、そういうふうな色彩や形までも検討しているのかどうか、このことについてはいかがなんでしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。ただいま現在具体的に形ですとか色ですとか、まだそこまでの具体的な検討までは進んでおりませんが、今後道標についてどういった場所に、それからどういった形でとといったことについて具体的に検討を進める必要があるというふうに考えてございますので、その際にいろいろご意見をいただきながらそういったことについては進めていければというように考えてございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。回答書の中に避難路から指定避難所までの誘導表等々の表現がありました、これは山元町地域防災計画との整合性というふうなものはとれているのか、とられているのかどうか。それぞれ1カ所で考えているわけではないと思っておりますので、そのことについてはいかがでしょうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。避難場所から避難所等々への誘導サインにつきましては、総務課のほうで担当しております、これにつきましてはメインとしましては沿岸部からやはり今回の津波被災地のエリアから逃げていただくというものをメインに避難路を中心にまずは整備する。避難場所というところがまずは一旦車等で逃げてきた方が集まる場所がその避難場所になります。その場所から実際の長期的な避難生活を送るといふような実態になれば避難所までという形になって、そこへ誘導するための今基本的な計画までは立てておりまして、復興交付金のほうの使用が今回19回申請の中で今予算獲得で動いているところでございますけれども、お認めいただければすぐすぐ実施設計のほうに移って、実際の整備に入りたいという考えの中で改めてその辺はきちんと整理した上で整備していくという形になります。道標の位置づけとこの避難路についてはあくまで津波避難のサインは標準的なものが示されておって、ちょっと別物という形での形で整備させていただいているところでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。わかりました。それぞれ担当する部署によっていろいろお考えがあるというふうなことだろうと思っておりますが、最終的に総合的にまとめるのは企画財政課というふうなことよろしいわけですか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。それぞれ道標といいますかその表示の種類によりまして所管課はそれぞれ異なっているわけですが、総合的に最終的に管財担当ということで企画財政課のほうでそういったものを総合的に取りまとめる必要があるのではないかとこのように考えてございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。公園の案内表示とか文化遺産とかそういうふうなものの案内も全てというふうな考えでいいわけですね。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。それぞれの所管課がございまして、それぞれの所管課においてそれぞれの標識について具体的には考えていくということには変わりはないんですけども、総合的なそれぞれの全体を考えたときに取りまとめといいますかそういったものを行うのは管財担当である企画財政課であるというように考えてございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。回答書の中には避難路及びいろんな道路の工事とかいろんな方たちで多少時間がかかるというふう、最終的にいわゆるそのサインや道標計画してつくって完成するまで時間がかかるというふうなお答えのようですが、最終的にはいつごろ完成される予定なのか、それを教えてください。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。申しわけない。まだ具体的な完成、最終的な完成年次といいますかそういったものについては今現在まだ具体的なものについては持ってはございませんが、町民の方、それから交流人口を増加させるという意味でも町外の方々への表示といいますか、そういったものも積極的に行っていかなければならないというように考えてございますので、できるだけ速やかにというように考えてございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。わかりました。

次の質問に移らせていただきます。同じような回答で、地域力再生のための各施策の支援、広場や諸集会所の提供支援について回答いただいておりますので、そのことについてお伺いをしたいと思います。いろんな議員の方々からもいろんな形が出てきております。町の環境美化とか等々、それから地域の緑化運動とかレクリエーションとか健康づくりとかたくさんいろんな形でいろんなことが出てきておると思いますが、新聞等にもクリーンサポーターの様子なども出てきておりましたが、町をきれいにしていく、きれいなまちづくりというふうなことから町長は何かいいこのことについて考えはお持ちなのかどうか。方向性を持っていますでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ちょっと今のお尋ねの趣旨がいまいち私、理解しかねるんですが、最初お答えしたように基本的には住民参加、協働によるまちづくりという点では大変ありがたい取り組みが多々ありますので、町としてもそういう活動が活発になるような支援のありようというのを積極的に講じていくべきかなという部分はございます。何かアイデアベースでということになれば、落ち着き度が増すにつれて、あるいは身近な環境整備プラス外からの交流人口を確保するというふうな意味では誰もがお花をめぐる気持ちがございますので、花いっぱい運動をもう少し町内広目に対応していくのもよろしいんじゃないのかなという思いはかねがねあるというようなことを改めて披瀝させていただきます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。私から質問あえてしたのは、ここは地域力再生のためのというふうなことを考えたときに、これからは地域力っていうのは行政区のみではなくて小集団とかそういうふうなことも考えていろんなアイデアを出してみんなの創意工夫のもとに一致団結したりなんかして、感激を味わったりというふうなことをしていかないとだ

めなのかなというふうな意味で今質問したわけですが、例えばプランター植樹とかそれから海岸線の、この前も話しましたが松の植樹とか何とかというふうなことももっとも町民を挙げて進めていけないものなのかなというふうなことを頭の中にあつたものですから、そういうふうな発言をしたわけでございます。

松の植林とか、それからプランターのこととか植栽とかガーデンコンクールとかというふうなことも含めて何か町としては今後そういうふうなきれいな町、美しい町っていうふうなことのお考えはどうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。そういう視点で改めて構想めいた話をすれば、例えば沿岸部の3カ所の防災公園、ございます。こういう一角を利用するというふうな取り組み、あるいは旧山下駅前に慰霊碑がございましてあの辺の周辺の環境美化というふうなこともございますし、新市街地内にも要所要所にデッドスペース的な一角があつたりしますし、用水路の上のツツジを植えてるコーナーなどもまだまだ余裕があつたりします。そんなことも含めて、今議員のほうからガーデニングのコンクールなんていう話も頂戴しましたけども、ゆくゆくはそういう形のものもよろしいんじゃないのかなというふうなことはかねがね温めてるところではございます。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。今町長から前向きの話がございましたので、これ以上のあれはしませんが、先日花釜のお寺さんでイベントがあつて、そのときに行つてちょっと話を小耳にはさんだことは、町内の大学生は誰もいなかったんですけども、大学生がボランティア活動ずつとして、そのお祭りの企画運営等々に携わつておりました。町内の大学生も参加してくれればすばらしいのになというふうなことを感じたものですから、そういうふうな機運をつくるためにも小さなことからでもやつていければというふうなことで今発言をいたしました。

次の質問に移らせていただきます。山元町の魅力の再確認と再発信についてというふうなことで、まず最初に町のイベントや行事、事業等の広報、PR活動から行きたいと思いますが、今と関連しながらいろんなところに行つてみると山元町ってすごくいい環境、いい場所だなと感じられることがたくさんあります。そのことを直に体験したりなんかしてる町民が私は少ないのかなと思つてるわけです。ですので、そのことをイベントや事業、それから広報、PR活動にもっともっと生かしていけないのかなと感じているわけです。確かに、この回答書にはいろいろやつてるんだよというふうなことで、町民がどのぐらい町でやつてる事業や行事、イベントを理解しているのか。そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご指摘の点は、私も町内のいろんな場面で職員等にお話しするんでございますけども、毎月の広報誌なりホームページなり、それぞれPR周知には努力はしてるんでございますけども、必ずしも広報誌が隅々まで町民の方々、各世帯の中で目を通されているかという点で考えますと、私が例えば新聞読むときに全部は目は通しません。必要な見出し等を適宜選択しながら自分の興味関心ありそうなところをというふうになりますので、町が一生懸命やつている、担当が一生懸命やつているつもりでも、それは必ずしも皆さんに周知徹底されてはいませんよとそういう意識で広報なりを考えていかないとだめですよとそういう問題提起なり警鐘は常々鳴らしてるつもりでございます。ですから、1回広報したからいいんだということじゃなくて、必要なものは必要な回数を確保する。これは絶対周知徹底しなくちゃいけないというふうなものは繰り返



しやるというふうなことも必要だろうということでございます。どうしても紙面の編集の都合上、お決まりのパターンで広報せざるを得ないのが実態ではございますけども、基本は基本として、少しでもめり張りのつくような広報、周知のあり方というのも今後ともやっていかなくちやないというふうなそういう問題意識でおります。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。確かに今お答えあったように、山元町の若者も育って私は来ると思いますし、いろんな形でいろんな形になっていろんな方面で参画されたりいろんなイベントをしてくれたりどんどんどんどんそういうふうな力が育ちつつあると思っています。議員になって2年、いろんなところに顔出したりいろんな状況見てますと、いろんなことで力を尽くしてくれてる方がたくさんおります。もちろん、町の職員の方もそういうところに小まめに顔を出して内容を見ていただいたり、それから観察含めて助力をしていただいたりしておると思いますので、このいい力をうまく生かすような方法、工夫等々、それであとは小さな力を少しずつ盛り上げて町民を巻き込むというふうな方法も考えていかなくちやならないだろうな。そのために、何度も何度も広報活動やったりPR活動やったりしていかなければならないんだらうな。地元の人よりもほかから来る人が今は何となく多いような気がしないでもないというわけですね。ところが、地元の人が複数回、毎回毎回足を運んでくれるほうが地元にとっては力になると思いますので、ここに書いてありますようにSNSとか動画、インターネットだけでなく若人向けと高齢者向けというふうに分けたり、いろんな形でPRしていかなくちやならないのかな。例えば新聞の折り込みチラシとかっていうふうなことも一つの方法なのかなと思ったり、行政区の広報回覧などにも結構入ってますので、1回だけでなく用紙代がかかりますが2回入れるとかっていうふうなことも今後考えていかなければならないことなのだろうなというふうに考えておりますので、ぜひ検討していただければと思います。

次の質問に移ります。既存施設や施策の見直しと充実についてと、施設の統廃合について。特に、公民館や勤労青少年ホーム、図書室等々、坂元と山下に防災交流センターができ、山元中央公民館との兼ね合いが近い将来問題になってくると思われますが、このことについてある程度の方向性、目安というのはもう検討なさっているのかどうか。それをそろそろ示す時期が来てもいいのかなと思ってんですが、そのことについていかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまのご指摘につきましては、これまでも若干の考え方を述べさせてもらってきたところでございますが、基本的には中央公民館と山下の交流センターの機能が相当程度重複、バッティングすると。そしてまた維持管理費がバッティングする間は重複するという問題があるということでございますし、さらに大きな問題としては中央公民館を今後建てかえようとしたときにはその財源の確保というのはなかなか厳しいものがあるという、そういう現実があるという中でこの問題を整理していく必要があるんだらうというふうに思っております。物理的な観点から言えば、公民館は築40年程度でございますのであと10年ぐらいは大丈夫かなというふうに思いますが、年々老朽化が進んでいきますので思ってる以上のその管理運営費よりもむしろ維持補修費がかかる可能性が大になってくるだろうとそういう捉え方ができるというふうに思っております。

一方の新しい施設につきましては、来月初めからの一般利用というふうになるわけで

すが、丸つきし交流センターと公民館が今までの使い勝手と同じになる部分は相当ございますけども、ホールなどは例えば舞台があらかじめ設置されてないというふうな部分もあったりしますので、今まで利用されていた方々の使い勝手という点でどこまでスムーズな新しい施設の利用が進むかという部分も一定程度見きわめる必要もあるんだろう、いわゆるならし運転といいますかそういうようなことも必要だろうと思いますので、今ここで何年という明確な見通しはお示しできませんけども、少なくとも先ほど申したこの10年後の耐用年数を見据えてしかるべき時期にしかるべき判断を町として下す必要があるのかなとそんなふう考えているところでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。それに関連しまして、隣にあります勤労青少年センターホームですね、それと保健センターについてこれまでどこでも触れられてきてませんが、我々の健康面のいろんな検診とかなんかにもそこは使われておりますし、それから乳幼児健診とか何かでも使われておりますが、そちらのほうについてのある程度の目安とか考え方、方針というのはお持ちなんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かにご指摘のとおり、保健センターにつきましても中央公民館、そして軽運動場と一体となった施設でございますので、今確たる見通しというものはございませんけども、当然保健福祉課を中心に問題意識を持って検討をしているというふうなところでございますので、ここもその中央公民館、軽運動場含めて全体としての問題意識を組織全体として共有しながら今後検討を進めてまいりたいというふうに思います。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。坂元と山下駅前に防災交流センターができて、その両方の施設も私も見せていただきました。それから中央公民館に図書室というのがありますが、それをどれを見ても何かまとまったものにはなっていない。一番残念なのはDVDや音楽鑑賞、CDを鑑賞するところまで至ってないような気がするんですが、今や子供とか何かはDVDを見るというふうな状況にありますので、どこかにそのようなコーナーを設けるとか何かというふうな方向性を示していくべきだというふうに考えるわけですが、このことについてはいかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かにこれまでの町の既存施設の中にそういう機能、一角がなかったという部分がございます、新しい施設のほうにはそういう問題意識を持っての対応はされていないかというふうに思いますけども、物理的なスペース等を考えた場合には、一定程度は対応可能だというふうに思いますので、まさに時代に即したような環境施設整備を進めていく必要があるかなというふうにご指摘を受けとめさせていただきます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。つばめの杜のところにはすばらしい公園ができましたが、山元町には公園と呼ばれるものが非常に点在しているわけですが、今後施設の統廃合を見たときに統廃合していかざるを得ないというふうなことと同時に、老朽化して危険なものもあるというふうな指摘も何回かこの議会でもされておりますが、このことについては早急にやっつけていかなくちやならない。残すものは残し、廃止するものは廃止すべきだというふうに考えておりますが、このことについてはいかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かにこれまでの経営経過の中で一定程度の児童遊園等が配置されております。特に太陽ニュータウンは民間の開発というふうな中で小さい児童遊園が一定程度ある。この作田山周辺もしかりでございます。小さなお子様だけ考えれば身

近なところに一定の児童遊園があるというのは、それはそれで大切な考え方でございますが、老若男女が思い思いの時間に思い思いの過ごし方をするというふうなことを考えますと、そこにはいい意味で一定の広がり、規模が必要でございますので、そういうものに対する理解、町民の皆様との問題意識を共有しなくちゃないだろうというふうに思っております。どうしても総論賛成、しかしこの遊園地はなくしてもらって困るというそういうたぐいの議論になりがちでございますので、そこは町に1カ所か2カ所、みんな楽しく集える場所をつくりましょう、そうあったほうがいいよねというそういう方向性を確認できますと、行政としても大変やりやすい、対応しやすい面がございますので、ぜひそういうふうな方向での問題意識を共有させていただければありがたいなというふうに考えております。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。町民に優しいまちづくりというふうなことでいろんな観点から質問してきましたが、いろいろ考えてきますとわからないわけではないんですけども、各課、各室でそれぞれその物事を考えて大所高所から全体を見るというふうなことが何か少ないのかな、ないのかな。例えば観光についてもそうですし、それからいろんな観点から見てそういうふうなことを次年度に向けて組織の再編とかいろんなことを含めて考えていくようなつもりはあるかどうか、町長に伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。きょうはトップバッターで岩佐哲也議員とも行革マインドの関係で議論させていただきましたけども、ややもすると震災前は自立のまちづくりというふうなことで相当スリム化を意識した非常に抑制的な行財政運営に当たらざるを得なかったという部分、そういう意識、考え方が相当程度職員には共有されてきた部分がございます。一方で、この大震災以降の大きな大事業を展開する中では職員の皆さん、議員ご指摘のような町全体を見た中でのまちづくり、どうあるべきかという点については相当程度意識を改めるといいますか考え方が変わってきてる部分、ございます。私はそういう点で職員の皆さん大変勉強されてきましたし、簡単に言うと相当の学習効果を上げてきていただいておりますので、それは大いに今後も期待したいと思えますし、きょうる各議員さんからのご指摘、ご要望も含めて今後ともその全対応を見た中での行政の進め方、あり方というものをさらに共有しながら新年度に向けて対応していきたいなというふうに思います。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。最後の質問項目に移ります。各種文化スポーツイベント開催の支援についてというふうなことで再質問していきたいと思いますが、山元町は文化的な要素を持ったイベント、それからスポーツイベントといっても各競技団体がいろんな形でいろんなイベントを持っていることがあります。例えばシニアソフトボールの大会なども誘致してきて、山元町内でやってることもございます。そういうふうなことに對して陰ながら町として応援していくのが開催の支援だというふうに考えておりますが、まず第1点目なんですけど、小学生、中学生の子供たちが部活動や大会等で練習試合とか何かをしてるわけですが、私も行ってみると他市町村は他市町村のマイクロバスが体育館とか競技場とかにいっぱい並んでるわけですが、山元町もマイクロバスの貸し出しについて考慮する、考えていくそういうふうなつもりはないかどうかお伺いします。

議長（阿部 均君）これ、生涯学習課でしょ。通告は、こっち、やんの。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。ただいま公用バス等々の貸し出しにつきましてもそういったご要望、各学校からの要望に基づきまして貸し出し等を行わせていただいております。

ます。空き状況とかそういったことはあるかと思いますが、そのあたり活用いただける際には随時ご活用いただいている状況にあるというふうに考えてございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。貸し出し可能だという返答と解釈してよろしいですね。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。学校での行事といいますか、学校行事でお使いになられるということであれば貸し出しを公用バスのほうをさせていただいてございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。そこで、問題なのは中学校や小学校の学校再編の中に部活動というふうな項目が出てきましたが、部活動は学校行事ではないわけですね。そういうふうな大会とか何かになると学校行事というふうに言われますけども、正確にはそうではないわけです。となると、何が問題かと責任の問題が出てくるわけですね。そんなことでこのマイクロバスの貸し出しとか運営について非常に微妙なところがあるわけですよ。ですので、ほかの市町村を調べていただいてオーケーなのかどうか。山元町も明確な姿勢を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。他市町村でその自治体が持っているバス等を部活動に貸し出しするという事例は確かにあるかと思うんですけども、必ずしも全ての自治体でそういうふうになってるわけではないかなと。ちょっとこれは今お話しいただいたように調べてみないとはっきりしたことは言えないんですけども。ただ、私の今までの経験で申し上げますと、部活動で遠征をするとか大会に参加するという場合にバスを借りてという事例のほうが私の経験としては少なく、どうしても保護者の方々に御協力をいただいて部員といいますか生徒を輸送して参加をする、試合をするというふうにして来てるころのほうが多いのではないかなというふうに思います。

先ほど企画財政課のほうでマイクロバスの学校行事への貸与ということは町として体制ができています。ただ、部活動に関しては必ずしもそうではない。ただ、スポーツ少年団等は休日の遠征などには回数、ある程度制限あるかもしれないんですが、使わせてもらうということは幾分か対応はしてもらってたんではないかなというふうに思います。ただ、現状としては山元町内での部活動に町のバスを使わせてもらうということはないんですけども、他市町の事例もちょっといろいろ調べながら検討してまいりたいと思います。以上です。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。調べて検討していただきたいと思います。こちらから出向くこともありますし、向こうから来ていただくというふうなこともありますので、これは来ていただければ交流人口がふえるというふうな形になりますので、町にとっては幸いなことだろうと思います。ですので、練習試合等で困ってるようなことがたくさん見受けられますし、逆に来るほうも来る場合もあるわけですので、考えていただきたいと思います。それがイベントに対する支援の一つだろうと思います。

それから2つ目は、先ほども出てきましたが、駐車場の問題ですね。イベント開催するとき、今いろんなイベントして困ってるのは駐車場がないんだというふうなことを困ってます。例えば産業祭などはどこに駐車させていくのかというふうなことになる、恐らく役場からピストンで輸送するような形になるんだろうと思いますが、それとか過去ですと山小のグラウンドからピストン輸送などしておりましたが、そういうふうな形になると今度は小学校のグラウンドが使えなくなってしまうというふうなことで、先ほど同僚議員が話をしておりましたが、支援の形をどういうふうにしていくのかというふうなことを考えたときに、町長が言ったように貯水池の上を駐車場にするとかいろんな

方策が出てくるんだらうと思いますが、駐車場を少し町としてある程度確保するような考えはどうなのか。そのことについてお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今ご紹介していただきましたように、現在ある土地をうまく活用してというようなことがまず検討されるべきであろうというふうに思います。議員の思いは、もしかしたら駐車場専用のスペースというふうなことになる、それはなかなか土地の取得なり理用の頻度ということを見ると非常に悩ましい部分もございますので、当面は既存施設の有効活用を最優先にしていくべきじゃないのかなというふうに考えているところでございます。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。100歩譲って小学校のグラウンドや中学校のグラウンドを使うのはやむを得ないのかなと思いますが、せめて駅の南側にあります駐車場、イベントの場合については無料にするとかというふうな方向も考えていかないとなかなか厳しいのかな。結局役場からピストン輸送してもかかる人件費は同じというふうに考えていかざるを得ないと思いますし、来てくれるお客さんを有効っていうかおもてなしするということを考えたらそういうふうなことも必要なのかなと思っております。ただ、私個人的には学校のグラウンドは災害のときはしようがないとして、これは駐車場にすべきではない。駐車場として使うのであれば5年に1回は全面的に手入れをして暗渠排水をし直すぐらいの覚悟がなければグラウンドとしての機能はもたなくなるというふうに考えてますし、私も40年間そのような方針でやってきて断固災害以外は入れさせませんでした。生涯学習課長で学務課長さんはいかがですか。そのことについては。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。その辺につきましては、先ほど町長のほうからも答弁あったとおりでございますので、そういうふうな考えのもと、譲り合いとかそういうふうなことも必要だと思いますので、駐車場がない中でというふうなことで、車社会でございますので、どうしても駐車場というふうなことになりますんで、その辺は使ったならばきれいに返すというふうなことで、そういった対応を徹底して現状との活用というふうなことでやっていくしかないのかなというふうに今のところは考えております。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。最後でございますが、コミュニティーの再生というふうなことがこれから大事なことになるのだらうと思います。このコミュニティーの再生で一番大事なのは何かというと、縦のつながりと横のつながりなんだらうと思います。笠野地区で神社が再建され、今度また今計画されているのはお寺の本堂の再建というふうなことで、これは何かというと縦のつながりで血のつながり、姻族や血族のつながりの縦のつながりと横のつながりなんだらうと思います。いろんなコミュニティーでそのようなつながりで行政区とかいろんなことがつながっているというふうなことを考えますので、これからは住民一人一人に優しい住みやすい町であるためにはそのような心配りをしたり声がけをしたりして、私も行きたいなと思いますので、ぜひ町としてもマトリックス的な組織構成をしていただいて、1つの課でだめだというふうなことではなくいろんな観点から見ていただいて、なるほどな、そういうふうな考えもあるんだというふうなことで進んでいただければと思います。きょう、質問をお願いをしたような住みやすい安全安心な住みやすい町を目指すというふうな観点からでしたので、今後ともよろしくご検討いただければと思います。

以上で質問を終わります。

議 長（阿部 均君）5 番伊藤貞悦君の質問を終わります。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は4時30分といたします。

午後 4時20分 休憩

---

午後 4時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）6番岩佐秀一君の質問を許します。岩佐秀一君、登壇願います。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。よろしくお願います。6番岩佐秀一です。

平成29年度第3回山元町議会定例会の一般質問として、大綱1、細目5件のご質問をお伺いいたします。

今回は公営住宅問題に的を絞り質問いたします。東日本大震災から6年半が経過しようとしているが、本町では県内最速で復興公営住宅が一部完成したのを皮切りに、3つの新市街地ではこの春まで全て復興公営住宅が完成し、住まいの再建が大きく前進しております。その一方で、既存の公営住宅は老朽化が進み、住宅の数では類似町村に比べ多いとされております。また、震災後に整備された復興公営住宅は数も多く、入居されている方々の高齢化率が聞くとところ48パーセント前後を占めて高い状態と聞いております。こうした現状を踏まえ、老朽化した公営住宅と新たに整備された復興公営住宅を含めたいわゆる公営住宅全体の維持管理やその利活用を計画的かつ積極的に進めていくことで、少子化の防止と町の活性化につなげていく必要があると思いますので町長の所見をお伺いいたします。

1つといたしまして、住まいの再建が進む中で復興公営住宅に依存する割合が高くなっているが、その実態（分譲住宅の持ち家、公営住宅、民間賃貸の割合）をどのように捉えているか。

2つ目といたしまして、老朽化している公営住宅の維持補修や建て替えなど、今後の取り組みをどのように考えているか。

3つ目といたしまして、一部空いている復興公営住宅を被災者以外の方にも利用できる見通しと、利用が実現された場合の使用料との関係はどうか。

4つ目といたしまして、相当数ある復興公営住宅の維持管理の関係と売り払いなどの財産処分は今後どのように進めていくか。

5つ目といたしまして、入居者の高齢化率が高い復興公営住宅は世代交代後の活用策が問われるが、どのように考えているか町長の所見をお伺いします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐秀一議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、公営住宅の維持管理と活用方策についての1点目。住まいの再建が進む中で復興公営住宅に依存する割合が高くなっているが、その実態をどのように捉えているかについてですが、新市街地の宅地につきましては全251区画のうち、先月1日現在で被災住宅で分譲宅地に申し込まれたのは191世帯、約76パーセント。借地に申し込まれた方は10世帯で約4パーセント。町外を含む非被災世帯で分譲住宅に申し込まれた方は49世帯で約20パーセントとなっております。また、災害公営住宅につきましては全490戸のうち未入居の住宅は9戸、退去した住宅が18戸、退去した住宅に

別の世帯が入居した住宅は4戸で、現在23戸が空き住宅となっております。ご指摘のとおり、全体の傾向としましては復興公営住宅に依存する割合が高い状況にあります。なお、民間賃貸住宅に入居され住まいの再建をされた被災者の数については、現在把握できない状況となっております。

次に2点目、老朽化している公営住宅の維持管理や建て替えなど今後の取り扱いをどのように考えているかについてですが、既存の町営住宅は大平区の藤田住宅を初め町内5地区に総戸数で140戸あります。これらの住宅の建築年数は平成9年度に整備した合戦原住宅の6戸を除く134戸が昭和45年度から55年度に建築されたものであり、築後35年から45年が経過し、木造住宅の耐用年数30年を既に経過していることから、全てが建て替え対象となっております。また、これらの住宅は老朽化等により随時修繕を行っておりますが、うち12戸につきましてはシロアリ被害などにより住宅として提供できない状況となっております。これらの更新計画につきましては、震災により整備した復興公営住宅490戸の空き状況と、今後の住宅の需要状況を見ながら復興公営住宅の集約を図るとともに、必要戸数の建てかえ計画を検討してまいりたいと考えております。

次に3点目、一部あいている復興公営住宅を被災者以外の方々にも利用できる見通しと、利用が実現された場合の使用料の関係はどうかということについてですが、まず一部あいている復興公営住宅を被災者以外の方々にも利用できる見通しにつきましては、これまで復興公営住宅の入居募集を行う中で入居要件を見なす希望者からの申し込みがほとんどない状況が続いたことから、町としても被災者以外の入居募集、すなわち一般募集の検討に着手いたしました。復興公営住宅への被災者以外の入居については、県から対応方針が示されておりますが、これによれば一般募集を開始するためには入居が想定される町内被災者にまず意向調査を行い、入居希望がないことを確認すること及び県内全域の被災者向けに随時募集を3カ月から6カ月程度実施することが要件として示されております。この方針に基づきプレハブ仮設及び見なし仮設に入居中で自主再建予定の世帯を対象に意向調査を実施した結果、入居希望がないことを確認できたことからことし6月5日からまずは県内全域の被災者も対象に含めた形での復興公営住宅の入居募集を開始したところであります。

これ以降、先月末までの新たな入居申し込みは1世帯にとどまっている状況にあることから、募集を開始して間もなく3カ月を迎えることも踏まえ、通常の公営住宅として一般募集を開始することができるよう県との協議を進めてまいりたいと考えております。

次に利用が実現された場合の使用料の関係についてですが、家賃の計算方法につきましては被災者の方々との間に違いはありません。なお、一般募集対象者の方には被災者の方に適用される家賃低減化補助金が適用されないことから、他の公営住宅の家賃と同様となります。

次に復興公営住宅の維持管理の関係と売り払いなどの財産処分は今後どのように進めていくかについてですが、復興住宅は現在入居率が95パーセントであり、また特に多額の維持管理費が発生する状況にないため、当面は財産処分の対象にはなりません。当初から払い下げを前提として整備した住宅はつばめの杜地区ほか2地区で33戸あります。また、今後の住宅行政を見据えた場合、これ以外の各新市街地に整備した戸建て住宅120戸についても払い下げの対象になると考えております。この払い下げ対象住

宅は建物の管理開始から5年経過後、公営住宅の必要戸数の増加が見込まれないなど一定の要件を満たした上で町がその住宅の管理の必要性がないと判断した場合に、国の承認を得て払い下げることが可能となります。その主な手続は、入居者から申請を受けた後、国の処分要件を満たしていることを確認し、県を通じて国へ処分を申請して、その処分が承認された後、申請人と譲渡契約の締結を行い、代金の受領や物件の引き渡しとなりますが、最も早く払い下げ可能となる物件でも平成33年度からとなる見込みであります。町といたしましてはそれまでに町営住宅の管理計画を策定するとともに、処分に関する規則等の整備を進めてまいりたいと考えております。

失礼いたしました。次に5点目、入居者の高齢化率が高い復興公営住宅の世代交代後の活用策についてですが、東日本大震災により町が整備した復興公営住宅は震災により滅失した住宅に居住されていた方で、自力での再建取得が困難な方への居住の安定確保のために整備されたものであります。現在入居されている方が退去した後は通常の公営住宅としての活用や、先ほど申しましたように戸建て住宅であれば払い下げを行い、子育て世代などが定住できるよう人口増加のために活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。再質問させていただきます。

まず1点目の住まいの再建が進む中で復興公営住宅に依存する割合が高くなっているという中で、希望に満ちて入居した方々なんですよ。その中で退去した18戸っていうことが発生してるわけですよ。この退去した18戸の原因とか理由は何かあるのかどうかお聞きします。把握してれば結構なんですけども。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。全ての案件の理由としての確認はちょっととれてませんが、代表的なところを言いますとまず配偶者の方が亡くなられてもう片方の方がお子さんのほうに移動するというとか、あとは施設、高齢者のため施設に入所してしまっただけで退去を余儀なくされているというような案件が生じているようでございます。以上でございます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。先ほどの質問の中で復興公営住宅の入居率が約、単純には50パーセント近いってことで高齢者率が高かったわけですよ。そんな関係と同時に、今まで震災公営住宅に入っていてお金がかかんなかった。それで復興公営住宅に入居することによって金銭的負担で退去するようになった、そのような理由の世帯はなかったかお聞きします。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。今のような要件の中で退去の理由に当たったというようなことについては、私のほうでは聞いておりません。以上でございます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。次に、公営住宅の申し込みについてお伺いします。私のちょっと調査したところ、公営住宅の申し込みは6月、9月、12月、3月、そしてその月の12日まで年4回になっているということでお聞きしたんですけども、これに間違いはないでしょうか。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。今町のほうでは住宅公社のほうに業務委託しておりますので、公社のほうが全県的といいますか請け負ってる県営住宅と同じスケジュール感で作業してますので、そのスケジュール感で実施しているということでございます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。まず目線を町内に在住している方とか子育て世帯を考えた場合、確かに経費上考えますと宮城県の住宅供給公社に外注していたが維持管理費は安いと思



います。しかし、サービスの点から考えた場合どうかというので、ちょっと単純に民間の発想でいきますと6、9、10、3というと御存じのように入学、3月から4月に入学ですよ。入社、当然3月末から異動して4月ですよ。そうしますと単純に考えれば町営住宅に希望あいてて希望する場合、入れないわけですよ。募集が6月12日だから7月以降だよ、査定すると。そうするとおのずから町営住宅の稼働率が下がるんじゃないか。その辺の改善について、この外注はいいんですよ、外注はいいの。町でその辺を検討する余地はないかどうかお伺いします。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。管理戸数が全体で630戸ということで、今のところ施設管理室のほうにいる職員は今のところ実態として3人配置されておりますけども、1人しかおりません。実質的にはこういう作業は必ず公募かけなければならないということが法律で決まっていますので、公募をかけて、例えば同じ部屋を希望者がいた場合に抽選したりとかっていう作業がありますので、実質的には町でこの間を埋めて作業するというのは難しいという状況にあります。経費的なお話だけではなくて。公社のほうも常時募集できるかっていうと、同じように人を絞り込んで県営住宅とかほかの自治体のも請け負っておりますので、なかなかそれは困難な状況にあるということでございます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。哲也議員も質問したとおり、職員とか臨時社員の方を減らせて言っているわけじゃないんですね。この行政っていうのは町民の方のサービス、生活レベルとかいろんなものを安定して町の発展、少子化対策とかいろんな施策に影響すると思うんですよ。特に公営住宅っていうのは所得が少ないとか弱い方々とかいろんな条件が結構あるようですよ。そんな中でもっと回数を、何ですか、募集期間を柔軟に対応できるか。できるような施策を検討してみてもどうかと思うんですけどもいかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この問題は、議員ご指摘の部分は山元町だけに限ったことでないと思います。住宅供給公社のほうに業務委託を相当程度の自治体が委ねている部分がございますので、この辺は一般論として議員ご指摘のようなどころもありますので、県全体としての募集のタイミング、回数というものをもう少し工夫改善の余地あるんだろうというふうに思いますので、そういうふうな対応努力も私はしていきたいなというふうに今の指摘を受けとめさせてもらったところでございます。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。実は町内に歩いている中で民間圧迫とかいろんな条件があると思いますけども、町内にある住宅に入っている弱い方ですよ、お子さんを抱えてそういう方が結構いるわけですよ。そんな中で少子化対策って言う中でちょっといいかどうかわかんないけどと経済的相当負担なってるわけですよ。民間っていうの6万円、それから電気・水道ずっと7万円、8万円、9万円と。この町営住宅ですと相当生活に余裕ができるわけ、余裕ってないんですけども。その辺の温かい対応をぜひ検討していただいて、ほかでやっていないではなく山元町独自の積極的な対応、ほかの行政に対する見本みたいなのをぜひ期待したいと思います。

次に施設室長が言ったとおりこの住宅の申し込みですよ。これ、施設管理室あるんですよ。申し込みは。これは坂元支所には置いてあるんですか。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。説明をしなければならぬので、我々のところとあと公社の2つの窓口には置いておりません。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。今室長が言ったとおり、公社、わかりますね、公社どこにある

かね。町民の方が公社どこにあっかわかっつとわかる人少ないと思います。あと山下のほうき施設管理室はここはわかると思いますね。何でこんなの支所とか雑魚は誰でもいいんだからな、ただ、申し込みはここに送ってくださいというふうにして会えば生活町民課でもいいね。まともに淡々と置けるような体制はできないのかどうかお聞きします。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。単に置くだけだったら置けるんですけど、中身の説明をほとんど求められますので、担当者がうちのほうの窓口にはしかおりませんので、今のところはそういうふうに窓口に置いておくということになります。ただ、窓口のほうの職員とやりとりをして簡単な話が、説明ができるということであればその辺は申込書だけ置くということはちょっとその説明をプラスアルファでできるということであれば、可能性はあるというふうに思います。以上です。

6 番（岩佐秀一君）はい、議長。役場の方って優秀な方が多いんだよね。私たちと違って。だからこれ、支所とか何とかに置いてさっさと説明して、できるぐらいの能力は十分あると思うんです。だから、詳しいことはまず施設に聞いてくださいとかね、そのぐらいやって対応せひしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次に子育て、まあざっくばらんに言うと少子化対策でちょっと思い切った施策、今坂元小学校なんての大変なんですよね。1年生に15、6人しか入らないということで。そんな関係で思い切って町営住宅、これは中学生のまでなる子供がいれば無料で人口増対策など検討してみてもいいですか。町長、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。子育てする山元に向けていろんな施策を積み上げてきておりますが、今のご提案のようなどころまで思い切ったというのはなかなか対応に苦慮する部分がございます。別な形で子育て世代を支援するというふうなやり方はこれまで相当程度積み上げてきておりますので、別な形で引き続きこの子育て支援につながるような取り組みをしていくのが基本になるのかなというふうに思います。議員は山元町に目を向けてもらうというふうな意味で思い切った施策も有効じゃないかという、その点については私も相当理解するところがございますけども、現実的には前段のような取り組みが基本になるのかなというふうに受けとめさせていただきました。

---

議長（阿部均君）ちょっとお待ちください。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

---

6 番（岩佐秀一君）はい、議長。実は経済的波及効果とかいろんな面で考えた場合、町営住宅っていうのはざっくばらんにいけば大体1万円前後で入れると思うんですよね。1万円前後、大体ね。入って若い人がこういう人が入れば学校の生徒さんもふえる、水も使って、あと買い物もするとか経済波及効果は無料にした以上の効果があると思うんですよ。資産あるんだから、結構空いてんの。ただ、その中で古いとか新しいとかっていう問題もあると思いますけども、ただ、ちょっと心配になって実は若い世代に会社に勤めているよそから通ってる人に声聞いたんですよね。結局通勤手当はどこの企業でも出すんですよ。しかし、住宅手当出してる会社っていうの山元町に果たしてあるのかどうか。役場とか農協とか別ですよ。民間企業で住宅手当を出している会社があったらもし把握していたら教えていただきたいんですけど。誰かわかんねすか。

議長（阿部均君）どなたかわかる方、おりましたならば。

6 番（岩佐秀一君）はい、議長。じゃあ、結構です。ということは、6万円でも8万円でもいいの。普通民間だと大体半額ぐらい補助するんですよ。だから割と運用できんの。通勤手当なんて1万円前後なんですよ。だから山元町に子育てとか若い人が定住しないのかなっていうふうに思っただけね。これも調査してみて、もし若い世代で居住しないでて都会に行っている人を呼び戻すにはぜひこういう思い切った施策をやっていただくことを期待したいと思います。

次に時間ももったいないので災害公営住宅の一般入居について今町長が言っています。ただ、まだはっきりしないときのうの報道で一般入居もやるというふうな報道が聞いたんですけども、このやる場合の入居希望に何か制限相当あるのかどうか。一般だから誰でもいいってということなのかどうかお聞きします。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。きのうのNHKの報道も含めてちょっとお答えさせていただきたいんですが、NHKの報道の中で一般募集を山元町が10月に実施する旨の報道がございました。内容につきましては、山元町、県もその旨をお話ししていなかったといったところで、NHKのほうに連絡を入れまして、検討はしているものの時期についてはまだ明確に、いろいろな状況がございましたので明確にしていけないということで記事の訂正もお願いしていたところがございます。

あと、入居の条件につきましては今回災害公営住宅ということであれば被災者ということで限定の条件がございますが、一般の募集といったところにおきましては公営住宅法に基づく募集基準といったところで判断されるものというような形になりますので、ご了解いただければと思います。

6 番（岩佐秀一君）はい、議長。うんと希望、あれさっき言った23戸もあいているということ若い人が歩いてみて電気がついてねから空いてんだ、もったいないというのが現状だと思うのね。ざっくばらんにね。誰だって新しいところにすぐに入りたいし、そんな中であいう報道があったからそれに対して質問、町民からの問い合わせとかないっていうことですね。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。町民からの問い合わせといいますか、現に本日の午前中、朝の早い時間でしたけども1件お見えになった方が私どもの課のほうに下りました。その際にはまだはっきりしてない部分がございますので、説明を申し上げて、一旦お引き取りいただいたというような状況になってございます。

6 番（岩佐秀一君）はい、議長。ほんとにあの報道聞いてうんと希望に満ちた町民の方々が相当いると思うんですよ。だから、できるだけ早く一般の方々にもあいてるんだから利活用していただくようよろしくお願ひしたいと思います。

それから次に公営住宅の財産処分について、先ほどありましたけども、まず33戸、まず希望があればなんでしょう、33戸予定されてるってことで、それ以外に120戸、一戸建て120戸についても払い下げの対象になるということと解釈したんですけども、その場合、あつという間に33年になると思います。今入っている方々が。高齢者の方もいろんないると思います。そんな中、この払い下げ1戸当たりの大体大ざっぱな金額とか把握してるのかどうかお聞きしたいわけです。とにかく今29年ですから30年度だからね、あと3年で希望があれば資金とか家族とか相談があると思うんですよ。だから、こういう点で聞かれたら幾らぐらいになりますよとかそういうふうなのあるかどうか。幾らぐらいになるかどうか。

議長（阿部 均君）これ、担当誰。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。ちょっと今のところわからない。

議長（阿部 均君）大まかな試算も出ない。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。実は昔町営住宅に入ってて払い下げになってその屋敷にしたっていうのありますよね、ちょこっとね、ぜひ災害公営住宅にしていれば資産価値が下がるなのね。だから、何と云えば早く売って、そして持ち家をさせて、そして町に固定資産税が入るって。そして今度と同時に求めた住民の方が余裕を持った生活できるようなことを期待して私の質問を終わります。よろしくお願いします。

議長（阿部 均君）終わりですか。（「はい」の声あり）

6番岩佐秀一君の質問を終わります。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は5時15分といたします。

午後 5時05分 休憩

---

午後 5時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）10番高橋建夫君の質問を許します。高橋建夫君、登壇願います。

10番（高橋建夫君）はい、議長。平成29年第3回山元町議会定例会におきまして一般質問を行います。

大綱1件、細目5項目を通告しております。質問事項は上下水道の経営の状況と今後の動向について質問をさせていただきます。この質問に至った背景を若干述べさせていただきます。

東日本大震災直後に町内全域断水し、約1カ月半後にはほぼ給水がなされました。同23年度に国の官民連携事業モデル調査に町が採択されて以来、特に派遣先の横浜市からの多数な支援により25年度から山元町・横浜市水道局・横浜ウォーター株式会社と三者協定を結び、27年度からは上下水道事業包括的業務、これをスイング株式会社に委託し、公公民連携によるより直面するさまざまな課題に積極的に取り組んできたことを水道関係の新聞等で拝見をさせていただいておりますけれども、これまでの努力に対してまずもって敬意を表する次第であります。しかしながら、給水人口や世帯数の現象から今後の上下水道経営運営に対し課題はまだまだ山積してあると思われます。このことから、次の事項について伺いたいと思ひます。

まず細目の1番目、包括的業務委託により財政面からハードとソフト、この両方を主な成果と今後の課題をどう捉えているか伺いたいと思ひます。

2つ目に、大震災後の給水人口が減少したことが第一の給水収益減と思ひますが、24年度から徐々に回復しております。その主な要因と今後の動向をどう判断されているか伺いたいと思ひます。

3番目に、今後の経営動向は県への受水費と宮城型管理方式、これは県のホームページを開くとどなたでもご覧になれますが、水道、工業用水、流域下水道の民営化を目指したものです。この検討結果も大きなポイントとなると思ひます。その動きを捉まえて町の対応策はどのようにされるのかを伺いたいと思ひます。

4番目といたしまして、包括的業務委託は23年度から31年度であります。経営運営の効率化を図る必要があるとさらに考えられますが、その後はどのような対応をされるのかを伺いたいと思います。

5番目に、当事業のキーマンとなる技術管理者は現在1名ですが、これからの技術継承にさらなる資格取得の具体的取り組みをどう考えておられるのかを町長に伺いたいと思います。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。本日の最後となります高橋建夫議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、上下水道事業の経営運営についての1点目。包括的業務委託の主な成果と今後の課題についてですが、震災直後、給水人口や給水収益等の大幅な減少により今後の事業経営が懸念される中、上下水道事業のコスト削減を図り、使用者に対するさらなる安定給水の確保と安全性の向上を継続的に提供する体制づくりとして平成27年度から31年度までの5カ年を期間とした包括的業務委託に取り組んでおります。

本業務の財政面での効果額としては、上下水道施設の維持管理業務等業務の包括化による縮減額が約3,300万円、職員削減による人件費が約3,200万円の合計6,500万円の縮減効果があると見込んでおりました。平成27、8年度決算を業務包括化の前年度である平成26年度決算と比較すると、未収金回収による収納率向上もありおおむね見込みどおりの削減効果が出ていることから、平成18年度に料金を改定した水道料金体系を震災後の現在においても維持することができております。また、ハード面では機械の故障や大雨等の緊急時において遠隔監視システムの導入等により迅速な対応が可能となり、漏水の早期発見や機械の延命化につながり施設管理の安全対策面で特に効果があったと考えております。

なお、今後の課題についてはさらなる業務の効率化を図るため、可能な限り業務の枠を拡大することと認識しており、現在町が直接発注している下水道の汚泥処理等の業務について包括業務に含めることができないかを検討しているところであります。

次に2点目、給水収益回復の要因と今後の動向についてですが、平成22年度と24年度を比較すると、震災前約3億8,600万円であったものが、震災後は約28パーセント減の約2億7,900万円まで落ち込んでおります。その後、新市街地を中心とした住まいの再建が進み、またイチゴ団地の整備、災害復旧復興事業に伴う土木業者の仮設事務所の設置等により使用水量が顕著な伸びを示したことから、昨年度決算では給水収益が3億2,800万円まで回復したところであります。今後の見通しといたしましては、今年度から宮城病院がこれまでの井戸水使用を町の水道に切りかえたことに加え、桜塚地区への2つの高齢者福祉施設建設が見込まれることから、一定の増収を見込んでおります。

次に3点目、今後の経営動向のポイントについてですが、議員ご指摘のとおり、今後の経営については毎月県に支払う受水費が大きなポイントと認識しております。現在、県では今後の給水収益の減少とハウシン需要の増大を見据えた経営基盤の強化を図ることを目的とする宮城型管理運営方式と称する上水道、工業用水及び流域下水道の3事業について民間の力を最大限に活用した最適な管理運営方式を検討しており、その結果が平成32年度に県が予定している受水費の改定に大きく影響すると見込まれます。町と

いたしましては、給水原価に占める受水費の割合が3割以上を占め、今後の水道事業の経営に大きく影響すると見込まれることから、宮城型管理運営方式の動向を注視するとともに、受水団体で構成する仙南仙域広域水道受水団体連絡会を通し受水費の引き下げを県に強く要望してまいります。

次に4点目、包括的業務委託の今後についてですが、5年間の委託期間の2年目を終え、当初の見込みどおり決算の数字にその効果が顕著にあらわれていることから、包括的業務委託は継続してまいりたいと考えております。現在、定期的に業務を評価するモニタリング等で課題を洗い出しておりますので、さらに効率的なものとなるよう次期発注に向け鋭意準備検討を進めてまいります。

次に5点目、技術管理者の資格取得の取り組みについてですが、水道技術管理者については水道法上水道事業の設置者が必ず設置しなければならない技術面での責任者であり、その資格を有している職員は事業所内の有資格者を含め町全体では2名となっております。継続的な事業運営のためにはさらなる有資格者の確保が必要なことから、町といたしましては人事のローテーションに配慮しつつ、実務経験を積ませるとともに資格取得に必要な講習会への参加機会の確保等に努めてまいります。以上でございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。細目の1番目の包括的業務委託、これらのソフト・ハード面等の効果、成果、今後の課題のところで、財政効果については今回回答がございましたけども、人件費、それから費用削減、未収の解消による収納率向上、また震災直後危機的状況から現在の料金体系を維持してきたと、これが一番大きなところなんだろうと思います。また、ハード面の効果として遠隔監視システムの導入で漏水の発見、機械の延命化や緊急的の施設管理の安全対策の効果など私もいろいろ調査した結果、このような効果があったということは周知しているところであります。

そこで、今後の下水道汚泥処理等の業務等もこの包括的業務に含めていくという大きな方向性があるわけなんですけども、前々からちょっと気になっていたことがこれに関連して2つほどございます。今回の下水に関して28年度決算、これの監査役の意見審査、これにも載ってございましたけれども、下水の不明水、これの要因、それから対策等についてはこういった今後の包括業務の中で取り入れていくということを視野に既に入れてるかどうか。まずは伺いたいと思います。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。では、お答えいたします。まず不明水についてですけども、山元町の場合、雨水とは別に一般家庭の生活排水やし尿を処理する分流式下水道というものを採用しております。不明水とはこれらの生活排水以外の下水道管に流入する下水道の流入水のこと、特に大雨時のマンホール等のすき間などから入る不明水、あるいはまれなケースですけども、雨どいの誤接続、これも不明水に含まれます。あとは埋設されております下水道管の継ぎ目、ここから流入する地下水、こういったものが不明水と考えられます。不明水が多いと放流する際の消毒の薬品代とか処理場の循環させる電気代等、こういったものがかかりますんでこういった費用を節約するためにも不明水対策に努めておりますけども、特に包括的業務に今含めてるわけではございませんが、特に近年短時間に大雨が降る機会が多くてそういったときに委託先であるスティングさんが真っすぐ現場に出向いて運転管理するわけですけども、特に大雨時の不明水の流入が多いということで、委託業務の中には入れてないですけども、不明水の流入場所の特定とかには職員を含めて委託業務ではないですけども努めている最中ではございま

す。昨年度完成した礫処理場、その周辺の不明水はある程度解消されております。あと、今年度宮城病院が新たに接続してございましたけども、誤接続が多少あったということもあって、そういったところの対策もなされておりますので、現在も引き続き対処しているところでございます。以上です。

10番（高橋建夫君）はい、議長。上水道に例えると逆に漏水の反対で余計なものが入ってくるといような感じですよ、マンホールに。それは既にもうちゃんと目線がどっからどういう要因になっていて、それで包括的業務関係なくルーチンワークの中で対応されるということが目鼻が立っているということで理解でいいんですか。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。高橋議員おっしゃるとおりでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。あと、今の件はわかりました。

それからもう1件です。今後の下水道の包括業務、この中でちょっと私期待していることは詳細は後で述べますけども、汚泥の中の含水量、これを圧縮して少なくするというそういうようなシステムを考えてるかどうか。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。ただいまの質問にお答えいたします。現在、公共下水道で発生する下水道汚泥、あと農業集落排水事業で発生する汚泥、両方とも牛橋にあります阿武隈コンポスト工場のほうに搬出して、コンポスト化している現状でございます。特に公共下水道の汚泥、遠心脱水機というもので汚泥を少なくして搬出してんですけども、供用を開始した平成5年に導入した機械と、間もなく15年を迎える遠心脱水機と2台あります。供用開始時に導入した機会については間もなく耐用年数も迎えるということで、現在計画している機械の更新計画の中では平成30年から31年にかけて更新する見込みでございます。

議員おっしゃるとおり、含水率が少なければ発生する汚泥も少なく、汚泥処分委託料の削減につながります。間もなく25年を迎える機械については当時と性能も違いますので、新しい機械に更新することで含水率も低く抑えることができ発生する下水道汚泥の削減に努めることができますので、機械更新に当たっては町だけではなく三者協定を結んでおります横浜ウォーターであったり横浜市の協力を得ながら今後更新をしまいたいと考えております。以上でございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今の回答ですと、要は今現在処理している機械が耐用年数が来た順にその更新をしていく。更新していく際は今三者協定で結んでいるそういうアイデア等を生かしながら適切な設備を更新していく。そういう考えの中に入っているということがいいんですか。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。議員おっしゃるとおり、そのようにして計画しております。

10番（高橋建夫君）はい、議長。私今これお話ししたのはこれまで一般質問で2回ほど先ほどお話が出ました牛橋のリサイクル会社の阿武隈さんですね、の臭気の問題等で今28年度の決算を見ますとさっきの汚泥は約482トンが処理されてます。ですから、今おっしゃられるように全体の含水量が少なくなればその運搬業者のほうの運搬も効率よい。それから阿武隈さんで堆肥化するときの機械に対する負担、それから作業効率も上がっていく。多分いい堆肥も出てくるんでないかなということに期待してます。ですから、前に質問したときには保健所等々で相談しながらやっていきますというよりもこういった包括的な業務の成果の中からこういったリサイクル会社で頑張っているところに貢献をし

て共存共栄を図っていくべきでないのかなというふうなことを思ったものですから、ぜひ計画の中にあるのであれば進めていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移らさせていただきます。細目の2番目、大震災後の給水人口が減少したことが第一の給水収益減と思うが、24年度から徐々に回復しているという傾向なんですけども、ちょっと数字を追っかけて調べてみますと、震災前22年度は給水人口が約1万5,600人、給水収益が3億8,000約600万円。ボトム震災当時23年度は給水人口が約1万4,000人、給水収益は約2億4,000万円、それで今回の28年度の決算では給水人口が1万1,000約600人、人数は減ってるんですが、給水収益は約3億2,800万円とこういうふうに回復しております。それで、給水収益にさまざまなプラス要因が先ほど回答ありました。復興がありましたけれども、その中で復興が進むと逆になくなるもん、仮設の事務所とか業者の仮設の事務所とかそういうものなくなってきましたけども、今町では平成38年度までですか。ことしの春に国のほうに収支計画シミュレーションをこれ出して出されておるんですが、ここで私が聞きたいのはこれは国のほうに出すために非常に厳しい見方をして出していると思うんですね。急ぎで出したということもあるんで、今既に宮城病院とかそういうところはこういうところに織り込んであると思うんですけども、先ほどの桜塚の介護施設ですね、こういったところはこういうところにまだ入ってないんですよ。今皆さんにオープンになっている計画の中で……。

議長（阿部 均君）質問は簡明に願います。

10番（高橋建夫君）はい、議長。こちらのほうに入っていないものっていう大きなものっていうのはそのほかにあるんですか。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。お答えいたします。ことしの3月の常任委員会の中で経営戦略、上下水道の経営戦略の説明をさせていただきました。こちらは国に提出したものでございまして、その中に水道事業、下水道事業のそれぞれの収支計画、10年間のものを添付してございました。その中で、主に見込んでたものという中で、宮城病院については平成29年度から接続するという具体的な話が出ておりましたので、その収支計画の中身は見込んでおりました。先ほど町長の答弁の中にありました桜塚地区の2つの高齢福祉施設については具体的な時期が明確でもなかったということと、使用水量の把握もなかなか難しかったということもありまして、この2点については見込んでおりませんでした。あと、現在東部地区のほうで圃場整備事業行っておりますけども、これに関連して上水道、下水道の撤去とかも出てくるかと思っておりますけども、この点についても明確な時期が把握できなかったということもありまして、この辺はただ減価償却費というものであったり資産減耗費ということで、現金の支出を伴わないというものもありましたので、この辺も見込まずに提出しております。

今後具体的な計画とかが明確になれば、あと次の質問とかにも出てきますけども、県の受水費の動向、こちらもあり次第財政シミュレーションについては毎年更新しておりますので、そちらのほうに反映していきたいと思っております。県の受水費の動向についてもこの時点では収支計画の中には盛り込んでおりません。以上でございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。ことしの3月につくったときのシミュレーションはそれ見てわかっている範囲内ということで、その後大きく動いたものとか今後見込まれるものは年度ごとに一般会計と同様にシミュレーションしてローリングしてくという考え方でよろし



いんですか。町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいま所長のほうから説明申し上げたような流れ、捉え方でございます。まちづくりが一定程度進んできた、あるいは宮城病院との連携支援事業が継続されてる中で長年にわたりまして一つの懸案でございました宮城病院の上下水の利用の切りかえというふうなものも相当いい形で反映しつつあるというところでございますので、引き続き安定的な管理運営に努めてまいりたいなというふうに考えてるところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。次の質問に移らせてもらいます。今後の県に対する受水費の支払いないしは宮城型管理方式に関するポイントなんですけども、私がこれで取り上げた理由は28年度決算で県に納める受水費は減価償却費に次いで給水原価に占める占有率っていうのが2番目なんです。それで、全体の占める割合が36.5パーセント、27年度よりも4.3パーセントアップしてると。そこで県のホームページを開きながら宮城型を今後本当に期待できるのかという形で見ました。簡潔にお話ししますけども、なぜ宮城方式になったのかという、データが開くといっぱいあるんですけども、県では10個のこういった官民連携運営に至った理由というのを一般に公開しております。それをかいつまんで2個だけ選んでお話しすると、水道用の用水の事業、これ人口減少により給水量の減少によって料金を現行水準とした場合35年後には収益は15パーセント減少するという厳しいことが1つ。それから工業用水では契約水量はピーク時から50パーセント減少いたしまして……。

議長（阿部均君）何を質問したのか。論点をきちっと整理して質問してください。宮城方式とあって、そういう分の説明の場ではございませんので。

10番（高橋建夫君）はい、議長。わかりました。それで、その動きなんですけども、25年度は検討活動を県ではやっているいろんな市町村、ユーザー、町民からパブリックコメントを集約してスキームを決める。それから2番目としては30、31年度は業者を選定する。第三者委員会で業者を選定する。32年度からこの方式を運用開始となっております。そのような状態を見た場合に、最近8月末に会議が開かれてんですね。それでその進行状況となんか今後に向けて町としてどのように捉えているのかを私はここで聞きたい。町長、お願いします。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。ただいまの質問にお答えいたします。高橋議員おっしゃるとおり、8月29日に2回目となりますが、上水道、工業用水、下水道の一旦官民連携運営検討会というものがパレス宮城野で開催されました。傍聴可能だということで、私も傍聴してまいりました。この会議は有識者と民間事業者、行政関係者で意見交換をするものでございました。この会議は1回目が平成29年2月に開催されまして、今年度にあと2回開催予定しているということでした。県ではこの会議において我々が期待しておったのは財政シミュレーションの提示期待しておったんですけども、残念ながら財政シミュレーションの資料提出はございませんでした。ただ、県の説明の中では官民のリスク分担の詳細な事業改良書を次回、3回目となるか4回目となるかわかりませんが、これに向けて作成するということでした。

先日この会議の中でおおむね方向性が示されたのは、委託期間20年を考えているということでした。20年の根拠といたしましては、今県が関係している水道、下水道、工業用水、この3事業の関係する受注業者とかであると思っておりますけども、アンケートと

ったところおおむね20年と。投資した金額を回収するのに必要な期間がおおむね20年で回収できるというようなことらしいんですけども、20年ということを見込んでいたということでした。あと、業務委託の範囲でございますが、広域水道の仙南仙塩広域水道、あと大崎の広域水道、あと工業用水、仙塩の工業用水、下水道については阿武隈川流域下水道、あと仙塩の流域下水道、あと鳴瀬川の流域下水道、吉田川の流域下水道、下水道については4地区を業務委託に含めるというような方向性まで示されておりました。ほかについては今後検討するというので、次回以降になるかと思っております、次回以降もこういった情報収集に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。32年度から運用開始とありますけども、現況では例えば開始した2年後あたりから効果がつかめるとかそういう今次元ではないと捉えているかどうか、その辺お願いしたいと思っております。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。ただいまの質問はこの宮城型管理運営方式を導入することで受水費の改定がどのようになるかということかと思っておりますけども、受水費の改定にどのような影響が出るかということについてはこの会議のほかにも町長の答弁にありましたが、仙南仙塩広域水道の受水団体連絡会、こちらの中で県の企業局から説明を受けた際に同じような質問をやはり我々受水団体のほうでいたしました。現行のスケジュールでは32年度からこの事業を委託できるというようなことですが、受水費の改定を予定している32年度に反映されるかどうかの検討をしている状況で、まだ明確な回答はいただけていないというような状況です。すぐに反映していただきたいというようなことは受水団体を通して要望しているところでございます。以上でございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。わかりました。今そういう状況であれば、パブリックコメント等に積極的にPRする活動をすべきではないかと思っております。

それからもう一つ、どうしても聞いておきたいのは受水費に関連してですが、料金検討委員会というのがございますね、各自治体から集まってる。現在の料金体系っていうのは27年度から31年度に向けての計画で実施されてるわけですよ。見るに27年度あたりが元利償還もピークに達している。ダムとか何かいろいろつくった事業をその元利返還がピークに立ってくればそれからだんだんとそれがなだらかになっていくかどうか。低くなっていくのかな。それらもこの先ほどの宮城型の運用開始の効果とそれかぶってきいていい方向に行くのかどうかということはどう捉えてるかということをお聞きしたい。町長、お願いします。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。料金検討委員会については先ほどの宮城型管理運営方式とは別に平成28年度にまず2回開催されております。これは受水団体ごとに1名、おおむね次長クラスの方が出席してる検討会なんですけども、この検討会においては昨年度の段階では具体的に下げるとか上げるとかっていう資料の提供ではございませんでして、料金体系、細かく説明しますと損益ベース、まず収益的収支で赤字にならないようにまず収益の見込みを立てる。こういった試算と資金ベース、たとえば収益的収支で赤字になっても企業債を発行することで内部、資金を減らさないような収支計画をつくる。どちらを選択していくかという検討だけで終わっております。29年度においては宮城型管理運営方式のこういった会議とかもありまして、なかなか県の企業局でもこの検討会を開催できない状況でありまして、検討会を開催すべきという要望が受水団体のほうからもありまして、恐らく来月までには今年度初めての料金検討会が開催される見通し

であります。そのときには今回の宮城型管理運営方式の効果をこの受水費の改定に反映できるかどうかというようなところの説明はいただけるかと思います。

あと、先ほどの質問の中で県のほうでも元利償還金のピークは過ぎているというような話でしたけども、おっしゃるとおり元利償還金のピークは過ぎておりますので、それだけ考えれば受水費が下がるというふうに考えがちですけども、県のほうでも今後広域水道の管路の更新がありますので、そちらの具体的な説明も次の料金検討会で出てくるものと思われまますので、どの程度の計画をしているかというようなことが次の検討会で我々も知ることができると考えております。以上でございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今の件は県の枠組みがきちっとしないと今の段階ではわからないということなんで、今後いろいろ調査していきたいと思しますのでそのときは提示願いたいなというふうに思います。

では、次の質問に移させていただきます。包括的業務委託は27年度から31年度まで。経営運営の効率化を図る必要から今後どうするかという質問なんですけども、これは町長にまず現状認識としてどう捉えてんのかということ伺いたいんですが、今後どうするかの前に私は町は18年度に上下水道統合されてみずから町長の部下のみずからの職員の方々が業務の洗い出しをやって、何とか少ない人数で新たな手法で経営の安定ができないかという努力検討が非常に積み重なってきた。それが今公公民連携という形で話されてますけども、下地は町長の部下の職員さんの積み上げた努力のベースがあっただけでなかなかこういった公公民っていうのを捉えている自治体ないんですけども、先行している栃木県の高根沢、これなどを現地へ視察をしたりして何とかものになんないかという努力が見られんですけども、そういったベースがあっただけで今回に結びついているということを町長は理解認識をされているのかどうか。まず、今後の前に現状認識としてお願いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご指摘の件につきましてはこれまでの対応経緯、そのとおりでございます。これまでの積み重ね、そして議会の皆様にも先進地の視察あるいは所管での委員会での検討の中でこの包括へのゴーサインを出していただいたということが一定の成果をここに来て出てきているというふうに受けとめさせていただいております。それはいみじくも総務省の中央広域企業等の関係のホームページ、こちらの中にも私どもの取り組みが先進的取り組み事例の一つとして紹介されているというふうな部分がございますので、これまでの取り組みを一定程度評価し今後の包括の継続的な対応にもつなげていかなきゃいけないというふうに考えているところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。この公公民の取り組みっていうのはそもそも少ない人数でいかなる手法で効果を上げていくかということからスタートしていますから、私は長期的な観点から維持管理が可能だというふうに判断しておるんですが、そういう視点で長期的に取り組んでいこうとしているのか伺いたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもちょっと触れましたように、一定の包括業務委託の効果が出ておりますので、引き続き可能か限り包括に含められる業務を模索しながら、少しでも行革マインドに沿った対応をしてみたいなというふうに考えるところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。これに関してもう2つほど質問させていただきたいと思っております。今今後の課題の洗い出しをモニタリングしているという町長の回答だったんですが、包

括的民間委託契約というのは、まず一つには運転管理、大別すると2つ目には清掃、それから水質分析とか一番これから効果上がんのが修繕工事かなど。それから料金の窓口、こういった対応、こういったものを一体発注することによってメリットがトータル的な視点から出てくるということだと私は思っていますが、今挙げた運転管理から料金までの4つの項目の中で重点的にこれからこの公官の連携の中で取り組もうとしているのか。今話せる範囲内で結構なんでポイントをお願いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご指摘のような側面、分野があるわけでございまして、その関係からの確認をしながら業務の範囲、どこまで取り組むべきか、これを引き続き検討してまいりたいというふうに考えているところでございますが、それぞれの分野において一定の効果が確認されておりますので、基本的にはこれをさらに進める方向で検討を進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今の段階ではそういう時点であると理解しました。特に清掃分野でのマンホール対策とか、それからこれから設備の更新が修繕工事がここが物すごい狙い目でないのかと、効果ですね。この辺に注視しながら取り組むべきでないかなというところで提言しておきたいというふうに思います。

それからもう1点、関連としてお聞きします。29年度、今年度ですね、今年度でおおむね給水区域での復旧、これが完了するのかなと察するんですが、これからは東部地区の地区内の事業の支障っていいですか管路の移設とか撤去工事とか、こういった見通しというのは今どのようなレベルなのか。どう考えてどう取り組もうとしていくのか、町長、お願いいたします。

議長（阿部 均君）町長、わかんねべ。これ、大丈夫ですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。大まかなところ、私から申し上げまして、所長のほうから補足を申し上げたいというふうに思っております。

東部の一体については基本的に居住エリアに適さないというふうな基本的な考え方のもとで上下水道の管路の撤去整理というものに対応してきたというふうな部分、そしてまた一方ではできるだけこの機会に集約化の方向でまちづくりを進めなくちゃいけない、いわゆるコンパクトシティの理念に沿ったまちづくりをしなくちゃいけないという中で、これまで集落が町内に広く点在しておった中で配水管の延長が長いわけでございますね。割高な水道料金なり下水道料金になってたというふうな部分、今ご説明申し上げたようなことがこれから一定程度進んでまいりますので、少しでも効率性のよい条件で水道を提供し、あるいは下水をご利用いただくようにできるんじゃないのかなというふうに期待をしているところでございます。所長のほうから。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。今後の事業の見通しについて説明させていただきます。

東部地区については土地利用計画とかが明確になってない部分がありますので、水道会計、下水道会計とも移設であったり残管撤去の予算がほとんど計上できてない状況であります。ただ、この点については県のほうと協議が進んでおりまして、圃場整備とかで下水と水道とも管が支障になる場合は県のほうで撤去並びに移設を行う。更新後の資産を譲り受けるような形で協議するという内容で協議は進んでおります。以上でございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。庁舎内として今の問題、東部地区整備室ですね。それと上下水

道との連携というのはどのようなところがポイントになるんですか。その辺、ちょっと。上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。協議自体は直接県の地方振興事務所と行うわけですが、こういった協議がなされたというようなことであったり、具体的な場所とかについてはもちろん東部地区のほうに連絡報告するような形で連携っております。以上でございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。先ほど町長みずからお話ししてましたけども、この小さい町で宮城県内でもワーストクラスにコストが高い。要するに配管効率が良くないということを感じておられるようなので、その辺を今後改良していくべきではないのかなというふうに思います。ぜひその辺にポイント当てて改善をしていただきたいというふうに思います。

次に、最後に技術管理者1名の件に関してお伺いします。これを取り上げたのは技術継承にさらなる資格取得の具体的な取り組みはということで、回答の中に人事のローテーションに配慮しつつという文言があるんですが、これは具体的にはどのようなことを考えておりますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この関係は実務経験が5年以上必要だというふうな前提がございますので、そういうようなことを意識して勤務年数、ローテーションというふうなものを考慮していきたいというふうな趣旨でございます。その経験がなければ日本下水道協会が実施する資格取得のための講習会の受講資格、こういうものが得られないということになりますので、そういう有資格受験のなりの資格を有資格者の条件整備に努めるためのローテーションをしっかりと組んでいきたいというふうなことでご理解いただきたいというふうに思います。

10番（高橋建夫君）はい、議長。この技術資格者は水道法ので云々という先ほど回答ありましたが、水道法の第19条に水道事業者のところには必ず1名を置かなきゃならない。それで、ただみずから水道技術管理となることを妨げない。それで技術管理者の重要な任務、これが連なっている。それから一方では町の条例では確かに経験5年、要するに実務、要するに現場経験が5年ないという町での条例があります。しかし、ちょっと聞きたいのは5年たたなくてもそれなりの学校出て3年だったら3年にその水道協会が国で認める水道協会がの講習、これに参画するということはできないんですか。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。日本下水道協会が実施する水道技術管理資格取得講習会というのがありますが、こちらは高橋議員おっしゃるとおり実務経験5年未満でやっても受講が可能でして、3週間の講習を受けてその後試験、試験を受けた後に今度は3週間の現場実務の講義がありますので、合計6週間、1月半ほど必要となっておりますが、なかなか期間をつくるの難しいかとは思いますが、可能は可能でございます。以上です。

10番（高橋建夫君）はい、議長。午前中も職員の定員の問題等でいろいろ問答がありましたけども、基本的には今この上下水道には派遣職員の方が3名おられますね。これは30年度から31年の3月にはもう任期になります。その期間を有効に利用するというのと、そのローテーションというのを考えれば3年ぐらい経験あった人が他の部署にも少ないけどもいるはず。その人を含めて具体的にやるのはことあたりが今年度取り組むのは一番絶好のチャンスでないかというふうに思うんですが、町長はどう考えますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かにそういう今状況下に置かれておりますので、そういうも

のもしっかりと勘案しながら必要な受講なり人事ローテーションなりというものを総務課、事業所、問題意識を共有しながら対応していきたいなというふうに考えるところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今技術管理者が上下水道事業所に1名と、経験のある方がほかの室に1名おりますね。その方たちを見てると結局は本人たちがプライドを持って仕事を私はやってると思うんですが、そこに10年以上いるというそれはローテーションをいろいろ今まで考えてきた結果がちゃんと考えてきたというローテーションなのか、その辺を町長に伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私が就任する前のことを申し上げますと、一般的に1カ所での勤務年数が長い状態がございました。ジョブローテーションを定期的にといいますかというふうな状況には必ずしもなっていなかったという部分がございます。そこで私が取り組んだ基本的な方針は、まずは長い、1カ所長い勤務になってる職員をこれ一掃しなくちゃいけないというふうな部分で取り組んできておりますので、今5年以上という職員は相当数少なくなってきた状況がございます。そういう基本ではございますけども、一人一人いろいろな状況がございますので、必ずしもその原則論に沿ってのローテーションを組むというのも現実難しい側面もございます。しかし、それはそれとして必要な人員が必要な部署に配置しなくちゃいけないという一方の要請もございますので、それに向けて必要な人事ローテーションを確立をするということで、引き続きこの組織の管理運営をしていかななくちゃいけないというふうに思っているところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。公公民の連携が要するに花開いてきたということと、今少なくとも30年度までは3人の方々の派遣職員の方がバックアップ、技術のバックアップをしてくれている。それからアドバイザー契約も結んでる。こういう環境を利用しながら他部署に3年でも経験した人を回しながらでも今の間にふやす絶好のチャンスでないのか。具体的に言うと、町長に再度29年度この問題について具体的に提起して進められるのかどうかを確認させていただきます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的には問題意識を持ってこの資格者、技術管理者の確保に対応してまいりたいというふうに思いますが、ご案内のとおり、人事というのは全体を勘案しながら対応しなくちゃいけない側面も多々ございますので、必ず29年度の中でというふうなお約束をこの場で申し上げるわけにはいきません。全体を見据えた上で問題提起を踏まえしっかりと対応させていただきたいというふうなことを申し上げさせていただきたいというふうに思います。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今後私が6月の一般質問のときに30年度ですか、派遣職員の任期の方、任期が来ますね。31年の3月、そのときにプロパーの職員の方は何名を想定していますかと。173人という形で具体的に答えてくれました。行革で狙った170人レベルに戻るんだな、そういうところでやんなきゃなんないんだなと。そういうのも全部自覚をした上で今町長が言うように全体を見た上でここが大切だからできる環境にあるところから進めていくのが先送りしない一つの一番重大なことではないのかというふうに私は思っているわけです。これは何としても上下水道事業所だけでは解決できないと思う。トップ判断でこのインフラっていう、インフラ整備の最も根幹をなす重要な位置づけにあるこの水、この部分のところを守っていくという観点からもぜひ今年度取り組んでほしいと思うんですが、再度回答は同じですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。この事業所の持つ役割、重要性っていうのは議員ご指摘のとおりでございます。しかし、限られた、特に専門分野の職員、今の遅れた水道事業所以外のまちづくり整備課、施設管理室、復興整備課など全体を見据えた中でどうすべきかというふうな部分もございますので、問題意識を持って対応させていきたいというようなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

10番（高橋建夫君）はい、議長。私は再三全体を見据えてその技術強化という分野から話をします。ぜひ持ち帰って強い意志を持って取り組んでいただきたいと思います。私の一般質問、最後にしますけども、私は先祖先人から水は命、茶は薬ということで教えられてきました。水を大切にしているような自治体というのは活気があって力強く歩んでいると思います。ぜひこの上下水道、今後も強い意志を持たれてると思うんですが、力強いリーダーシップを果たしていただきたいと思います。町長には特に危機感を持って取り組むよう要請いたしまして一般質問は終わりいたします。

議 長（阿部 均君）10番高橋建夫君の質問を終わります。

---

議 長（阿部 均君）お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

次の会議は9月6日午前10時開議であります。

大変長時間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後 6時20分 延 会

---